昭和二九年一月二五日決定　昭和二八年(あ)第四六九三号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎

昭和二八年(あ)第四六九三号

被告人　星野騰

弁護人岡本清の上告趣意

一、原審東京高等裁判所刑事六部は其の刑非常に重く、当然執行猶予を付すべき事件にも実刑を科する等の裁判多く俗に「刑事ファッショの部」と称せられている。本件弁護人は此の事件も六部と聞き「しまつた」と思つたが、正面から部の変更を願出る訳にも行かず其の儘、初犯の本件被告にも実刑懲役参年六月の言渡を、ずる〳〵受ける様になつてしまつた。高裁刑事一部等の立派な部の審理を受けず真に遺憾である。

本件は第二審立会の高検小西検事殿すら初犯にして情状執行猶予に値する本件被告に同情せられ、「検事としても実刑を固執せず」との立派なる態度に出られたに拘らず、近藤判事の意見なのかそれとも主任の山岸君の考なのか判然せざるも、法廷で裁判長も小西検事の方を向いて『強盗の主犯にして前科あり日本刀を振り廻した高橋宗平、水野信雄が、本件強盗に付、佐倉検察庁の取調を受け乍ら釈放せられて不起訴と為り、独り被告星野のみが、同庁検察官から「不満だろうけれども……」と起訴された事実、大宮近在の人々が、高橋、水野の二人はエライゼニをつかつたそうで（悪い奴は星野をだまして散々利得して姿をくらました、星野はだまされた）星野さんばかり馬鹿を見たと云い居る事実』（弁護人控訴趣意書第四、及原審証拠申請書の記載参照）に付き、『記録中の佐倉、高橋、水野関係の部分を見るに、岡本弁護人の論旨に添うが如き点がある、検事に於て取調べられたい』と申述べ、小西検事の諒承を得た事もあつたに拘らず（右法廷に於ては陪席山岸君は病気として出廷せず、石井麻佐雄判事出廷せられ、合議室に入つて又出廷の後の右裁判長発言の為め、弁護人は石井判事の公正なる意見重きを為すと思い、大にしては為邦家、喜んで居つた）、次の公判開廷の際には石井判事の代りに陪席山岸

君出廷し、弁護人側の証人四名の訊問あり、サッサと閉廷してしまつた。ヲカシイとは思つたが、前記小西検事の実刑を固執せずとの態度もあり、弁護人としても「いくら重刑の部でも、内河重作等被害者と完全な示談を遂げ、同人等の宥恕願い出もあり、初犯にして改悛の情顕著、重要なる身許引受人あり、真面目に自動車運転手として勤務している本件被告には執行猶予を言渡すであらう。果して然らば、佐倉検察庁の高橋、水野不起訴の真相の御調べを待たなくとも、不起訴と執行猶予と、必ずしも不衡平ではないであらう」と考えた事も、強ちに無理ではないと御諒承を賜われるものと信ずる。然るに被告に対し言渡の日、懲役三年六月と実刑を宣告せられたので、弁護人も驚いて近藤裁判長に面会した処、「強盗主犯の高橋水野の釈放、不起訴は、どうも既判力の関係らしいんだ」との回答であつた。本来そんな疑問があるなら、堂々と今一回法廷で、高橋、水野を訊問せらるべきである（現に石井判事陪席時代には、高橋、水野を取調べて見るような事も、法廷で発言があつた）それを単に片づけ主義、重刑主義でバッタ〳〵と言渡し、被告の利益の点は「どうも……らしいんだ」位で片付けられては到底、人権擁護を主眼とする新憲法下の民主主義の裁判とは云えない。恐るべき事である。納得の行かない裁判は速に破毀せられ、原審東京高裁の他の部え差戻を願い度いと存ずる。

本件以後別件外国為替管理法違反の主任弁護人として控訴した処、又刑事六部より控訴趣意書提出の催告あり已むを得ず事務員に作成せしめ、本弁護人自から持参した処、刑事六部では「もう事件は沢山片付けてしまつた。趣意書が出ればすぐ公判期日を指定するようにしている」と云はれるので、弁護人は其の勇敢さに驚き、どうせあの部では再三再四フアッショ的にやられるものと考え、「ゆつくり期日を指定して貰いたい」と頼んで帰つた。其の為か同事件はまだ期日を弁護人の事務所に通知して来ない。とにかくあゝ勇敢にバッタ〳〵と、深く考えず、深く審理せず、表面形式的の（悪くいへば弁護人等の誤信を利用して終結する様な）裁判をすれば、事件は片付くにきまつて居り、その内、刑事六部の事件は全部既済と云う一覧表が出来るかも知れない。併し弁護人等裁判関係者は決して納得していない。悦服していない。

最高裁に於かれては何卒深く本件を考えられ、人権擁護の為にも原審刑事六部の判決などは、つまらぬものと御認定の上破毀差戻を願いたい（窃盗の如きもお供であり分前少く、示談も出来、又時効も完成している）。

即ち本件に付き原審刑事六部の審理及判決は極めて不法であり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる事、明瞭であると確信する。

（尚被告人は佐倉検察庁以来不法に自白を強いられたものである）本件は公平な裁判所の裁判を受けたものと云うを得ず即ち人権擁護を欠き、憲法第三十七条第一項にも違反している（刑事訴訟法第四百五条）。且前記刑事訴訟法第四百十一条第二号、第三号、第一号、第四号に依り、原判決破棄の御裁判を仰ぎたる次第である。

要之、主犯たる高橋、水野が釈放せられ大手を振つて歩き（繊維品多量を不法に取得し金品をバラ撒いた―）、前科なく誘惑された幇助者であり、「もう帰る」と云うのを強制的に手伝わされた星野が実刑とは話が逆である。原判決破棄の上、之を正当ならしむる御裁判を仰ぐ次第である。

以　上

昭和二八年(あ)第五一二六号

決　　定

本籍並住居　茨城県西茨城郡南山内村大字本戸四五七六番地
農業、村長　坪　山　兵　吾
明治二〇年五月二五日生

右に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和二八年一〇月七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人関山忠光から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人関山忠光の上告趣意は判例違反をいうが、その実質は事実誤認の主張に帰し（原判決によつて確定された事実によれば、所論金一〇〇〇円は選挙運動に対する報酬、又金一〇〇〇〇円は投票取纒方の運動に対する報酬及び費用として供与されたというにあり、右各金員が所論のような趣旨で供与されたものであることは、原判決の認定しないところであるから、論旨は判示に副わない主張であり、所論引用の判例はいずれも本件に適切ではない。）刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二五日

昭和二九年二月二五日決定　　昭和二八年(あ)第五一二六号

昭和二九年二月二五日決定　昭和二八年(あ)第五一二六号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　入江　俊郎

昭和二八年(あ)第五一二六号

被告人　坪山兵吾

弁護人関山忠光の上告趣意

原判決は最高裁判所の判例と相反する判断をなしている。

即ち授受された本件金員は、金壱千円は新購入ガソリンポンプ放水試験の際村長代理として出席した被告人が関係者慰労の為に出した祝儀であり金壱万円は村長選挙予選会の費用を寄附したものであり、何れも選挙に無関係な適法な趣旨の金員であるに不拘、原判決が之を買収罪を以て処断したのは、次の判例の趣旨と相反するものである。

大審院昭和八・八・五、同昭和八・一一・二九。

要旨

小遣銭として投票の謝礼を含めて金銭を供与する場合の如く、選挙に無関係なる適法な趣旨の金員と、投票又は選挙運動報酬との結合的供与についても、判例は、それが不可分であるときはその全体につき買収罪が成立する。

大審院昭和六・一二・一九、同昭和八・七・六、最高裁昭和二四・七・一六。

要旨

選挙運動の実費と選挙運動の報酬とを一括して包括的に或る金額が供与され、その何れの部分が実費であり、何れの部分が報酬であるかを区別し難いときは、その選挙運動の実費たる部分は全然違法性のないものであるけれども、なお、その全体の金額について不法の供与たる性質を認めるべきもの。

以上

昭和二七年(あ)第四〇一七号

判　決

国　籍　朝鮮慶尚北道善山郡善山面桃開洞六〇七番地
住　居　盛岡市平戸五八三一番地　商事株式会社岡村重男こと藏福永方
農　業　金　三　順
昭和二年五月一一日生

右の者に對する外国人登錄令違反、外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について昭和二七年六月二六日福岡高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人長崎祐三の上告趣意について。

昭和二〇年勅令第五四二号及びこれに基いて発せられた所論外国人登錄令その他の命令は、日本国憲法にかかわりなく、同憲法施行後も同憲法外において法的効力を有していたものであること、および前記勅令第五四二号は、日本国との平和条約発効の日から廃止されたけれども、同勅令がそのため遡つて無効となるものではなく、また同勅令に基いて発せられた命令は日本国との平和条約が発効したというだけで直ちに無効となるものでないことは、当裁判所大法廷判決の趣旨に照して明らかである（昭和二四年(れ)第六八五号同二八年四月八日大法廷判決「集七巻四号七七五頁」、昭和二七年(あ)第二八六八号同

昭和二九年二月二六日判決　昭和二七年(あ)第四〇一七号

昭和二九年二月二六日判決　昭和二七年(あ)第四〇一七号

二八年七月二二日大法廷判決「集七巻七号一五六二頁」参照)。従つて、前記平和条約が発効したとの一事を以つて、右発効の日から施行された外国人登録法がその附則二項及び三項において外国人登録令を廃止すると共に廃止前にした行為の罰則の適用については、なお、従前の例によるものとしたことを違憲であるということのできないことももまた、右大法廷判決に徴し明らかである。

なお、記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第四〇一七号

被告人　金三順

弁護人長崎祐三の上告趣意

原判決は憲法違反の違法がある。

原判決は被告人が朝鮮より本邦に密入国した事実に対し外国人登録令を適用している。

而し外国人登録令は昭和二十年勅令第五四二号にもとづくポツダム命令である。勅令第五四二号は日本国主権が連合軍最高司令官の制限の下におかれていた当時日本国民の意思と無関係に出来たいわゆる超憲法的効力をもつていた法令であつて憲法を無視した法令である。

外国人登録令は憲法に違反した右勅令第五四二号を母法として出来た法令であるのでこれも亦憲法に違反している。

更に外国人登録法には外国人登録令廃止前の行為に対する罰則は従前の例によるとしているがこれは憲法に違反せる外国人登録令を再び法律化したものに過ぎないからこの経過法も亦憲法に違反している。

従つて本件外国人登録令違反被告事件に対しては無罪の判決を言渡すべきである。

以上

昭和二七年(あ)第四〇三四号

判　決

本　籍　福岡県三潴郡三潴村字高三潴一二五八番地
住　居　前同所
無　職
富　松　照　義
昭和五年八月一三日生

右の者に對する食糧管理法違反被告事件について、昭和二七年六月一九日福岡高等裁判所の言渡した判決に對し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人古賀俊郎の上告趣意第一点について。

原判決は犯罪の場所を証拠によらないで認定しても差支えないと判断しているものでないことは判文上明らかである。従つて原判決の判断は何ら引用の判例と相反する判断をしているものではないから、判例違反の論旨は理由がない。また記録を精査するも本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

同第二点について。

所論は量刑不当の主張であるから適法の上告理由に当らない。

昭和二九年二月二六日判決　昭和二七年(あ)第四〇三四号

昭和二九年二月二六日判決　昭和二七年(あ)第四〇三四号

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第四〇三四号

弁護人古賀俊郎の上告趣意

被告人　富松照義

第一、原判決は高等裁判所の判例と相反する判断をしている。

原判決はその理由中に

「論旨第二点について、記録によると原判決が証人堤繁登の証言を唯一の証拠として、被告人が昭和二六年八月二〇日頃三潴郡三潴村堤繁登方で同人より白米二斗を代金一八〇〇円で買受けた旨認定しているが、同証人は売渡し場所を被告人方と証言していること所論のとおりである。そうすると原判決は犯罪の場所を証拠によらないで認定したことになるが、本件では犯罪の場所は罪となるべき事実ではないから、それにつき証拠理由に不備があつても、判決の理由にくいちがいがあるとは云えない」

と判断している。

然し此の判断は誤りであり、昭和二五年七月二九日の東京高等裁判所の判例（高等裁判所判例集三四九頁参照）と相反する反断をしているのである。

右判例では明らかに

「判決で認定する事実はそれが犯罪構成要件に該当する事実であると犯罪の違法性や責任性を阻却する事由若しくは刑の加重減免の事由、刑の量定に影響ある事由であると右犯罪の日時場所に属するものであるに拘らずすべて証拠によつてこれを認定することを要する」

と判断しているのである。

従つて原判決は破棄を免れないと信ずる。

第二、原判決は刑の量定が甚しく不当で正義に反するものと信ずる。

被告人は後に述ぶる様な事柄から白米、玄米取混ぜ一石四斗八升を八十円乃至百円にて買受けたのであるが、之に対し原判決は懲役四月、罰金壱万円に処している。

被告人は昭和五年八月生れの前科のない青年である。然も被告人は大体温順誠実な性格で部落に於ても模範青年である（此の点については御参考の為村長、村会議長、司法保護司等責任者の連名ある嘆願書を添付致します）

偶々父の死後家業の精米業を継ぎ精励していたのであるが、青年客気の致すところ兄と意見の衝突を来し家出した為、直ちに生活に困り一時的便法として一番手近かな米の闇買をしたにすぎないのである。

勿論、現在米は統制下にあるので之が闇買は法律上許さるべきではないが。然し、現実の事態としては統制下にあるものとは殆ど考へられない。

例ば半公的な鉄道の駅、或はデパートの食堂に於ても米製品は公然と販売されている

し、之が検挙処罰された事は全然ないのである。

又米の統制が必要なものであるかについても盛に論議されているが、統制必要論の根拠は現在に於てはむしろ価格問題（入手問題ではなく）にあるのである。之は必要量が国家に確保されれば残りは自由販売を許すといふ考へ方の根拠にもなつて来るのである。本件の闇米は供出完了後のものであり、此の点から云つても実害があつたものとも考へられない。

単に米が統制下にあるという理由のみで之が厳罰論を主張するのは現実の事態に目を覆ふて権力を振り廻すものとしか考へられない。

然も被告人は深く後悔し已に実家に立帰り、立派に再建日本の農村青年として働いて居るのであります。

此の純朴な農村青年を懲役四月の短期刑に処する事は裁判官に於てよく御承知の通り百害あつて一利なきものである。之等の理由は裁判所に於ても辱知されている所で、最近此の程度の闇買につき実刑に処せられた事は一々事例をあぐる迄もなく全然ない事である。（被告人に同種前科のあつた場合は別問題である）

従つて原審が第一審判決の量刑を許容し懲役四月に処したのは明らかに量刑不当に重く、国民感情と日本の現実の事態に反し正義に反するものと信ずる。

以上

昭和二七年(あ)第四〇四四号

判　決

本　籍　京都市上京区上御霊馬場町三九八番地
住　居　大阪市城東区蒲生町一丁目六六番地　産興住宅内
日傭労務者
吉　松　直　孝
昭和二年二月七日生

本　籍　朝鮮慶尚北道盈徳郡柄谷面釜谷里
住　居　大阪府中河内郡巽町大字西足代四八〇番地　平淵広政方
日傭労務者
權　燦　祖
大正一二年一〇月一〇日生

右の者等に對する建造物侵入被告事件について昭和二七年六月二日大阪高等裁判所の言渡した判決に對し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人両名の弁護人山本治雄の上告趣意第一点について、

昭和二九年二月二六日判決　昭和二七年(あ)第四〇四四号

昭和二九年二月二六日判決　昭和二七年(あ)第四〇四四号

憲法二八条は使用者對被使用者すなわち勤労者というような関係に立つものの間において、経済上の弱者である勤労者のために団結権ないし団体行動権を保障し、もつて適正な労働条件の維持改善を計らしめようとしたものに外ならないと解すべきことは、当裁判所大法廷の判例とするところである（集三巻六号七七二頁以下参照）。ところで、本件においては原判示城東公共職業安定所今里労働出張所と被告人等が代表した日傭労働者とは使用者對勤労者というような関係に立つものではないのであるから、被告人等の本件所為が憲法二八条の保障する団結権ないし団体交渉その他の団体行動権の行使に該当しないことは多言を要しない。即ち、所論違憲論はその前提を欠くもので、採用に値しない。

同第二点は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第四〇四四号

弁護人山本治雄の上告趣意

被告人　吉松直孝

同　権燦祖

第一

原判決は本件建造物不退去罪の成立を認むるに当り乾谷所長の退去要求に正当性ありと認定しているけれども、これは被告人等勤労者の団体交渉権を保障する憲法条項（第二八条）に違反する不法な判断に基くもので、結局原判決は憲法の違反があるか、又は憲法の解釈に誤があるに帰し破棄を免れない。

一、被告人ら自由労働者と職業安定所（責任者乾谷所長）との間に本件発生以前に団体交渉は何回も行われて居り、主として紹介時間後に多かつたが三回程紹介開始前になされたことは同所長らの公廷における供述の通りである。この団体交渉は憲法第二八条に所謂勤労者の団体交渉権の一行使態様に外ならない。これは明らかに憲法の保障する権利行使の法律関係であつて単なる事実関係ではない。

本件に現れた乾谷所長の退去要求は、この団体交渉権を無視した憲法違反の違法態度であり正当性を欠くものというべきである。これを漫然その正当性を認定した原判決は憲法の前記条項に違反するか、又はこの解釈の誤を冒したかのいずれかに帰し破棄を免れない。

第二

右の上告理由が容れられないとしても、原判決は刑の量定が甚だしく不当でこれを破棄しなければ著しく正義に反すると考えられるからこれを破棄せられるのが相当であると信ずる。

一、原判決が被告人らをいずれも実刑に処した相当理由を理解することは到底不可能である。一審記録を精査し、綴込の弁護人控訴趣意書を検討していたゞけば本件が如何なる事案であるか明らかである。職業安定所の業務は、被告人らを代表として従来団体交渉を重ね斡旋業務の民主化の実績を挙げている。被告人らの代表や一般労務者の態度も概して穏健に終始し、本件の場合もその例外ではなかつたのである。組合活動としてみてもどこにも逸規的なところは看取できない。被告人らに実刑を以て臨むのは、労働者の組合活動一般に対する理由のない時代離れの社会感覚と評するの外はない。官僚（職安関係者）の独善とでう漫を助長する実効果は確かであるが、民主主義社会の正義は葬り去られるであらう。

尤も原判決は一審判決の実刑六月の言渡を四月に軽減しているけれども、五十歩百歩との批評は免れ得ないと信ずる。

以　上

昭和二七年(お)第五四七四号

決　定

本　籍　栃木県那須郡那須村大字寺子丙五九番地
住　居　茨城県多賀郡大津町諏訪町二六〇〇番地
無　職

右に對する窃盗被告事件について昭和二七年四月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に對し原審弁護人内田弘文から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人江波戸文夫の上告趣意（後記）は、憲法違反を主張するけれども、原審において主張せず、従つてその判断を経ないところであるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。のみならず、記録によれば被告人に對する家庭裁判所の少年審判事件に関与し、事件を検察官へ送致する決定をした花岡裁判官が同被告事件の第一審第二回公判期日に事件担当の裁判官として証人鎌田勝雄外一名を取調べたこと及びその後更迭した裁判官が右証人らの供述記載を第一審判決の証拠に引用した

昭和二九年二月二六日決定　　昭和二七年(お)第五四七四号

木村良一ことし
平　山　正　夫
昭和六年一二月二四日生

昭和二九年一月二六日決定　昭和二七年(お)第五四七四号

ことは所論のとおりであるけれども、家庭裁判所の少年審判事件に関与し事件を検察官へ送致する決定をした裁判官が、後にその被告事件の審判に関与しても刑訴二〇条七号にいう前審の裁判に関与したものというを得ないから除斥せらるべきいわれなく、従つて所論第二回公判調書中の証人の供述記載が後の裁判官によつて事実認定の証拠に供せられたからといつて所論のような違法もない。

その他記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　村谷唯一郎

昭和二七年(お)第五四七四号

弁護人江波戸文夫の上告趣意

原審判決は憲法第三七條第一項の公平な裁判の理念に違反した背理がある。

即ち第一審記録を査閲するに第一審の第二回公判に列席した花岡裁判官は本件被告人に對する少年審判事件に關與したこと、又同裁判官が第一審の第二回公判に於て弁論を更新し証人とは第一審立會の檢察官の提出した審判調書により明白である。又同裁判官は本件記録に徴し明確であり、且つ第一審の判決を宣言した川村裁判官が鎌田勝雄、同小林精一郎の各証人を尋問したことも第一審の第二回公判に於ける被告人の供述並に前記鎌田、小林の兩証人の供述を第一審判決の原本それ自体により疑念なきところである。

ところでわが刑事訴訟法第二十條は裁判官の除斥原因を掲げているが、本條の立法精神は同條列記の關係にあつた裁判官は事件につき先入主となり豫斷を懷き往々判斷を誤る虞れなきを保証し難いのみでなく、訴訟關係人其他第三者をしてその裁判の公正に對する疑惑を挟ましめることゝなり延いては裁判そのもゝ威信を害する結果を招來するので之が弊害を未然に防止し以て憲法第三七條第一項の公平な裁判の要請に答えんとしたものである。

従つて同法條を解釋運用する場合には憲法要請の公平な裁判の理念に則り苟も不公正を疑はるべき事情の介入は極力之を避けねばならぬものと信ずる。

されば刑事訴訟法第二十條第七号の正文には少年事件の審判に關與した裁判官の除斥原因は記載されて居らないとしても當該少年審判事件に關與し遂一事件の內容を熟知し（之を例えば少年法第二十條、同第二十三條の場合）た場合の如きはその本質に於いて同條第七号列擧の事由と何等異るところがないのであるから、同條第七号を類推適用して除斥原因ありとな

被告人平山正夫

すべきである。

この事は既に廢止になつては居るが彼の日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律第二條の律意に徴しても、はた又新刑事訴訟法全体の構造特に同法第二五六條六項の規定並に同法第三〇一條の規定の精神から云つても本件被告に係る少年審判に關與し少年法第二十條、同法第二三條の決定を爲した（記錄二十九丁乃至三十丁、同二七一丁乃至二七八丁御參照）當該裁判官は除斥さるべきは事理の當然と思料する。

わが國憲法はその第三七條にすべて刑事事件においては被告人は公平な裁判所の裁判を受くることを保証せられて居り、又これらの基本人權保護の規定は憲法第九十八條においてその最高法規性を高揚せられ憲法の條規に反する法律命令國務に關するその他の行爲の全部又は一部は無効とせられて居るのである。

されば第一審裁判所に於て具体的には不公平な處置がなされなかつたとしても前述のように第一審裁判所の構成員に除斥の原因ある裁判官の爲した公判調書並に同裁判官の尋問に基く証人の証言を採用した第一審判決は憲法第三七條一項に違反する違法がある。

仮に百歩を譲り花岡裁判官に除斥の原因ないとしても前述の様に本件被告人の少年保護事件の審判に關與し右少年保護審判事件の犯罪事實は本件被告事件の起訴狀記載の公訴犯罪事實並に訴因と殆ど同一である（本件記錄添附の送致決定書記錄二十九丁、同三十丁御參照）から法律的觀察に於いて公平の裁判を爲さなかつたそしりを免かれない。從つてこの觀点から云つても第一審判決は憲法第三七條第一項の裁判公平の理念に違反するものである。

從つて原審裁判所は刑事訴訟法第三九二條、同法第三九七條に則り第一審判決を破毀した上、更に適當の裁判を爲すべき筋合なるに拘らず、こと茲に出でず第一審判決を是認した原審判決は冒頭掲記の法條に違反した不法あるものと思う。

以　上

昭和二七年(あ)第五八八二号

決　定

本　籍　東京都足立區小台町三二三番地
住　居　同都千代田區丸の内二丁目八番地　成富法律事務所内
自動車運轉者　中川昇
大正一〇年一〇月二一日生

右の者に對する道路交通取締法違反被告事件について昭和二七年六月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人成富信夫の上告趣意第一点は憲法違反を主張するけれどもその実質は單なる法令違反の主張に帰し（本件轉回禁止區域の指定が深夜に及ぶことの適否は本件に関係がない）、同第二点は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記錄を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

昭和二九年二月二六日決定　昭和二七年(あ)第五八八二号

昭和二九年二月二六日決定　昭和二七年(あ)第五八八二号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第五八八二号

被告人　中川昇

弁護人成富信夫の上告趣意

第一点　原判決は全く誤れる法律万能思想に支配されているものである。舊憲法下においては、一応かような思想も裁判所を支配したが、新憲法下においては、斯の如き考は許されない。

すなわち、道路交通取締法はその目的が道路交通の取締のためであつて、その目的の範圍内においてのみ存在理由を有するのである。單に同法が法律として規定したからといつて、右の目的を逸脱し、從つて憲法第十一条、第十三条の人權を蹂躙してまで、凡て有效だというものでは斷じてないのである。

原判決は、道路交通取締法第十二条第二項の規定があり、東京都特別區公安委員会が昭和二十六年五月十二日警視庁告示第二二号を以て轉回禁止區域と指定した以上は、單一操作によると、一旦スイッチ、バックした場合とを問はず、凡て同法違反罪に該當するものと判示したのであるが、斯の如きは、全く右に言う法律万能思想の誤れる結果であるといわなければならないのである。

現に一審證人藤岡長敏は世界廣しといえどもUターン禁止を夜中の一、二時の人通りの全くない時間にまでも禁している例は、我國以外には全くない。各國は何れも午後何時から午前何時までは、除外するとして交通妨害の危險の全くない時間は解除していると證言しているのである。

すなわち、交通取締である以上、交通取締上の必要を逸脱した限度においては、右交通取締法第十二条第二項並に警視庁告示第二二号も憲法違反として無效なものであるといわなければならないのである。

本件において、被告人のなした一旦スイッチ、バックして車体後尾を小路に入れ停車した後、交通の危險を見定めて、

しかる後その安全の時に進行を始め轉換することは、丁度その小路の奥から進行して來て、その道路面で交通の安全を見極めて進行する場合と全く同一であつて、何等交通取締上、之を禁止すべき理由を見出し得ないのである。從つて現に一審實地檢證の場合、僅か十數分間の間に判檢事を前にして、官庁の自動車である第四三一一一号及び第四三六二一号が二台、各別に相次いで、同一操作による轉回をしているのである。凡ての運轉手は、これを違法とは感じていないのである。何となれば、交通取締上何等の危險がないからである。

一審證人藤岡長敏は、世人が多くそのことを要求すれば、それに從うのが民主主義であるから、道路交通上、本件の如きスイツチ、バックによるUターンは禁止されていないと證言している位である。

從つて原判決は全く憲法により保證された第十一条、第十三条に違反した道路交通取締法第十二条二項を、その不必要な限度にまで有效と解釋した法律万能思想に立脚して、警視庁告示第二十二号の無制限禁止を有效と解し、引いては、本件被告人のスイツチ、バックによるUターンまでを禁止されたものと解した違法があるものである。

第二点　本件はスイツチ、バックによるUターンが禁止されているか否かの我国最初のテスト、ケースとして取扱はれている事件であつて、被告人がスイツチ、バックしてから轉回したのであるから違反にならぬとは最初巡査にトガメられた時から被告人が答えている通りである。（司法巡査渡邊理兵報告書參照）

しかるに、原判決は單一操作によるU型轉回禁止に觸れるものかの如き判示を爲し「原判決擧示の證據を綜合して充分に認め得られる」としているのである。斯の如き證據は斷じてないのである。

一審判事も本件をスイツチ、バックしたUターンとして禁止されるか否かの点のみについて裁判したので、その判決言渡の時も、斯の如きテスト、ケースは学識經驗の深い上級裁判所の判斷に俟たなければならぬからと特に附言しているのである。

一審實地檢證において、本件違反を發見したという地点から、自ら白バイを飛ばして走つてきたとき、被告人が單一操作によるUターンをやつて見ても、白バイの方が、ズット先に行つてしまうことになるので、被告人の車を追つかける姿勢とはならないこと實地檢證の通りであつたのである。

しかるに、原判決が何を證據にして斯の如き判決を下すのであるか、全く理由がないのである。

以上

昭和二八年(あ)第四一四九号

判　決

本籍並びに住居　福島県安達郡二本松町字亀谷二の二二番地

機械商　岡村榮八郎

明治三二年五月一日生

右の者に對する公職選舉法違反被告事件について昭和二八年六月二九日仙台高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので當裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人飯澤高の上告趣意は原判決の違憲をいうけれども、その実質は單なる刑訴法の解釋を爭い、または量刑の不當を主張するに帰し刑訴四〇五条の適法な上告理由にあたらない。

弁護人富田喜作の上告趣意第一点は原判決の憲法三八条三項違反を主張する。しかし、原判決は第一審判決を破棄し自判しているけれども、自から被告人に對する犯罪事実を認定しているものではなく、單に第一審判決の確定した犯罪事実に對し法律を適用したにすぎないから、原判決には所論の如き違法の存する余地はないわけである。従つて論旨は理由がない。

同第二点及び弁護人田倉整の上告趣意第二点はいずれも量刑不當の主張であり、同弁護人の上告趣意第一点は事実誤認又はこれを前提とする法令違反の主張であつて適法な上告理由にならない。

昭和二九年二月二六日判決　昭和二八年(あ)第四一四九号　一

昭和二九年二月二六日判決　昭和二八年(あ)第四一四九号

なお、記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第四一四九号

弁護人飯沢高の上告趣意

論旨　本件第二審判決は憲法第三十一条に違反している不法があるから是正せられたい。

理由　憲法第三十一条は、何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない、と規定している。

刑事々件の控訴審の手続においては、控訴をした論旨理由に対し、適法合理的な理由を付して判断せねばならない。（刑事訴訟法第四百四条、第三百三十五条）

非理な、または抽象的な理由では不充分である。

本件第一審判決に対する控訴の趣旨は、

原判決は理由中（罪となる事実）としてあげている第一(1)に

被告人岡村は昭和二十七年九月九日頃自宅で壁谷祐之候補者に当選を得せしめる目的で被告人国分に対し、安達郡北部に於ける右候補者の為投票取纒の選挙運動を依頼し、その後別紙一覧表(一)記載の通り同月十三日頃より同月二十八日頃までの間、前後九回に亘つて、前同所に於いて被告人国分に対し、投票買収資金及び投票取纒報酬並びに費用として合計金七万円及び清酒二級酒一斗を供与し

と判示し、（証拠）として　一、被告人岡村栄八郎の検察官に対する第一回乃至第四回供述調書　一、被告人岡村栄八郎の司法警察員に対する各供述調書（特に第五回）　一、証人国分猪の当公廷に於ける供述、その他を引用した。

しかし右証拠標目の一である証人国分猪の原審公廷における供述は、原審第六回公判調書（供述）にあるとおり、

前略

私が昨年（昭和二十七年）九月十二、三日頃岡村宅に行つた際、お金の話が出ました。それで私は岡村に対して、壁谷の選挙本部からはお金が来ないだろうから、岡村に立替て呉れることは出来ないだらうか、と云いました。当時私の気持としては、私は選挙がすんだら岡村と精算して後壁谷の選挙本部からお金を貰つて岡村に立替て貰つた分を返す心算であ
りました

中略

岡村が私に最初に立替て呉れた金額は九月十四日頃の五千円が初めてであります

中略

起訴状別紙一覧表(一)に記載の昭和二十七年九月十三日の一万円と右同年同月二十六日の一万円は間違つています

その他は全部その通り相違ありません

とあり、その前後の経過顛末を述べている。

原判決はこの証言を含む供述を証拠に採つてゐるのだから、被告人岡村が昭和二十七年九月十三日頃、岡村宅で国分猪に金一万円を供与した事実と、同年同月二十六日前記の場所で国分猪に金一万円を供与した事実を認定するのは無理である。実証上、形式的ともに無理である。尤もその他の証拠標目を掲げているが、瀰縫の意ならばいざ知らず、その内容は互に矛盾しているのだから、合せ考えるのならば、各証拠につき措信しない部分を摘示しこれを除く旨を明記区別しなければならない筋道である

と云うにある。

しかるに原審は、

しかし、原判示第一、(1)の事実は原判決挙示の証拠によりこれを証明し得るのであつて、所謂原判決援用の証人国分猪の原審公廷における供述は所謂原審認定に副わない部分を除外してこれを援用した趣旨であり、しかも、証拠の標目として掲記したものであるから、所論の如くその除外した部分を特に摘示してこれを除外する旨を明記するの要はないものというべく、記録を精査しても原判決の右事実認定に誤謬あることを疑うべき事由は存しない。所論は、畢竟独自の見解で採用できない。論旨は理由がない。

と説示した。

刑事訴訟法第三一七条・事実の認定は証拠による、同法三三五条第一項・有罪の言渡をするには罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない、と規定しているから、有罪の事実は、証拠の標目を挙げて証明説示すれば足るわけだが、右標目は、その表示する内容を綜合すれば、罪となるべき事実を諒解できるものでなければならない。従つてもし判決に記載された証拠の標目の内容が前後矛盾したり全く反対のものであるときには、たとえば日時が違うときには措信せぬ部分のある証拠標目につき（日時を除く）とか、趣旨が違うときには（趣旨を除く）とか、簡明に表示せねばならぬと信ずる。漫然たる羅列であつてはならぬ、整然たる簡叙でなければならない筈だ。今から二代前の明治刑事訴訟法では、措信する証拠の部分の記述を必要とした。それが大正刑事訴訟法では、証拠の種目を挙げることを要するだけとなつた。三転して昭和現刑事訴訟法は、証拠標目の挙示で事足るとしているが、それとて、素より推理の可能を無視した訳ではない。即ち判決に挙示された証拠の標目の内容を読んで、判決が証拠の如何なる部分を採つたかを、罪となるべき事実と対照して諒解出来る程度の判示は、是非とも欠くことが出来ないこと言うを待たぬ。

判決は証拠の現示についてクイズであつてはならぬ。勿論謎であつてはならない。

この最少限度の労をすら惜しむとあらば「判官は手をぬく」とされて、司法機関は社会と遊離するに至るかも知れない。

本件第一審判決（証拠）として判示第一の(1)につき、

一、証人国分猪の当公廷に於ける供述

一、国分猪の検察官及び司法警察員に対する供述調書

を挙示しており、この証拠が決定的の重要な証明となつたことは、右全証拠標目の内容を検討味到しすれば容易に判るところだが、右二者が全く相違矛盾していることは控訴趣意書の理由にくわしく述べたとおりである。これ故に二者中その孰れの部分を採用し、孰れの部分を除いたかを簡潔に説明すべきであると論じ、その事なき第一審判決は破毀是正されるべきだと断じたに拘らず、この論旨を容れないで原審認定に副わない部分を除外して之を援用した趣旨と認めると述示しているが、これは結果論的であり、逆説風であつて判決の説示としては無意味である。罪となるべき事実を現出了得せしめる程度に実質的内容を打ち出すだけの叙説をした証拠標目の挙示を要するものであるのに、そのような判示行為をしなかつた原審は不当であり、背法であり、違憲である。

よつて原判決を破棄し適正な判決を求める。

被告人に対しては、その情状にかんがみ公職選挙法第二五二条第三項を適用し選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せぬ旨の宣告ありたく右請求するものである。

以　上

昭和二八年(あ)第四一四九号

弁護人富田喜作の上告趣意

第一点　原判決は、飯澤弁護人の控訴趣意第一点に対し、「しかし、原判示第一(1)の事実は原判決挙示の証拠によりこれを証明し得るのであつて、所論原判決援用の証人国分猪の原審公廷における供述は所論原審認定に副わない部分を除外してこれを援用した趣旨であり、しかも証拠の標目として掲記したものであるから、所論の如くその除外した部分を特に摘示してこれを除外する旨を明記するの要はないものと云ふべく、記録を精査しても、原判決の右事実認定に誤謬あることを疑うべき事由は存しない。」と判示して、これを排斥しているのである。今第一審判決理由を見るに「前略、第一(1)被告人岡村は同年九月九日頃自宅で同候補者に当選を得せしめる目的で被告人国分に対し安達郡北部に於ける右候補者の為投票取纏の選挙運動方を依頼し、その後別紙一覧表(一)記載の通り同月十三日頃より同月二十八日頃までの間、前後九回に亘つて、前同所に於いて被告人国分に対し、投票買収資金及び投票取纏報酬並びに費用として合計金七万円及び清酒二級酒一斗を供與し、後略」と判示し、その「証拠」として、「冒頭及び判示第一の(1)乃至(4)につき」一、被告人岡村榮八郎の検察官に対する第一回乃至第四回供述調書、一、被告人岡村榮八郎の司法警察員に対する各供述調書（特に第五回）。「判示第一の(1)につき」一、証人菅野義信の当公判廷に於ける供述、一、証人渡邊武の当公判廷に於ける供述、一、国分猪の検察官及び司法警察員に対する供述調書、一、被告人国分猪作成のメモ四枚（証第六号証）を採用しているのである。然し乍ら、原審弁護人の控訴趣意第一点に於て摘示している如く、第一審判示第一の(1)中（同判決別紙一覧表(一)中）昭和二十七年九月十三日頃被告人から共同被告人国分に交付したと認定された金一万円

については、第一審第二回公判調書に於て、被告人岡村並に同国分は、何れもかかる事実がない旨陳述し、且つ第六回公判調書に於て、証人国分猪は同様の供述をしているのである。従つて、前記二個の事実に関しては、第一審判決擧示の、被告人の検察官に対する第一回乃至第四回供述調書並に被告人の司法警察員に対する各供述調書は被告人の公判前の自白調書であり、共同被告人（共犯）国分の証人としての供述は前記事実を否認しているのであるから、結局前記被告人の検察官並に司法警察員に対する自白に対する他に補強証拠が、存在するかどうかと云ふ問題である。若し此の自白に対する適法な補強証拠が無いとすれば、憲法第三十八条第三項によつて被告人に対して前記二個の事実について有罪の認定をすることは出来ないものと云わねばならぬ。此の点に対する第一審判決擧示の他の証拠を見るに、一、は国分猪の検察官及び司法警察員に対する供述調書である。然し、右供述調書については、証人国分は、第五回公判調書（供述）に於て、検察官の問に対し、「前略、岡村が私にお金を立替て呉れた日時、金額については私が検察官に取調べられた際、はつきり記憶していないと述べましたが、岡村が私に最初立替て呉れた金額は九月十四日頃の五千円が初めてであります云々」「起訴状別紙一覧表(一)に記載の昭和二十七年九月十三日の一万円と右同年同月二十六日の一万円は間違つています」「国警福島県本部から二本松地区警察署を応援の司法警察員渡邊武に対し、私が岡村から本年九月中受取つた金額は七万円でありますが、実際選擧に関して岡村から受取つた金額は五万円でありますと云わなかつたのは公判廷で云へば良いと思つて云わなかつたのです云々」「昨年十月二十三日の私が釋放になる日司法警察員に読聞かされた調書に岡村と九月中に授受した金額が七万円と記載されているので、私は、それは六万円でありますと云つた処、その司法警察員は、七万円でもいいぢやないか、と云はれました。検察官に対し云わなかつたのは前同様公判廷で云へば良いと思つて云わなかつたのです云々」と供述し居るのであつて、右検察官並に司法警察員に対する供述調書は証人国分の眞の供述を錄取したものでないことは明かであるのみならず、共

犯関係にある共同被告人国分の供述調書は、それ自体自白調書であり、同被告人国分自身の犯罪認定には採用すべからざる証拠であつてこれをそのまゝ共犯の関係にある被告人岡村の証拠としても採用することは違法であると云わねばならない。若し、共犯関係の共同被告人の公判前の自白調書が、相互に自白の補強証拠とすることが出来るとすれば、これは明らかに、憲法第三十八条第三項の何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。と云ふ精神を脫法的に行ふものであつて許すべからざるものと信ずる。

二は、被告人国分猪作成のメモ四枚（証第六号）であるが、これは要するに、同人の自白の一部を形成するものであつて前述同様に、被告人岡村の証拠として採用すべからざるものと云わねばならぬ。三は、証人菅野義信及同渡邊武の第一審公廷に於ける供述調書であるが、これは、同調書の作成者であつて、何等被告人等の供述には強制的な壓力を加えなかつたと云ふに止まり、供述者の自白事実を補強する証拠ではない。

以上所述の如く、結局本件被告人の第一審判示第一の(1)の事実中、前記二個の事実については、被告人並に共犯関係にある共同被告人国分の自白だけが存在するのであつて他にこの自白を補強する証拠は存在しないものであるから、被告人の前記二個の事実について有罪の判決をすることは憲法第三十八条第三項に違背すること明らかである。従つて、原判決が第一審判決を支持して前記の様な判示をしたことは同じく憲法第三十八条第三項に違反するものであつて、破毀せらるべきものと確信する。

第二点　原判決は、弁護人飯澤高の控訴趣意第二点に対し、所論に考え、記錄を精査し、被告人岡村の經歴、犯行の動機、態様、相被告人国分との刑の均衡その他諸般の情状を斟酌して考量するに、原判決の量刑は失当と認めてその理由ありとし、原判決を破毀して改めて懲役六月に処し第一審判決同様執行猶予の恩典を與えたのであるが、公民権を停止しているのである。

本件諸証拠に明らかな様に、被告人に前科なく、人格的にも立派な人物であり特に地方自治の為に盡瘁した功績は大きく現に町長として未だ任期中である。さればこそ、第一審及び原審共に執行猶予の恩典を與えんとしているのである。然し五ヶ年間公民權を停止される事は、国民として最も重要な政治活動に死刑を云渡されたるにひとしく、特に被告人は町長任期半ばにして失格し、町民の熱望に応えることも出来ない悲しむべき結果を招来するのであつて、原審が執行猶予を與えんとする趣旨に反するのである。被告人は今や心から反省悔悟しているのである。世上、被告人よりもつと、広範囲にもつと高金額な選擧違反を犯した者が、公民權を停止されない判決を受けている幾多の事例があることは、御庁に於ても顯著な事実であると信ずる。この観点からしても、被告人に対して、公民權不停止の判決を熱望して已まない。要するに原判決には刑の量定に甚だしい不当があり、原判決を破毀するにあらざれば著しく正義に反するものと信ずる次第である。

以上

昭和二八年(あ)第四一四九号

被告人　岡村榮八郎

弁護人田倉整の上告趣意

第一点

原判決は高松高等裁判所が控訴審としてなした判決の趣旨に反した判断をなしてゐるから、右判決に添うて原判決を破毀せられたい。

一、原判決は第一審判決事実をそのまゝ援用してゐるが、右のうち第一の(2)及び(4)について、松本正雄に対し選擧運動を依頼したことの報酬として清酒各五升を供與してゐるといふ事実を認めてゐる。

そして右の証拠として擧げてゐるのは一、松本正雄の当公廷における供述、一、同人の検察官に対する供述調書謄本、一、佐藤ハルノの司法警察員に対する供述調書及び被告人に対する各供述調書である。

二、併し乍ら右の各証拠を査閲するも被告人の獨自單獨の意思決定に基いて原判示趣旨の下に右清酒を供與したものと認めることは出来ないのである。

即ち証人松本正雄の法廷における供述において、同人は原審相被告人国分から酒を貰つたことは供述してをつても、岡村から貰つたとは陳述してをらず、岡村の手を通じて受取つたことが分るだけである。即ち九月二十八日頃国分に連絡をとつたところ、留守であつたので岡村に電話したところ岡村は「ぢやそのことは国分に連絡して明日届ける」との返事があつてその翌日届けられたとのことである。即ち被告人は国分の意思に従つて清酒を松本に傳達したのにすぎないものである。

而も同人の検察官に対する供述調書謄本においても岡村から貰つたとの記載はなく、單に「岡村さんから出たものと思

いました。」とありその他は前記証言の通りである。

佐藤ハルノの供述調書の記載も亦単に岡村から電話があつたから松本方まで届けたといふのであつて岡村が松本に酒を供與したのか単に傳達をしたのにすぎないのかは認定出来ないのである。

即ち結論として引出しうる所は被告人は国分の依頼をうけて松本に傳達したといふ事実を超えないのである。

そして又被告人の各供述調書の記載も亦右趣旨を出でないのである。

三、而して高松高等裁判所昭和二五年二月二日判決（高裁刑事判決特報九号二〇五頁）は衆議院議員選擧法第一一二条第一項第五号について「被告人は氏名不詳者から染次伴藏に対し判事趣旨の下に金八万円を傳達されたいとの依頼を受けて之を受取り之を傳達したといふ事実」について「被告人の獨自単獨の意思決定に基づき原判示趣旨の下に右金員の授受をしたものと認めるに足りない」として原判決を破毀してゐるのである。

即ち被告人の獨自の意思決定ではなく単に傳達したにすぎない場合には交付罪は成立してゐないとするのである。

四、本件の場合は正に右の場合に該当するものであつて、前記事実については公職選擧法第二二一条第一項第一号を適用すべき筋合のものではないのである。

よつて、原判決の是正を求めるため破毀を求める次第である。

第二点

原判決はその量刑重きに失し、原判決を破毀しなければ著しく正義に反するものであるから破毀せられたい。

一、被告人は選擧には素人であり、今回の選擧に当つても止むなく乗出したものであるが、やはり素人の悲しさからその道に精通してゐる相被告人国分に一任する他なく、その犯行は右国分並にその他の運動者の指示によつて動いた結果であつたものである。

二、而して被告人の所為は何れもその選擧運動の範囲を逸脱したものであるが、それも相被告人たる国分に比する時その情状は較べる事も出来ないものであり、被告人に対し同一の執行猶予期間を附すること、即ち二ケ年間の謹慎を余儀なくされることは均衡を失するものといはなければならない。

まして被告人は町内においてなくてはならない人物であつて爾今再び選擧に携はる様なことがあつても、法定の選擧費用内に於て公明なる運動をなすであらうことは余りにも明白であり、之に処するに相被告人たる国分と同一の公民權停止期間を以てするは当を失したものといはなければならない。

よつて原判決の破毀を求める次第である。

以　上

昭和二八年(あ)第四六五五号

判　決

本　籍　三重県一志郡豊田村大字新屋庄番地不詳
住　居　同郡桃園村大字牧番地不詳
　　日　雇
　　杉　山　昭　一
　　昭和二年一〇月四日生

右に對する放火被告事件について昭和二八年九月二九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人高畑春二の上告趣意は末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

同弁護人の上告趣意第一点について

第一審においては、被告人の司法警察員及び検察官に對する各供述調書記載の自白の供述の外、その自白の真実性を裏付けるに足る多くの補強証拠を擧げて本件放火の犯罪事実を認定しているのであるから、所論の憲法第三八条第三項、刑訴第三一九条第二項違反の主張はその前提を欠くものであつて、上告適法の理由とならない。また論旨中右被告人の自白の信憑

昭和二九年二月二六日判決　昭和二八年(あ)第四六五五号

力を争い、惹いて事実誤認を主張する点は刑訴第四〇五条の上告理由に当らない。

同第二点について

論旨は、原審において国選弁護人選任の時期を誤り、弁護人の控訴趣意書の提出その他弁護権の行使を妨げた違憲違法があると主張する。

記錄によれば、原審においては被告人に對し控訴趣意書提出最終日を一ヶ月後の日に指定して通知すると同時に、弁護人選任に関する通知をなしたのにかかわらず、被告人はその後二〇日を経ても裁判所に對し国選弁護人選任の請求をなすところもなく、また自ら弁護人選任手續をもとらなかつたので、原審は本件が必要的弁護事件である関係上国選弁護人を選任したのであるが、同弁護人は提出最終日までになお八日を存していたのにかかわらず控訴趣意書を提出することなく、公判期日に出頭して被告人から提出してあつた控訴趣意書に基いて弁論をなしたものであることが認められる。すなわち、原審における国選弁護人の選任は被告人の請求に基くものではなく、刑訴第二八九条により職権でなされたものであり、より速かにその選任がなされなかつたのは全く被告人の責に帰すべき事由によるものであるといわなければならない。かくのごとく必要的弁護事件について裁判所が被告人の意思の如何にかかわりなく強制的に職権で弁護人を選任することは、刑訴法上の問題であつて憲法第三七条第三項の関知するところではないこと、またその選任が遅れて控訴趣意書提出期間内に趣意書が提出できないような場合であつても、裁判所はその提出最終日の指定替をして弁護人に改めて趣意書提出の機会を与えなければならない　憲法上の義務を負うものではないことは、当裁判所判例の示すところである（昭和二五年(あ)第二一五三号、同二八年四月一日大法廷判決、判例集七巻四号七一三頁以下參照）。されば原審における所論の手續について違憲を主張する論旨は理由がないのみならず、原審手續は何等訴訟法に違反するものではない。

記錄を調べても本件につき刑訴第四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴第四〇八条、第一八一条により主文のとおり判決する。この判決は裁判官小谷勝重、同谷村唯一郎の補足意見を除く外、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官小谷勝重、同谷村唯一郎の補足意見は、前掲大法廷判決における右両裁判官の補足意見に示すとおりであつて、要するに控訴裁判所が必要的弁護事件において弁護人を選任するに当り、弁護人が完全に弁護権を行使し得ない時期に及んでこれをなすことは訴訟法の精神に反し違法であると解する。しかし本件原審の弁護人選任については、控訴趣意書提出最終日までに充分の期間をおいてなされなかつた違法はあるが、本件事案の経緯及び経過(イ)第一審判決採証の被告人の司法警察員及び檢察官に對する本件犯行自認の各供述調書、(ロ)第一審第一回公判における犯行自認の公判調書、(ハ)本件は放火事件ではあるが、具体的な事案としては比較的簡單であり、且つ証拠関係も第一審において十分に取調べられていることが認められ、(ニ)また控訴審において国選弁護人が速かに事件調査を進めれば本件八日の期間内に控訴趣意書が完全に作成されないとはいえない事案と認められること、等）に徴すれば右違法により刑訴第四一一条を適用するに足りないとするものである。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二九年二月二六日判決　昭和二八年(あ)第四六五五号

弁護人高畠春二の上告趣意

第一点　原判決は被告人の控訴の趣意に対し「所論のような採証の法則違背乃至事実誤認の瑕疵があると疑ふべきものは全然なく論旨は採用できない」として、本件控訴を棄却したのである。

而して第一審判決は本件公訴事実に対し、被告人は予ねてから父友藏の冷淡な仕打を快く思つていなかつた矢先、同年三月二十四日は朝から右自宅に在つて何等なすこともなく時を過すうち、彼此懊悩未、憤懣の情抑え難く自暴自棄となり、無分別にも突嗟に自宅に放火してその恨を霽らさんと決意し同日午後一時三十分頃前記建物二畳室入口土間の片隅に該建物の一部藁仕事場(元鶏舎)より藁「すくだ」一抱を持參して媒介物となしこれに所携の「マッチ」を擦つて点火し以て父友藏所有にして同人現住の前記建物入口附近の勝手場及び障子戸三枚屋根の一部等を燒燬するに至らしめたものである」と認定したのであるが、被告人は第一審第二回公判廷以降、終始右事実を否認し、司法警察官及び検察官に対する供述は虚偽の自白であつて、その理由として「私が父の冷遇を恨んで放火したと言えば或は父も心を入れ替えてくれるのではないかと思い、火事のあつたのを幸に放火したと供述したのですが、現在未決に収容されてゐて私の左様な期待も結局無意味であることが分りましたので公判廷では正直なことを申立げてゐるのです。」(昭和二十八年六月二十四日第七回公判調書)「唯親と喧嘩してゐんなところにゐたくなかつたので火をつけたといつたのです」(昭和二十八年五月十五日第三回公判調書)と述べており、その眞実性は頗る疑はしいものといわねばならない。従つて第一審判決が挙示するその他の証拠である杉山友藏、山井志ず、皿屋金四郎等の司法警察員若くは検察官等に対する供述調書も、公判廷における証人山井志ず、濱地榮、杉山友藏等の供述記載もみな被告人の右のような動機に基く虚偽の言動を信じ之を根拠として述べたものであつ

て、何等被告人の司法警察員及び検察官に対する自白の眞実性を裏付ける証拠となすに足らない。また出火当時の現状の模様も、被告人は出火後現状へ来てみておるのであつて、司法警察員の実況見分書と被告人の自白と一致しておつても之を以てその自白が眞実であると断定出来ない。

マツチも被告人自ら所持のものを司法警察員に提出したものであつて右自白を裏書する物的証拠とすることが出来ない。

況んや被告人は第一審公判廷並に原審においてアリバイを主張しその事実調を請求しておるのである。然るに第一審判決及原審判決は被告人の自白を眞実なるものと認定し、之を証拠として被告人に対し有罪の裁判を宣告したのであつて、刑事訴訟法第三一九条及憲法第三八条第三項の規定に違反し、刑事訴訟法第四〇五条第一号前段による上告の申立の理由となるものである。

かりに右上告申立の理由がないとしても、以上述ぶる事実は刑事訴訟法第四一一条第三号の規定により、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合に該当するもの信ずるを以て職権を以て調査されんことを求める。

第二点　本件記録を精査するに、原審裁判所は本件記録を第一審裁判所から送付されるや直ちに昭和二十八年八月三日、本件控訴趣意書差出最終日を同年九月三日、公判期日を同年九月十七日午前十時と指定し（記録二四五丁）右の旨被告人に通知し、かつ弁護人選任に関する通知書を同人に送達しているが（記録二四六丁）、次いで弁護人を同年八月二十五日選任しているが、選任された国選弁護人弁護士内藤三郎は原審に控訴趣意書を提出せず僅かに被告人が同年九月二日提出した控訴趣意書に基いて同年九月十七日の公判廷において弁論しておるに過ぎない。

右の事実は原審裁判所が被告人のために国選弁護人選任の時期を誤まり、同弁護人をして控訴趣意書の提出その他弁護

の準備をなす充分の余裕と機会を与えなかつた結果であることは吾人の経験則上明かな事実であつて、正に憲法第三七条及刑事訴訟法第二九五条の規定に違反し被告人の基本的権利を侵害したるものであつて刑事訴訟法第四〇五条第一号前段により上告申立の理由となるものである。

以　上

昭和二八年(あ)第五一四二号

決　定

本　籍　四日市市富田北魚町番地不詳
住　居　同市富田古川町一六二二番地　伊藤元市方
無　職
伊　藤　正　男
昭和二年一一月七日生

右の者に對する強盗致死、強盗致傷被告事件について昭和二八年一〇月二九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人坂井寅治の上告趣意一について、

記錄によると、所論供述調書については第一審においてこれを証拠とすることに同意があつたばかりでなく、その供述が強制拷問等によるものであつたということは控訴趣意において明らかに主張されず、従つて原判決において何ら判断を示していないところであるから、所論違憲論は適法な上告理由とならない。

同二及び被告人の上告趣意はいづれも事実誤認の主張を出ないから刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記錄を調べても、刑訴四一一条を適用すべき場合とは認められない。

昭和二九年二月二六日決定　　昭和二八年(あ)第五一四二号

一

昭和二九年二月二六日決定　昭和二八年(あ)第五一四二号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

○昭和二八年(あ)第五一四二号

被告人　伊藤正男

弁護人坂井寅治の上告趣意

右上告人に対する御庁昭和二八年(あ)第五一四二号強盗致死・強盗致傷被告事件につき左の通り上告趣意書を提出致します。

上告理由

憲法の違反があることを上告理由とする。

一、本件は上告人が渡辺増男と共謀して強盗致死・強盗致傷の罪を犯したものとして第一審津地方裁判所四日市支部で懲役十五年の判決をなし控訴審たる名古屋高等裁判所に於て控訴棄却となつたものであるが原審及び控訴審で上告人の有罪を認定する証拠として上告人の司法警察員に対する第三回供述と検察官に対する供述を引用してゐるが上告人は原審三重地区署に於ける司法警察員に対する二十七年九月二十八日と十月三日の第一回、第二回供述とも犯行を否認し二十七年十月三日の同第三回供述で犯行を認めるに至り同年十月八日の検察官に対する供述でもこれを認めたのであるけれども爾来公判に於ては否認を続けてゐるのである。被告が初め犯行を否認したるを後これを認めたのは何故であるかは被告人の公判に於ける供述等で明かである如く取調警察員の精神的強制・拷問に因る結果自己に不利益な供述を強要されたものでこの故に以来公判では否認したものであることが窺知されこれに対する取調警察員の反対の証拠もない。よつてこれを断罪の証拠としたことは憲法第三十八条に違反ありと思料するものである。

一、本件の裁判所従来の採証は甚だ薄弱のものであつて第一に渡辺増男の供述であるが明瞭に上告人と共謀実行したと供述してゐるけれども上告人はこれを否認し右増男が上告人に対する他の怨恨から共犯にされたものだと強調してゐり証人

福田勇の証言によれば本件上告人が犯行の時間には犯罪現場には居ないことが窺われ右増男の供述も真実が疑わしい。他には上告人を犯人とする適確の証言や物的証拠は存在しない。全体から観て上告人の犯行と断定するには疑問の余地ある事案である。

上告人は悲痛の情を以て今尚無罪を叫んでおるところから看て従来の証拠で上告人の犯行であると断じて重刑を科することは甚だ忍び難き感が深い。刑事訴訟法第四百十一条を発動する御明断を望むものであります。

以上

昭和二八年(あ)第五一四二号

被告人の上告趣意

被告人　伊藤正男

私は強盗致死被告事件の上告趣意書を申出します。

私は昭和二十七年九月二十四日に刑事に此の事件の事で私は身にをぼえのない事で渡辺がお前と二人で大矢知村字松寺の煙草へ強盗に入つたと言つて居るから逮捕すると言つて八人ほどの刑事に手錠をはめられて富田警察へ連行されました。其して刑事室に入り沢山な刑事達に毎日〳〵強い調べが始まりました。私は自分は何にも悪るい事を致した事もないのに此んな馬鹿な事はない、其の時分なら何処其処に居たから知らない、其れにしても私は其んな知らない事を渡辺から私と二人で強盗致したとなんて其んな無茶な事を言ふ通りがないと思ひましたので一度渡辺に逢して呉れ、身におぼえのない事を渡辺から其んな事を言はれるおぼえがないと言つてやりましたが刑事は馬鹿な事を言ふな、やらない事を渡辺がやつたと言ふか、お前も男なら正直に言へ、お前は前科も二ツも三ツもある男だ、相手の渡辺はまだ十七か十八の少年だ、其んな若い男が知らない事を知つとると言ふかと言つて刑事は大きな声でどなりお前は渡辺の様な年の若い男に強盗やらして其して自分は知らないと言ふのかとまるで私が強盗致した様な事ばかり言つて毎日朝から晩まで同じ様な事ばかり何人かの刑事にしぼられて何うする事も出来ません。私は相手が何んな事言はうと本当に知らないのだからと言つても受付けず又渡辺にも逢はせず毎日〳〵の取調べで私は頭がクシャクシャするし腹が立つし口惜しくてたまらずこうなつたら仕方がない、出る所へ出て調べて貰へばわかる事だ、此んな警察に長く居たら苦しめられては体身が弱くなるし其れて法廷へれば渡辺とも顔を合はすし其したら私は渡辺と強盗なんか致した事はないから渡辺と逢へばわかると思ひましたから其してあまりの取調べにたへかねましたので私は自分の体身にはカヘラレないから知らぬ事ではありますが私は刑事の言ふ通りに致したと申しました。

其したら刑事は渡辺の言つた事が何枚かの紙に書いてあるのを見て私に尋ねますから私は其の通りだと言つてやりました。又刑事と口の合はぬ時はいゝ加減な事言つて口を合はし其の様にして何とか書類が出来たので私は四日市拘置所へ送られました。其したら同じ拘置所に渡辺が居りましたので私は果して渡辺が私と二人で強盗やつたと言つたのか、其れとも刑事にカマを掛けられたのか、私は本当に知らないのでありますから不思議で仕方がない。其して自分の馬鹿〳〵しいので私は自分の居る独房から渡辺の居る独房まで窓から渡辺を呼び出しました。四日市拘置所は小さいのでわずか二十房程あるだけですから窓から呼んで何時でも話が出来ますので其したら渡辺は窓に出て返事をしましたから私は警察で調べられた事、其して私は此処へ入れられて居る事情をくはしく話してやりましたら渡辺は俺は強盗なんかやつた事はないから知らない、俺も警察でやらん事をやつたと言つて刑事にしぼられたのや、俺はお前と強盗致したと言ふた事はないけど刑事にされてしもたのやと私に言ふものだから私は相手がまだ少年だからどうせ刑事におどかされてしまつたのやと思ひましたので私はお前が本当に俺とやつたと言つた事がないのなら其れでよいけどお前も本当に知らないものなら心配しなくても法廷で事実の事を言へばわかるから心配するなと私は渡辺を慰め言葉で言つてやりました。其れから運動や入浴の時に私の独房の前を通る時は互ひに慰めの言葉をかはして居りました。いよ〳〵待ちに待つた公判日が来ました。日も私と渡辺とは公判は別々でした。日もちがひました。私は法廷で警察で調べられた事をくはしく裁判長に申し上げました。其して二十日程あとに渡辺の公判がありました。渡辺は独房へ帰つて来て窓から私に俺は強盗のあつた時分は工場から家に帰り目が悪るいので目病院へ行き其れから隣の家で風呂へ入れてもらつて家へ来て床に入つたのが八時頃だから知らないと私に言ふので私は本当に渡辺も知らなのだと思つて居ました。渡辺の顔を見ると可愛相になりました。其して年は明け二十八年の二月十三日に私の裁判の時に私は判事さんから調べられて後で腰を掛けて居りましたら渡辺が手錠をはめられて法廷へ来たので此れで渡辺に聞いて貰へば私の身体は晴天白日の身になれると思つて居ました。いよ〳〵渡辺が裁判長さんに調べられましたら其したら渡辺は私と

やつたと警察で調べられた通りだと判事さんに言つて居ります。私はあまりの事に目前が暗くなるくらい驚きました。又渡辺を憎みました。私は渡辺に言つてやりました。お前は何う言ふ気持で居るのや、あんまり人をひどい目に合はすなよ、いゝ加減にしておけ、お前は俺に強盗やつて居ないと言つて居たではないか、其して法廷で俺とやつたと言ふのか、私はあまりの口惜しさに言葉もつかへてどもりがちになりました。検事さんは余分な事は言つてはいけないと言ひます。其の内に渡辺は担当さんに連れて行かれました。私は独房へ帰つてもあまり口惜しいので気がへんになりそうです。何時もの様に窓から渡辺を呼んでも返事を致しません。其の内に私は前列の独房へ引越しされました。其れから半月程して渡辺は刑務所へ送られました。私は毎日〳〵口惜し涙に暮れて居りました。五月二十日の日に四日市裁判所で十五年の刑を言い渡されました。私は名古屋高等裁判所へ控訴致しました。其して法廷へ出て警察で調べられた事、四日市拘置所で渡辺が私にお前と強盗した事はないと言つて其して法廷で私とやつたと言つた事をくはしく判事さんに申し上げました。其して始めから新しく調べて貰ふ事になりました。其して十月三日渡辺の務めて居る奈良少年刑務所へ行き私の前でふたたび判事さんに調べられました。今度は渡辺は私の不利な事ばかり言つてある事ない事ばかり言ふので私はあまり口惜しいので其処でも渡辺に言つてやりましたが渡辺はやつたから仕方がないと一人言の様に言つて居ります。本当に私と二人で強盗を致したものなら渡辺から何んと言はれても仕方がありませんが身におぼえのない事を言はれ其して自分の本当の共犯の名前言はないで逃がして其してなにも知らない私を共犯だと言ひます。私は渡辺のやり方があまりムゴいから口惜しくて渡辺を殺してやりたくもまだたりません思ひです。其してまた高裁で十五年の刑を受けました。自分の身におぼえのある事なら仕方がありせん何年の刑でも務めますが身におぼえのない事で刑務所に入れられる事はがはりとして渡辺から引張り込まれると思ふと口惜しくて毎夜ねむる事が出来ません。渡辺も人の子です、何時かは本当の事お言つてくれると思ひ又俺は本当に強盗をやつて居ないから何時かは神様も助けてくれると自分お信じて自分の心お慰め

て毎日〳〵の独房生活に苦しい日を送つて居ります。一日も早く渡辺が本当の事を言つてくれる様に心に祈つて居ります。何卒もう一度渡辺をよく調べて下さい。私は此の事件の強盗のあつた時分は何処其処に居りましたので其の人たちを証人として調べて貰ひましたがなにしろ強盗があつてから八ケ月目に法廷で判事さんに聞かれましても時間の事はハツキリした事は分からないと思ひます。私は其れが残念で仕方がありません。私がいくら法廷で事実な事を申しましてもなにもなりませんでした。私も自分の身におぼえのない事で渡辺の本当の共犯の身がわりとして渡辺から引張り込まれたと思ふと口惜しくてたまらないです。何卒渡辺をよく調べて下さい。お願ひ致します。

以上

昭和二八年(あ)第五二三四号

決定

本籍並びに住居　愛媛県伊予郡南伊予村大字八倉八六八番地

土工　窪田久和　昭和四年二月七日生

右に對する殺人被告事件について昭和二八年一〇月一五日高松高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人岡井藤志郎の上告趣意第一点第三点の憲法三八条三項違反の主張は、原審において主張判断のない事項に関するものであり、同第四点は憲法一四条違反をいうけれども、その実質は事実誤認、理由不備の主張に外ならないから、いずれも上告適法の理由とならず（なお第一審判決は被告人の自白の供述の外これを補強するに足る多くの証拠を挙げて有罪の認定をしているのであるから、所論憲法三八条三項違反の主張は前提を欠くものである）、その余の同弁護人の上告趣意並びに被告人の上告趣意もまた刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二六日決定　昭和二八年(あ)第五二三四号

昭和二九年二月二六日決定　昭和二八年(あ)第五二三四号

昭和二九年二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二八年(あ)第五二三四号

弁護人岡井藤志郎の上告趣意

第一点　刑訴法四一一条三号に依り原判決を破棄せられたい。

事実誤認の根拠は控訴趣意書第一点に述べた通りであるからこれを引用する。

右(1)に述べた如く被告人が真犯人也とせば証人門屋静子、門屋絹子の二娘は実に犯行五分前の被告人を見た人である。目の薄い老人でも薄暗くなつた後でも人の動きは見逃さない。年齢容貌風態体格人間全体から受ける感じを覚へてゐて『此人らしい』と云ふ程度のことは云へるのである。況して若い娘が二人もである。実に事件に取つて黒白何れにしても絶好の証人である。天与の証人である。されば此二証人に向つて事件直後に真実発見の犀利なる眼識を以て仔細に訊問し観察し、ためつすかしつ何物かを読み取らなければならぬ。名医が病人と取組む。皮膚面からでも内臓の由々しき疾患を探り当てんとする。吐瀉排泄の一微量も忽がせにせぬ。斯の如き概がなければならぬ。此呼吸の分らない人は盗難届あり盗品が質屋の蔵から出て質屋の主人が此人が質入れに来たと云ふ如き有り触れた平凡事件の外は扱はせられぬのである。二娘を一日がかりで微に入り細を穿つて訊問する。訊問の道無限なるを知らなければならぬ。勿論実地に付て二娘の動作言語を再演させる。而して二娘の見た自転車乗りの動作を微細に陳述せしむる。恰も当時の情景を調べ官自らの目で見た如く確乎たるものを自己脳裏に網膜に叩き込み印象せしむる。先づ此位にすれば田舎娘の頭から何物かを抽出し啓発し（誘導とは違ふ。誘導訊問の如きは真理真実、社会則の何物たるかを知らぬ人の自己浅識露呈である。）たのであるから被告人をひそかに見せただけで此人であるとかないとか断言し得る程度に達せしめ得るのである。これだけで証拠調べ終了と云つてもよいのであるが更に天与の恵沢は被告人が二度も自白したのであるから被告人に向ても右の出遇ひ光景を誘

被告人窪田久和

導に亘らざる様周到なる注意を払ひ真理真実発見眼を以て詳細に述べ又実演せしむるのである。若し其時通つたのが被告人であるとするならば両者の云ふ所実演する所は一から十迄完全に一致する。悉く一致するのであるが特異点顕著点劇になるやうな点は殊に完全に一致する筈である。

然るに惜しい哉。以上の事が少しも行はれて居らぬ。若しも這般の眼識があつたならば真相が完全無欠に判明する。苟も自白あつて此事なきは痛惜に堪へぬ。真に被告人が殺したのであつたら此場面の光景が完全に一致する。少くとも犯行直前犯行現場へ向へる者が被告人也との命題は完全に成立することになり被告人は自白を翻さんと欲するも能はざるに到るのである。捜査上此絶好の機会を逃がしたのであるから他に控訴趣意書記載の通り犯行現場に於ける被害者無言の業時計所在不明の点等疑はしき事実なければ止む苟もこれ有る以上右自白は真実かも知れぬ虚偽なるかも知れぬ永遠の謎となつたのである。

要するに自白以外の証拠は直接証拠ではない。自白には毫末も裏付けがないことになる。即ち憲法三八条三項違反である。幾等証拠があつても最重要部門に於て自白との符合証拠が有るべくして無ければ自白が唯一証拠たる場合に該る。

第一点(2)の時計が表れぬ点は断じて等閑に附せられぬ。本件は時計が表れぬ以上迷宮入りの事件である。

(3)に付ては(1)述ぶる所と同じく発問が足らぬ。微細に亘るを要する。心理の開明を要する。格段の事実には必ずや心理が有る。これなきは事実があつたのやらなかつたのやら分らぬ。

(6)田中フジエは被告人を長時間観察した被害者肉親であるが被告人に痛惜愛慕の情が多かつたことを見逃してはならぬ。

二に述べた所に付ては一(1)の通り自白の絶好の機会に心理解剖を怠つた。物盗りではない。怨恨と云つて見た所で怨恨が甚だ足らぬ事件であるから心理を敲いて見なければ真相は分らぬ。怨恨の見込なら怨恨振りを微細に述べさせて見なければ真偽は分らぬ。自白の機会に為すべき証拠調べを永久に逃がして仕舞つたのである。

本弁護人は被告人に屢々「一たびは自白した事件であるから」と勧説する所があつたが被告人は毎に即坐に峻拒した。弁護人は事件の真相を最もよく知れる者であるが本件に限り弁護人にも分らぬ。最重要の捜査を為し得る機会を逃がして仕舞つたが故なること上述の通りである。心理描写の如き自白の機会ならでは不可能である。

第二点　刑訴法四一一条二号に依り破棄されたい。原判決には被害者の被告人愚弄振りを逸して居る。被告人の純真振りは検察官も認めらるる所であるがこれも判断されて居らぬ。

右第一、二点は刑訴法四一一条には破棄することができるとあるが苟も同法規定の条件ある以上破棄しなければならぬと読むべきである。判決は公務員の行為であり其公務員が斯く認定せらる以上は破棄せずして終ることは出来ぬ。

第三点　憲法三八条三号違反であること上述せる通りである。

第四点　憲法一四条違反である。知名の士の事件は十分なる証拠あるも裁判所自らが取るにも足らぬ証拠を楯に取つて無罪とすること世間公知の事実とも謂うべきに非有力者の事件は核心を衝く証拠なきも犯罪の推定を受けることがある。過去の事実の判断であるから将来の可能性と異なり断定の域に達しなければ認定とも判決とも云へぬのであるが往々にして名は認定と称するも綜合推定を受ける。本件が然様である。証拠満点でも有力者同様無罪にして頂きたいと申すのではありませぬ。

以　上

昭和二八年(あ)第五二三四号

被告人　窪田久和

被告人の上告趣意

一、昭和二十八年五月二十二日松山地方裁判所に於いて七年の判決を申し渡され右の判決に對して無実であり控訴す。

一、昭和二十八年十月十五日高松高等裁判所に於いて同判され私は人間の義務として飽迄無罪を主張致します。

一、最初に因果から申し上げます。私は現在の被害者門屋千代美と昭和二十二、三年と想いますが門屋が学校を卒業後門屋の母親が家柄の事を千代美申し千代美はこの事を非常に悲しみ誰れも友達に成つて呉れる人が居らないと申し私は同情者の一人者と成り手紙葉書等のやり取を致し、私がドモル関係上それ等に過ぎず但し人は不安な目で見る、私は家柄なんて知らず。

一、昭和二十六年頃と想いますが門屋に金の工面を申されたが其の時は良く事情がわかり翌日工面をしてやつた其の金をおかへしする為私が毎日建設省に勤めている関係上身体弱い為注射をして上げますと門屋から同年の十二月頃と想いますが手紙が来て居り、しかし毎日建設省では私が機関車の方で仕事が済むと一時間夜業の為に仕事が済むと六時で門屋は五時迄に病院に電話をして下さいとの事で有り行く事も出来ず。

昭和二十七年になつてブルトーザに乗る事に成り、ますゝ機会失しない同年四月二十八日小林冬子自宅にいつた所ふと列がついた事に氣がつき列車の方を向すると門屋と良く似ている姿をみて私は自分の自轉車に乗つて門屋に逢ふ、其の時の私の私用は毎日仕事の関係上手紙が来て居りましたが病院にも電話する機会もなく仕事が多忙でなあといつた所、其れはそうと窪田さんいつて事情のない金工面をされたのであり、是れが男の場合であれば事情を知る事が出来るしかし私が若し内氣な為に「おせつかい」をする勇氣もなく但し金の事に付いて門屋の家に行く事を禁じられ友達にも誰れにも申さ

一

なく禁じ門屋は胃が悪い人が居る又自分がいる又、人におかえしせなければ成らない又、金がなければ生を断しなければ成らない、門屋と話しが濟み、では出来れば工面をしてやると申すと誠に樂しそうにして帰つた。私は其れから永井政代の自宅にいつて門屋に金工面された事を申さずに私用で金が居ると云ふと永井は事情もない金をさいつて話しにも乘つて呉れず仕方がなく帰つた。

翌日仕事にいつたが雨が降つて居り二時頃から天氣に成、米屋隆廣が仕事の事をいつて居たが私は逃げて帰つた。其れと云ふのは門屋に金工面の事情のない事を打ち明けられその瞬間自動的自分に責任を感じ何にか深い事情を知りたいが為に又、自分の好奇心を滿足させたいが為に自轉車で松山に行き電話をしたが自由分に知る事が出来ず帰つた。

其の内、建設省の休みが五月三、四、五、と続き色々と金工面に付いて心配をして、どこにもそんな事情のない金は差し出す事は出ないと云ふ。私はもう一度自分の事のようにして門屋に三、四日の日休みであるが門屋は勵めているかどうかは知らいが一応電話をして見ようと想つてした所、居られ其時早く是非お願いする、私は事情が知れないからと云ふと門屋がいる兎角一生のお願いですと云ふ。私は仕方がないので自分の身の近いものに私は「ズボン」を買いたいが八日なれば金が出来るが是非欲しいといつて姉に門屋は三千円と申して居つたが二千円かつて五月五日に松山にいつて電話をした所門屋はすでに病院は一週間前に退職せりとの返事であり、私は非常に心配に成り私が若い内氣な為に門屋に「おせつかい」を致さなかつた為に自殺をした物と推察し、そして松山の驛の方にいつて居ると、知人の米屋隆廣によばれ米屋も其の時借金に非常に困つて居つた関係上かしてやつたが米屋は明日かえすと云ふ。私は金どころではなく門屋に自殺をされてはと想い、家に帰る時に永井政代に行く。申しおくれましたが永井等重松等は山に行くといつて私が松山に行く時に三人で出て私は私用で門屋に電話をしたがおらず其の時の時間七時頃であり家に帰らず門屋の家の前を通る途中知人の高森武雄に出合、聞きたかつたが勇氣がなく過ぎし帰る。永井政代自宅に行くと重松も来て居られ其の夜は家に帰つた、翌日仕

事に行き、申し遅れて居りましたが五月四日列車の中で門屋の身体にふれたのは始終であり、手相を見てゐると成つてゐますが手の美しいのに目に呉れ門屋の手に身体にふれたのは四日が始終であつた。仕事に行き帰りに小林冬子の自宅に行き色々仕事の事を皆と話したりして遊んでゐると列車が着、一応見たが一行に委が拝見出来ず仕方がなく小林等と冗談話しをして門屋の家に行く事も出来ず友達に話す事も出来ず諦らめて自殺をしたものと想い乍ら永井の自宅にいつた。すると永井は出て来て色々と面白い話しをしたりして、ふと家のすみを見ると映画の「ビラ」を見た。長い間映画も見る事もなかつたので永井に私は聞くと公会道にあると云ふ。私は久し振りの映画で喜しく我が家に帰る途中知人の重松光明自宅にいつて話すと金がないと云ふ。兎に角永井迄でいつて永井と一緒に行くと永井が金出して呉るものと工面そんな虫のいい事を想像しながら家に帰り食事をして知人の重松自宅に行き二人りで知人の永井政代自宅に行く途中姉の文子に出合い話し、まだ早かろがなど聞くと七時半ですと答、姉文子は兄を迎えにいつて居り驛迄で自轉車で行くと十分位いて行けるので驛で長い間時間待ちせなければ成らない為、私はでは歩いていきなさいと云い知人の重松と再び自轉車で永井に向ふ。永井に着いたのが七時四十分頃と想います。「現在申上げます時間の憶測は事件後五月十二三日頃警察に通山檢事さんがこられた時の憶測であり、これ迄で姉に聞いてゐましたが忘れてゐてようやく想い出したのが五月十二、三日頃であり永井の自宅にいつて三、四分して永井は一人り事を言い乍ら外に出て居り私も出て見ると自轉車を練修してみたいといい、私は自轉車の後を持つてやり練修して居りましたが外であるので練修が出来、永井の前の道に出て時間にして十五分あまりして永井自宅に帰つた所重松等子供が家の前に出て居り私は映画の事を話すと昨夜皆んなで岡田村へ芝居にいつたのでいかんと云ふ。私は仕方なく知人の重松に腹は大きいが中川原に行くかと云ふと重松も答え二人でゆこうとして話して居ると永井も行きたがり自轉車練修方々八時六分頃と想いますが三人でめいめい自轉車に乘つたが永井は少しいつては下り歩いたりしながら行く途中五名程の人に逢い永井が自轉車に乘つてはころげしたのは四回程であり、中川原店の手前で二

人の男に無電氣の自轉車に出合い、その時に永井は下駄のはな尾がきれ少しの間三人は立つて居りそれから店に着、店に八分位は居りそれから店を出ると永井はすでに道におらず、帰る途中「サンサロ」の手前で逢い、それから重松は永井の自轉車の後を持つてやり私に重松の自轉車を持され私は永井自宅に帰る途中知人の渡邊幸男が後からおいつき声をかけられ話した。それから別れ私は永井の自宅に帰つた。その頃の時間は八時四十分頃であり私は永井に聲をかけられ上にあがり店で「スルメ」を買つて居つたのを食べ乍ら「本」を読書しながら十分程したかと想ひますが永井は外の人の聲を聞いて出ていつた。重松等子供等は話しをしたり勉強をしてゐつた。それから五分あまりして重松の自轉車をかり映画場に行く、すると渡邊幸男がおり三、四分程話して居りましたがそれからもこの道、永井の自宅の前に出て現在被害者の前を通り小林冬子自宅にいつた。其れから話して再び永井自宅に帰つた時間は九時二十二、三分頃であり、それから一時間半程じて我が家に帰つて寝床に着くと十一時の「ラジオ」最終が鳴つて居り、何故に被害者の前を通つたかは、若し家の前に人でも出て居れば伺いたき、しかし門屋は家に寝てゐるか又は病院に入院でもして居られるか、それとも自殺をしたのかこの三言葉に過ぎず、私として責任が有りますが門屋は家に来る事を禁じ又、友達にも話しては困ると禁じたのであり、私は無口で唯々誰れにも言ふ事が出来ず。

一、同年五月七日仕事に行帰つた所を待つて居りましたと云ふように近所の知人氏兼則弐氏が新聞を持つて来て私に話しをし来て私は何んの事か訳が知れず、私も新聞を読むとびつくりしたがまさかと想い私は信じられず最初に見た時は自殺と想像して居りましたが夕食をして居ると兄が又新聞を私に見せて話し、私はどうしても信じられず。

一、八日朝仕事にでる途中私は氏兼則弐氏自宅にいくと氏兼はあれはどうも北伊よの人が云ふのは妊娠して居つたらしいぞと云ふ。私にはそんな事は云つて居らず胃が悪いと人が金がいると云ふて居り信じられず。又仕事に帰し途中永井政代の自宅にいつた所永井もいつて居りそれでは皆んながいつて居るのが本当であると想い成程と想い又、永井は私に向つてあ

の子の事で金工面々といつて居つたのかと云い、私はなんの事か門屋に事情のない唯々人にかえす金ですからと申され私の立場はなく事情が最初から知れて居れば赤面もしないである、又永井にも聞く必要もなし、永年はあの様な女の人と知人なんてどしたの……と申され私は永井に口止をしました。恥かしいから人に申さないようにと私は仕事に行く時にいつたのであり、この現在強盗殺人には関係のない事であり、私もこの現在の事件がなければ終つており、こんな因果が待つてゐる事を盲蛇に危険を知らず。

行動を共にして居りました私の「アリバイ又は最初からの因果こんな恐ろしい因果はなし。

一、右にお示し致しました通りでありますが何故自分の自轉車が有り乍ら重松の自轉車でいつたかは、自分の自轉車は電氣が無い為に良く「犬」が追ふから安全な為で有り、私は五月六日の夜、現在の被害者が列車で帰る事を知らず若し知つて居れば又、其の夜事件が有る事を知つてゐればあの様に私は最初から同情者又は行動も共にはして居りません。

一、私の環境が上告趣意書通りですから狀態を犧牲にしたのであります。単に誰れが考へてもこの狀態であるのに被害者を殺さない事はないであろうと申上げますが私としては殺す理由が有りません。単に私に金工面されて居りますが其の事情が知れずして自分一人心配して居りましたのであつて最初から事情が訳つておれば何にもこの用な事件はございません。私が内氣で「おせつかい」を致さなかつたから殺され又、被害者が五月五日に病院に居れば現在生て居りこの用うに愚な事を申上げましたが因果の為に單なる犧牲に成つたが眞に私が被害者を殺して居れば、私は警察で五回非人して居り警官の書類面では三回も被害者の前を通つた事に成つて居りますが一回一回を破棄しないで書いて居ります関係上三回通つた事に成られて居ります。私は検事控訴されましたが私は眞に犯人ではなく、私が悪人であつて飽迄無罪を主張するのであれば検事控訴さゝない又、私が殺して居れば非人も控訴も上告も致しませんに勇氣を出して四月二十八日に家に来る事を禁じられたがいつて居る。

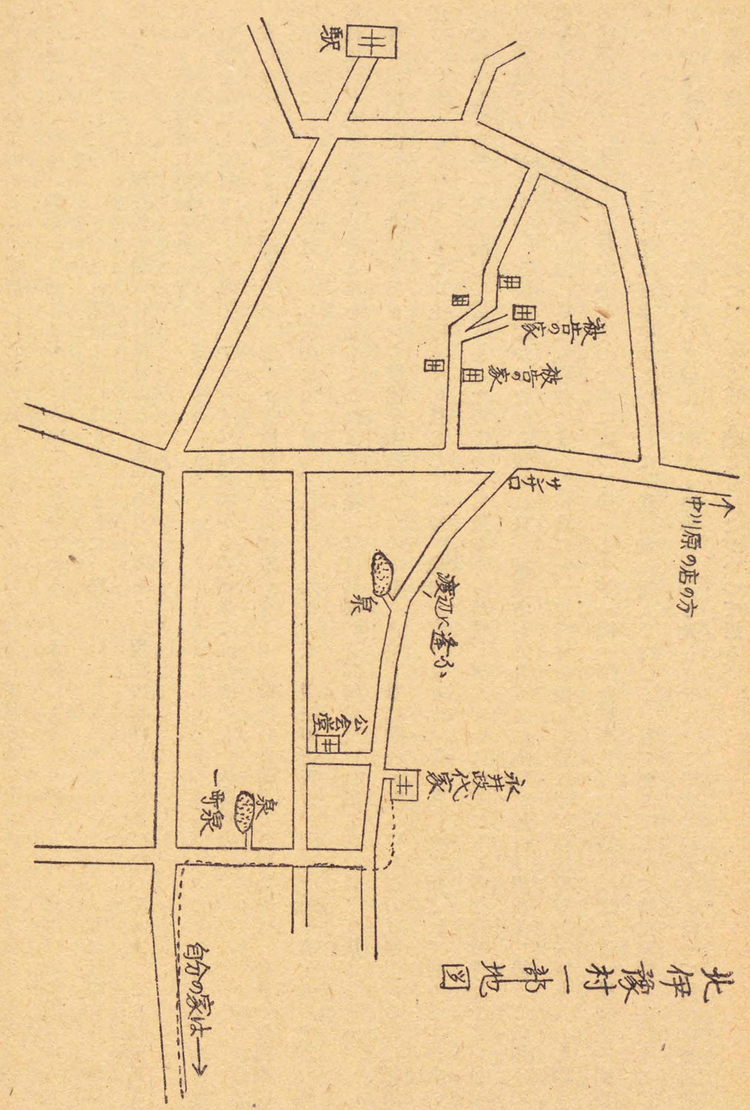

北伊豫村一都地図

一、被害者の時計が現在迄で現われていない、其れ程被害者が金に困つて居れば店にでも売つて居る事です。眞犯人は強盗殺人であり、私の環境の為に單に共犯と同じにして居りますが私は右に申上げた通り事件には関係がないのです。

門屋千代美が証人調べによる母親の証言は單にあの様な物のであり知人にもあの様な事であり、私の前では純情よ　と申上げて居り私は愚な男であり信じて居りました。現在兇器が現われて居りますが眞物ではなし嘘物であり誰れかが「れたらめ」に一町泉に捨た物と想い私は全く知らないのです。

一、結論と致しましては眞に私は被害者を殺してなく環境を犧牲にしたのです。私は想ふように学校にいつて居りませんので不悪ず御願い致します。「ドモリ」で裁判所で信義する事が出来。

以　上

昭和二五年(あ)第一四二九号

決　定

本　籍　朝鮮慶尚南道昌寧郡昌寧面校洞滿月里
住　居　神奈川県川崎市池上新田中留耕地
無　職
野口ケイ子こと
河　福　任
当四〇年

本　籍　朝鮮慶尚南道馬山府午東洞
住　居　神奈川県川崎市池上新田中留耕地
古物商
吉田正男こと
金　五　守
当四一年

右の者等に對する外国人登錄令違反被告事件について、昭和二五年三月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に對し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和二九年二月二七日決定　　昭和二五年(あ)第一四二九号

理　由

弁護人阿部直之、同杉下裕次郎の上告趣意第一点について。

所論は違憲をいう点もあるが、要するに原判決の外国人登録令三条の解釈、適用を非難する単なる法令違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして苟しくも外国人が連合国最高司令官の承認を受けないで本邦に入つた以上、本邦における居住権の有無にかかわらず外国人登録令三条に違反するものと解するを相当とするから原判決の判断は正当である。

同第二点について。

所論は憲法違反をいうが、その実質は量刑不当の主張に帰し適法の上告理由に当らない。

なお記録を精査するも本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人阿部直之、同杉下裕次郎の上告趣意

第一点　原判決は正當な法的根拠なくして居住權に抑壓を加うる違憲がある。

一、第一審判決の挙示する標目の証拠についてその内容を精査しこれを綜合するに被告人金五守は大正十五年本邦に渡来し爾来引続き本邦に居住せるものなること、同人は被告人河福任と昭和九年本邦に於て婚姻し川崎市に同棲居住していたが戰争末期一旦九州に疎開後昭和二十年十月頃再び川崎市に帰来し現在の住宅を買受けて古物商を営むと共にその妻たる右河福任、未成年の養子一名及び河福任の実母と同棲せるものなること、右住宅が被告人両名の住所であつて、両名は川崎市長に所定の外國人登録を申請し登録証明書の交付を受けていること、然るに被告人金の実母が南鮮に居り重病にかゝつたので被告人河は看病の為めに昭和二十三年十月頃又被告人金もこれが見舞の為め昭和二十四年二月頃密かに南鮮に赴いたが右については両名は留守に被告人河の実母と養子を残し住宅をそのまゝにして出かけたのであつて間もなく帰宅の意思であつたこと、従て被告人両名には従来の住所を變更する意思も又事実もなかつたのであつて現に両名は帰宅の為め南鮮から密航昭和二十四年七月二十四日新潟県海岸に上陸したものなること明らかである。

二、然るに右に対し原判決は外國人登録令第三条第一項は広く外國人は連合國最高司令官の承認を受けない限り本邦に入ることを禁止し且同令第十一條は朝鮮人は外國人登録令の適用については当分の内これを外國人とみなすと規定しているのみであつて他に特にこれが適用を除外する趣旨の規定は存しないと為して右第三條第一項の入國禁止規定が被告人等に對してもその適用あることを認めているが、若し原判決の言うが如くんば例へば何等かの理由で領海外に出た在留外國人が

被告人　河福任
同　金五守

そのまゝ直ちに帰陸したるが如き場合に對しても右入國禁止規定の適用があることゝならざるを得ないのであつて同入國禁止規定の外國人は本邦に入ることができないとの文言は新に入國せんとする外國人の入國又は在留外國人にして一旦本邦を引揚げたるものゝ入國を禁ずる趣旨と解しなければならない。

三、今被告人等の所為を見るに被告人等は違法の方法で本邦から南鮮に赴いたのであるが（仮りに被告人等に渡航の為め正当な方法及び可能があり被告人等がそれによつたとしてもその渡航は外國人登錄令第九條に言う本邦退去には字義上当らず從てその場合に於ける登錄証明書の取扱については規定の不備あるものと言はなければならない）たゞその事実のみで被告人等を以て本邦に於ける居住權を失つたものと為すことはできないのであつて、被告人等は依然本邦在留外國人であり、これに對して外國人登錄令第三條、第一項の規定の適用なきものと言はなければならない。

四、尚原判決は右第三條第一項に関し連合國最高司令部の治安或は防疫的見地よりする朝鮮人の本邦への不法入國の抑止に関する各種の覚書の精神に照らし被告人等の所為が不法入國として取扱はるべきは勿論であると爲しているが被告人等に適用なき規定に基いてこれを処罰することはできない。

五、これを要するに原判決は被告人等に對して適用なき外國人登錄令第三條第一項の規定を被告人等に適用してこれに刑罰を科することを認めたものであつて憲法の保障する人權に屬する居住權に正当な法律上の根據なくして抑壓を加うるものであり、憲法に違反するものと言はなければならない。

依て原判決は破棄を免かれない。

第二点　更に被告人河福任に関する限り原判決はこれに殘虐な刑罰を科するものとして憲法に違反する。

一、昭和二十四年八月十日の第一審第一回公判調書に徴するに、被告人河の病気であることを立證する為め醫師の診断書が提出せられ、これについて証拠調が行はれたが同診断書（同日附）によれば右河の病名は急性腎炎、発病は同年七月中旬

頃からで八月上旬重症に陷つつたこと、安靜仰臥を守るべき病状であつて全治までに二―三ケ月を要することが診断せられて居り又昭和二十五年一月二十四日の第二審公判調書に徴するに弁護人は右河が現に肺炎を患い病臥中であることを陳述した。

而して別添醫師の診断書に依れば右河は第一公判当時以来右肺浸潤にかゝつているのである。

二、然るに第一審判決（昭和二十四年八月十一日言渡）は證據調が行はれた前記同月十日附醫師の診断書による病状を無視して被告人河が身体的に体刑に堪え得るや否やを調査せず、これに体刑殊に懲役四月を科したが、憲法の禁ずる殘虐な刑罰が何なりやは相對的に定められるべきであつて被告人河に對するかゝる刑罰は正に憲法の禁ずる殘虐な刑罰と言はなければならない。

依て右第一審判決を維持した原判決はこの理由を以てしても破棄を免れない。

補足

更に原判決については假りに右上告申立の理由がないとしても左記事項は刑事訴訟法第四百十一條により職權調査事項に屬し得るものと思考する。

一、原判決が外國人登錄令第三條第一項及び第十二條第一項第一号によつて被告人等に科刑を認めたのは前記第一点第三項所論の通り同令第三條第一項の規定の適用範囲につき同規定の解釈、適用を誤つた結果であつて判決に影響を及ぼすべき法令の違反があると共に右判決が破棄せられなければ著しく正義に反する。

二、被告人等はその老母の重病に際し最後の孝養の為め密かに南鮮に渡航したものであつて、右被告人等の所為は人情上極めて自然とすべき所と言はなければならない而して同人等としては当初から本邦に間もなく帰還すべき意思であつたのであり又本邦への帰還は同人等に取り絶對必要とする所であつたが右歸還については彼地への渡航と等しく密航による外方

法がなかつたのである。従て同人等の本邦への密航歸来は外國人登録令により不法入國として取扱はれなければならないものとしても、情状を酌量せらるべきものである。

然るに原判決がこれに各懲役四月（法定刑の長期六月なるに對し）の科刑を認めたのは頗る苛酷と言はなければならない。

尤もこれについては原判決は恐らく治安又は防疫的見地よりする朝鮮人の不法入國抑止の考量があつたものと察せられるが被告人等が本邦に於ける善良な住民であることは前審公判に於ける資料によつて明らかであり又被告人等は疫病地から來航したものでもない而して被告人等は前述の通り情状を酌量せらるべき事情あるに拘らず一般的に朝鮮人の不法入國を抑止するが為めに被告人等に對し本件の如き過重の刑罰を科するが如きは誠に不当であつて原判決は破棄せられなければ著しく正義に反するものがあるのである。

以　上

寫

診　斷　書

川崎市池上新田中留耕地

野口けい子事　河福任

一、病　名　右の者昭和二十三年一月より当院に通院し病歴左の如し

昭和二十三年一月より二十四年六月迄右肺浸潤治療

昭和二十五年二月　肺炎

昭和二十五年六月　急性虫様突起炎兼腹膜炎手術

昭和二十五年七月　右肺浸潤現在に至る

右の者病歴以上の如く現在身柄拘引される様な場合には症状悪化する恐れある事を診斷致します

右の通り診斷致しました

昭和25年8月9日

神奈川県川崎市境町三十番地

醫師　桑島仁　㊞

電話川崎三一四八番

昭和二七年(あ)第二九七二号

決　　定

本　籍　福島県河沼郡廣瀬村大字青木字青木九九番地
住　居　若松市本郷町二八番地
無　職
生　江　喜　徳
明治三五年八月一六日生

右の者に對する詐欺、窃盗被告事件について、昭和二七年四月三〇日仙台高等裁判所の言渡した判決に對し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人坂本英雄の上告趣意について。

論旨第一点は単なる法令解釋の違反を理由とする主張であり、同第二点は、判例違反をいうが、所論引用の判例は当裁判所昭和二四年(れ)第二八五号同二五年二月二四日判決（集四巻二号二五五頁）によつて変更されたものと認むべきであるから、本件に適切でなく、同第三点は、事実誤認の主張であつていずれも刑訴四〇五条の適法な上告理由とならない。（なお窃盗犯人が賍物を自己の所有物と詐つて第三者を欺罔して金員を騙取したばあいにおいては賍物についての事実上の処分行為

昭和二九年二月二七日決定　　昭和二七年(あ)第二九七二号

昭和二九年二月二七日決定　昭和二七年(あ)第二九七二号

をなすに止る場合と異り、第三者に對する關係において新な法益侵害を伴うものであるから窃盗罪の外に詐欺罪の成立を認むべきを相当とする）

なお記錄を精査しても本件につき刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて同四一四条三八六条一項三号一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は全裁判官一致の意見である。

昭和二九年二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第二九七二号

弁護人坂本英雄の上告趣意

第一点　原判決は刑事訴訟法第四百十一条第三号に違反する違法があつて破棄を免れないと信ずる。

原審である仙台高等裁判所は本件控訴を棄却し、第一審の事實認定を是認している。

第一審では罪となる事實として「被告人は第一昭和二十六年五月十二日頃若松市六日町会津合同貨物株式会社六日町營業所に於て渡邊重春に對し、耶麻郡堂島村大字会知字八幡町佐藤藤雄方から窃取して來た自轉車一台を提示して此の自轉車は喜多方町の小池一のものであるが、同人が商用で東京へ行かなければならないので旅費の工面方を頼まれて來た、二週間後には返濟するから自轉車を擔保に一萬三千円を借り受けたい旨虚僞の事實を申向けて重春をして其旨誤信せしめ、即時貸借名下に金一萬三千円を交付せしめて之を騙取し」た事實を認定している。つまり自ら窃取した賍物を他人所有の物で同人が上京旅費に必要であると稱して渡邊重春からそれを擔保に貸借名義で金壹萬參千円の交付を受けた事實が詐欺罪を構成するものと認定したのである。然し窃盗犯人がその賍物を處分しても窃取行爲に吸收されて罪を構成しないことは刑法学上公知の事實である。問題は賍物の處分について詐術を弄した場合にあるか、預金通帳や印章を窃取した上右印章を不正に使用し、文書を僞造して右預金の引出をしたような場合に詐欺罪を構成するかどうか問題であると思うが、右の様に財産犯以外の他の法益侵害（文書の僞造等）を新に生せしめたような場合以外はその賍物の處分について多少の欺罔手段が加味されても直ちに詐欺罪が成立するものと解すべきではないと思う。窃盗犯人がその賍物たる情を告げて處分する場合もあるが、卒直にその事情を打ち明けたのでは處分が出來ない場合が多いのは一般社会現象であるから犯人が專ら賍物の處分をする意思を以てする場合は多少の欺罔行爲が加味されてもそれは處分行爲中に包含されて別罪を構成しな

いものと解すべきである。これを文献に徴して見るも植松正氏は「窃盗犯人が賍物を自己の所有物の如くに装つて他に賣却するのはその賣得金を騙取する行爲に似ているが、窃取という行爲が他人の所有権の侵害を實質とするものである以上この程度の單純なる賍物の處分行爲は當然窃盗行爲の中に豫定されているものと見て別罪の構成を否定すべきである」（刑法学各論第二四二頁）としていることでもある。第一審証人渡邊重春の証言によれば當時被告人は同人に對して「友人が東京に商用に行くのに旅費がないので一週間でよいからこの自轉車を賣却擔保にして一萬三千円貸してくれと云うのでこれを貸したわけです」とある。即ち被告は自己が窃取して來た賍物を賣渡擔保として金壹萬參千円の交付を受けたもので、賣渡擔保というからにはその所有権は内外共に相手方に移轉するのは當然で、被告人の行爲は單純なる賍物の處分行爲であることが極めて明白となつている。

然るに第一審がこれを有罪と認め、原審がこれを是認したのは正に原判決を破棄しなければ著しく正義に反する判決に影響を及すべき重大なる事實誤認ありと云わざるを得ない。

第二点　原判決は刑事訴訟法第四百五条に違反する違法があつて破棄を免れないと思う。

第一点に於て明らかにしたように原審は被告人の賍物の處分行爲を詐欺罪なりと認定している。然し乍ら大審院判決によれば「窃取した郵便貯金通帳を利用し通帳名義人の改印届を偽造行使した上同人名義の貯金受領証をも偽造行使してあたかも眞にその通帳の名義人が金を引出すものゝ如くに裝い、郵便局員から右貯金を受け取つた行爲は窃盗罪中に包含されて別罪を構成しない」としている（明治四四年六月八日大審院判決、刑錄一七輯第一一一三頁）その趣旨は賍物の處分行爲は別罪を構成しないというに歸する。最高裁判例集第四巻第二号所掲の最高裁判例（昭和二四年(れ)第一八五二号）は窃盗の事後行爲に關するものでないから本件には適切でない。

前掲の大審院判例は所謂権利窃盗の觀念を肯定する上に於ては益々もつてその正當性が肯ける。即ち貯金通帳等を窃取

した者は一紙片である通帳を窃取する意思ではなく右紙上に化体している権利、つまり預金拂戻請求権を窃取する意思であつたと解するのが犯人の意思に合致する。從つて右請求権を行使して銀行から預金の拂戻を受けても賍物の處分行爲であるから別に詐欺罪を構成しないこととなる（尤も文書を偽造行使した場合などは夫れぞれ文書偽造行使に關する犯罪は構成するものと考えなければならない。）これを被害者の方面から見れば銀行等は債權の準占有者に對する弁濟であるから私法上弁濟は有効となり銀行等は被害者とならない。詐欺罪の成立を否定すれば被害者は只一人先の通帳所有者のみとなり、犯人なり私法上の法律關係とマッチしなくなる。詐欺罪の成立を認めると銀行等が被害者とならざるをえないことゝの意思とも合致することとなるであろう。斯く考察して來ると賍物の處分行爲はそれが他の法益の侵害（文書偽造等）を伴わない限り處分自体に詐術が加味されてもそれだけでは詐欺罪を成立せしむべきものではないと解することが肯ける。この意義に於て前掲大判は肯ける。

第三点　原判決は刑事訴訟法第四百十一条第三号に違反する違法があつて破棄を免れないと信ずる。

原判決は罪となる事實として「第二、昭和二十六年五月二十二日午後十時頃河沼郡廣瀬村大字青木字青木生江直市方から同人所有の自轉車一台を窃取した」事實を認定した。

なるほど第一審証人生江直市の証言によれば同人方では右判示日時に判示自轉車一台を窃取された事實が窺われる。しかし同証人の証言を仔細に檢討すると「私方と被告方とは何代も前の本家分家の關係で若し被告人が持つて行つたと分つたら警察にも届ける必要もありませんでした」との記載がある。これはつまり被害者の承諾である。窃盗罪について被害者の承諾が違法性を阻却するかどうか一沫の疑はあるかも知れないが如何なる学説に從つても被害者の承諾あれば盗罪の違法性は阻却されるものと解される。

然らば被告人の右所爲は罪とならないものであるに拘らず、原審がこれを罪となるものと認めたのは刑事訴訟法第四百

十一条第三号に該當する違法があると考える。この点に於ても原判決は破棄せらるべきものと思う。

以上

昭和二七年(あ)第三九二六号

決定

本籍　朝鮮慶尚北道達城郡玉方面大方洞番地不詳
住居　岡山県和氣郡備前町大字浦伊部南　金東龍方
農業　金順敏こと
崔順敏

大正二年四月一四日生

右の者に對する酒税法違反被告事件について、昭和二七年五月二七日廣島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に對し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人八田三郎の上告趣意第一点について

所論は原審で控訴趣意として主張せず從つて原判決の判断していない事項であるのみならず、第一審判決は被告人の自白の外に被告人の自白の眞実性を裏付け得る補強証拠を援用しているのであるから所論違憲の主張はその前提を欠くものである。

昭和二九年二月二七日決定　昭和二七年(あ)第三九二六号

一

同第二点について

所論は原審で控訴趣意として主張せず従つて原判決の判断していない事項であり、また法令違反の主張であるから刑訴四〇五条の事由に当らない。本件において第一審判決の確定した事実によると被告人は政府の免許を受けないで第一、昭和二六年五月頃被告人方において麦、米麹、水を原料として仕込みを為し焼酎一斗二升四合を製造し、第二、同日頃同所において前同様の原料方法で製造した焼酎（第一の焼酎と一緒に製造したもの）約一斗二升五合に黄色粉と砂糖若干を投入しこれを混和して合成清酒約一斗二升五合を製造したものであるというのであつて右第一の焼酎と第二の合成清酒の原料となつた焼酎とが一回の仕込によつて製造されたものであることは明らかであるが被告人が合成清酒を製造する意思でその前提として先ず焼酎を造つたという事実は第一審判決の認定していないところであり記録上もこれを認める資料はない。従つて本件の如く一回の仕込によつて焼酎を製造した場合でもその焼酎の一部を原料として更らに合成清酒を製造したような場合には焼酎製造行為の外に合成清酒製造行為も存するのであるから二罪が成立するとみるのが相当である。それゆえ第一審判決には所論の如き違法は存しない。

同第三点について

所論は量刑不当の主張で上告適法の理由とならない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判官　霜山精一

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第三九二六号

被告人　崔順敏こと　金順敏

弁護人八田三郎の上告趣意

第一点　本件第一審における被告人に對する不利益な唯一の証據は、本人の自白のみであるのに、之を有罪としたのは、明かに憲法第三十八条第三項の規定に反するものであり、原審判決は破毀さるべきものである。

一、第一審裁判所が、有罪たる証據として援用した証據の中、本人の自白以外のものは、

イ、大藏事務官池上定可作製の臨檢てん末書

ロ、同捜索てん末書

ハ、同差押てん末書

ニ、同差押目錄

ホ、同檢定書

ヘ、証人池上定可の法廷における供述

であるところ、これ等の諸証據は、被告人を有罪とする價値のないものである。

二、(1)　備前簡易裁判所裁判官甲本源次作製の昭和二十六年六月十二日附臨檢、捜索、差押許可状（記錄一五丁）によれば、臨檢すべき場所として、被告人の夫「金東龍居宅」を示し、嫌疑事實の要旨として、「備前町警察署並に部落民につき探聞するに、本人（註、前後の關係から、被告人を指稱せず、金東龍を指稱することは明瞭である。）は、以前より常習的に酒類を密造し、之を販賣している事實があるので、本人居宅附近につき調査するに云々」とあ

り、被告人は立会人として扱い、

(2) イ、の臨檢てん末書（記錄一六丁）中にも、「（前略）金東龍の酒稅法違反けん疑事件について（中略）臨檢した。）とあり、

(3) ロ、の捜索てん末書（記錄一七丁）中にも、「（前略）金東龍に係る酒稅法違反けん疑事件について（後略）」とあり、之亦被告人を立会人として扱い、

(4) ハ、の差押てん末書（記錄一八丁）中にも、「（前略）金東龍に對する酒稅法違反けん疑事件について（後略）」とあり、且つ、差押場所及び差押目的を、何れも金東龍とし、被告人を立会人として扱つている。

(5) 然るに、右差押てん末書附屬 二、差押目錄（記錄一九丁）において、物件所持者の住所氏名欄に、初めて、被告人の氏名を書いて被疑者の如く扱つているが、これは、前後の連鎖を欠く記載であつて、夫妻同居の屋内にある物件を、偶々、病氣と稱する金東龍が、現場に居合わさなかつたため、被告人の自白により、他に何等調査せずして、被告人の所持物件と記載したに過ぎないものと推定せられ、果して眞實に被告人の所持物なるか否か疑わしいものであり、且つ、仮りに該物件が被告人の所持物とするも、之をもつて直に被告人有罪の証據とすることは、被告人が金東龍と夫婦關係にある点から見て無理である。

三、被告人の自白（記錄一九丁、三五丁）によれば、同人は、酒類を密造したのは被告人自身であつて、其の夫金東龍でなく、同人は病氣であると強弁しているが、臨檢官、檢察官、裁判官の何れも右金東龍について、全然取調べた跡なく、又其の病狀についても、記錄全般を通じて見るべきものがない。

四、本件の如き犯行は、普通、男子の行うことは、經驗上顯著であり、又、夫婦間において、夫の犯罪を、妻が、喜んで或は已むを得ず轉嫁されることは、稀有のことでなく、殊に、本件諸証據によれば、犯罪容疑者は、最初、被告人の夫

であつたにも拘らず、同人に對する取調を、何等していないことは、審理を盡さないものというべきであり、現行犯檢擧が困難なるため、被告人の自白のみをもつて、得たりかしこしとし、起訴し、而も右自白の外に適確な証據がないのに、其の儘有罪の裁判をしたことは、不法といわざるを得ない。被疑者に對し、被疑の心証充分なる事件についても、憲法第三十八条第三項の規定は、儼として適用さるべきであるのに、本件の如き、手近かに有力な眞犯人容疑者があるのに、敢えて被告人を斷罪したことは、斷じて赦さるべきでない。

第二点　仮りに、被告人を有罪なりとしても、本件犯罪は一罪であつて二罪でなく、之を二罪とした第一審判決は、擬律の錯誤であり且つ著しく正義に反する。

一、被告人の問擬せられた行爲は、政府の免許を受けないで酒類を製造したことである。然して、第一審が之を二罪なりとした根據は、恐らく

イ、酒稅法第十四条の規定が、酒類の各種類につき製造場一個所毎に政府の免許を受くべしとしているところ、被告人は、燒酎と合成清酒と二種の酒類を無免許で製造したこと、及び

ロ、被告人が、燒酎と合成清酒を製造したのは、時間的に差異があることの二点にあると推測される。

二、然るに、本件密造は、諸証據により、同日、同場所において、同時に行われたことは明瞭であつて、唯、其の製造酒類の一部に、黄色粉と砂糖若干を投入、混和したに過ぎないものである。法第十四条にいわゆる製造場は、本件においては一個所であることは、明かであつて、問題は、同一製造場であつても、種類の異つた燒酎と合成清酒との二種を製造したから、二罪ではないかという点にある。

然しながら、本条違反の罰則たる同法第六十条の規定には、單に、無免許で酒類を製造した者に對し、所定の科罰を

すべき旨を定めたのみであつて、右第十四条の規定のみを以て、直に、二種の酒類を密造した者は、二個の犯罪を構成する旨規定したものと解するのは暴擧である。同条規定が特に「各種類につき」と述べたのは、例えば、燒酎のみの製造免許を得ている者が、他の種類の酒類を製造した場合に、加罰すべき法意と解すべきである。

三、從つて、本件犯罪が一罪なりや二罪なりやを決するのは、本件酒類の製造行爲が二個の行爲であるか或は包括された一個の行爲であるかに存するのである。井上正治氏は、其著刑法学総則（二四五頁、二四六頁）において、「外観上は數個の構成要件に該當する行爲が包括されて一個の構成要件に該當する場合を包括一罪と稱する。」とし、包括一罪を㈠結合犯㈡集合犯㈢接續犯の三種に分類し、その接續犯の説明として、「身体の擧動は數多あり、ひいては事實上數個の構成要件に該當するかに見えるが、包括的に觀察して一罪と解すべき場合」と述べている。本酒件類密造行爲は、正にこの接續犯たる一罪と解すべきである。

判例は、「僅か二時間余の短時間内に同一機会を利用して前後三回にわたり同一の倉庫内から米俵合計九俵を窃取した場合には、單一の窃盜罪が成立する。（昭和二四年(れ)第二九七号、同年七月二三日最高裁判所第二小法廷判決）」「清涼飲料水營業取締規則違反行爲を數回反覆するも一個の犯罪なり。併合罪として處斷すべきにあらず。（大正五年大審院(れ)第二八〇七号）」等、類似行爲乃至同種行爲の反覆を一罪と判斷したもの枚擧に遑ないところである。

四、原審の判示方法をもつてすれば、本件は、濃厚燒酎を製造したとき第一罪成立し、加水したとき第二罪成立し、黄色粉を混入したとき第三罪成立し、更に砂糖を混入したとき第四罪成立するものと解し、元來一罪たるべきものを多數の罪とすること容易であつて、其の不可なること言を俟たぬところである。

五、又、本件燒酎製造と合成清酒製造とが、仮りに、一罪でなく、二罪であるとしても、少くとも、刑法第五十四条第一項所定の場合に該當するものであつて、一罪として處斷さるべきものである。

第三点　仮りに、本件行爲を有罪とするも、量刑は不當であつて、著しく正義に反する。

一、控訴趣意書に述べられているように、被告人の還境から觀て量刑は過重である。

二、酒税法第二十七条の規程によれば、酒税の税率は、總て、一石單位に定めてあり、或る期間内に相當多量を製造することを豫期していることは明かである。本件の如き僅か二斗余の製造を對照として酒税法違反に問擬するためには、特殊の事情の存在を必要とすることが常識であるにも拘らず、犯罪地たる岡山県備前町地方が、特に密造酒の盛なる地方であることの証據も、被告人の夫は兎も角、被告人自身が、密造常習者であることの証據もなく、想像を逞しうすれば、臨檢官吏が、其の目標とした被告人の夫金東龍についての豫期した相當大規模の密造の証據を擧げ得なかつたため、いわゆる「轉んでも只では起きぬ」式に、被告人を檢擧したかに見ゆる情狀であるから、初犯の賭博犯被告人程度の罰金を以て處斷するのが至當であるのに、第一審判決は、余りにも重きに失し、社会正義に反するものである。

以　上

昭和二七年(お)第四一五〇号

決　定

本　籍　千葉県館山市館山一四九六番地
住　居　横濱市西区櫻木町四丁目一九番地　森周太郎方
船　員
森　正平
昭和五年八月二五日生

本　籍　千葉県夷隅郡興津町興津二六七七番地
住　居　川崎市下作延一二一七番地　酒井友藏方
船　員
今井　勉
昭和二年一二月二二日生

本　籍　朝鮮慶尚南道蔚山郡彦陽面南部里
住　居　横濱市鶴見区生麦町四七番地
軽飲食店業
辛　碩浩
明治四二年二月三日生

右被告人森正平、同今井勉に對する窃盗、同辛碩浩に對する賍物故買各被告事件について昭和二六年一二月一〇日東京高

昭和二九年二月二七日決定　昭和二七年(お)第四一五〇号

一

昭和二九年二月二七日決定　昭和二七年(あ)第四一五〇号

等裁判所の言渡した判決に對し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人辛碩浩の弁護人樫田忠美の上告趣意第二点は判例違反を主張するけれども、指摘判例は罰金等臨時措置法施行前の犯行に関するものであつて、本件に適切でない。(昭和二七年一〇月二日同二六年(あ)第三九七六号事件第一小法廷決定參照)その余の論旨並びに被告人森正平、今井勉の弁護人杉本正吉の上告趣意はいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第四一五〇号

弁護人樫田忠美の上告趣意

被告人　辛　碩　浩

第一点　原判決は憲法第七六条第三項に違法があるから破棄を免れない。

原判決は控訴棄却の判決であるから第一審判決の主文に表示された

「被告人を懲役六ヶ月又び罰金一万円に処し、罰金不完納の場合に金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する」

旨の裁判をそのまま相当として認容したことに帰着する。

被告人の第一審の弁護人渡辺達也作成の控訴趣意書に於ける主張は

(一)　賍物故買の犯意を認定すべき証拠全然存せざるに拘らず、漫然想像に基き有罪を認定したる違法があり

(二)　判決の理由中に主文を按出するに至る所以を肯定することの説明が欠如しておる

(三)　罰金等臨時措置法の適用を遺脱しておる違法がある、

旨要約することができる。

原判決は右主張中、

(一)及(二)に対しては論理を飛躍した説明を以て一瞥し去り

(三)に対してはこれを黙殺して何等の判断を与えずにおることは控訴審の職能を尽さず結局憲法第七六条第三項に違背せる違法があることを左に論証する。

第一審判決は

被告人は昭和二十六年三月七日午後六時頃、その自宅に於て長尾正三等から同人等が他より窃取した生ゴム二梱を盗品たるの情を認識しながら五万七千円にて買ひ受けたものである、

と認定し、

その証拠として、

一、長尾正三に対する司法警察員第一回供述調書

二、被告人に対する司法警察員の各供述調書

三、被告人の第一審公判廷に於ける知情の点を否認せる以外の供述

を援用してこれ等を綜合して判断した旨説明してゐる。

(一) 長尾正三に対する司法警察員作成の第一回供述調書を見ても、被告人に情を告げたりと認め得べき記載はなく、亦被告人がこれを察知したと認むべき記載がない。

その他長尾正三と窃盗の共犯であると認められてゐる今井勉及森正平に対する各司法警察官作成の供述調書等を見ても、どこにも被告人辛碩浩に於て盗品たる情を知り得たる証拠は存せない。恐らくは第一審公判廷に於て長尾正三の第一回供述調書を採用したのは左記第八、九項で不利益に認定する証拠にしたと思う。

長尾正三に対する第一回供述調書（三十七丁乃至四十一丁）中その第八項に

「興洋丸に積み込んだのは午後九時頃でしたが、それから私と森で二人共前から飲食に行つて知つている生麦町の「重の家」と云う飲食店の主人（朝鮮人）が色々な品物のブローカーをしていることを私は森から聞いて知つていたのでその「重の家」に午後九時過ぎ頃に行き二人でその主人に生ゴムを細かく一寸切つて来た見本を見せて（店の次の八畳間の上り口に腰かけて）生ゴムを自分の船につんで今日本船に上げる予定だつたが、シケで大黒橋の下

え避難して森さんに手伝つて貰つて二梱森の船に預けてあるから買つてくれと云うと主人は買つてやると云うので私は森にこの品物は森さんの船に積んであるんだから頼むよと云つて間もなく一人で先に大平丸に午後九時半頃帰ると鈴江組から来たウオッチマンと今井は寝ていました。

またその第九項に

重の内の主人は私違が前に十回位は飲食に行き知つていましたが、私が船員だと云うことは知つてゐり、本船につむのを森の船に預けてあるから買つて呉れと頼んだので普通の人なら私が盗んだことを知つている故です。

との記載ある部分を証拠に引いたものと思料されるが、これは長尾正三個人の想像的判断であつて、被告人辛碩浩は終始知情の点を認めてゐらんのであるから、かかる想像的片言隻句と注意を認めざる記載ある他の証拠とを綜合考覈しても無から有を生ずる筈はない。これを要するに裁判官の予断又は想像に基き漫然有罪に導いたものに外ならないから憲法に反する。

刑事訴訟法第三三五条第一項によれば

「有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない」

と規定されてある。これ蓋し、有罪の判決書に於ては証拠により裁判官の自由心証に基き犯罪事実を認定した後、これが如何なる法令に該当するかを示し進んで何程の分量の刑罰に処すべきものであるかの理由を示さなければならない。而して法律を大前提とし、犯罪事実を小前提とし、三段論法を以て推理をなし、結論を見出してこれを主文に掲げるに到つた経過を明らかにすることが要請されてあることを意味する。

然るに第一審判決は如何なる刑を量定するに至るかの論結を明示せず、漫然主文の通り裁判したと記載してあるが、主文の如き懲役六ヶ月、罰金一万円、罰金不完納の場合の通算が主文と一致するためにはその理由中に於て同じ刑の幅

に於て量定したことを正確に明示することが必要である。然らざれば判決文の理由を書くときは裁判官の心中に五ヶ月が相当であると思つていても、これを主文に書き表わすときに懲役六月が相当と思い、両者が一致しなくても主文さえ明記してあれば常に理由も同じであるかの如く不正確に判断される虞れがあるから、必ずその理由中に懲役何年とか何月、罰金何円、罰金不完納の場合に於ける労役場留置何日と云うが如くに明確に判断を下してこの間何等のくいちがいがないようになすべきことが要請されておるものである。而してこのことたるや我国の裁判判決書の作成として伝統的慣行として遵守されて来た美風である。如何に判決文の簡易化が叫ばれてある今日であつても、被告人の頭上に痛苦を結び付ける重要な事項を不明確な理由の下に表示することは許されないから、憲法第七六条第三項の精神に違反することとなる。

(二) 罰金等臨時措置法（昭和二十三年十二月十八日公布法律第二五一号）は昭和二十四年二月一日より施行されており、本件犯罪は昭和二十六年三月七日犯されたものとして起訴されておるのであるから、宜しくこの臨時措置法第三条第一項第一号を適用して、刑法第二五六条第二項所定の刑罰中、罰金刑は「千円以下の罰金」と規定されておる。この罰金額の五十倍即ち五万円の範囲内に於て処罰されねばならないことは当然の帰結であるに拘らず、第一審判決はこの臨時措置法を適用することを忘却し、漫然旧法の罰金刑の範囲内で量定したことは憲法第七六条第三項の規定に違背する処置である。

あるいは右の主張は被告人に対して不利益なものであるから、被告人の上告としては理由なきものであるとの旧体刑時代の法律解釈をなす論者もあるかも知れぬが、それは憲法第七六条第三項の精神を破壊する謬説である。裁判所は常に憲法の精神を尊重し、常にこれに覊束され、これを蹂躙することがあつてはならないから、憲法違反の判決として破棄せられべきものであることを上告の理由として主張することができると信ずる。

第二点　原判決は左記最高裁判所判例に違反するから破棄を免れない。

第一審判決は刑法第二五六条のみを適用して罰金等臨時措置法を適用した跡が見えないから、同条所定中の罰金刑は千円以上に処断することができないのに拘らず、罰金壱万円を言渡しておること明らかである。

第一審は刑法第二五六条所定中の罰金刑は五万円に変更されておる現実の事実を無視して新旧両方の刑を比照しないで漫然より重い刑罰の定めある行為時法を適用しておる違法があることは前にも述べた通りであり、既に此の点については第一審の弁護人からも同人作成の控訴趣意中に指摘しておるに拘らず、原裁判所はこの点に何等の判断を示すことなく黙殺しておる。

原判決のこの点に関し示した法律適用は正しく左記引用の最高裁判所判例に違反する。

左　記

昭和二四年(れ)第二六三七号

同　二五年三月三一日第二小法廷判決

（最高裁判所判例集第四巻第三号四六二頁以下）

判　決　要　旨

「犯罪後罰金等臨時措置法によつて法定刑が変更せられたのに刑法第一〇条第六条を適用して新旧両方の刑を比照しない瑕疵が原判決にあつても軽い行為時法によつて処断したことか明らかな場合には右の瑕疵は原判決破棄の理由にならない」

これにより本件の如く、原判決に於て軽い行為時法によつて処断したことか明らかにされておらぬ場合は勿論重い行為時法によつて処断した場合は原判決破棄の理由になることも自ら明らかである。

五

第三点　仮りに第一点及第二点い論旨が容れられないものとするも、
原判決は第一審判決を全面的に支持して被告人の控訴を排斥したものであるから、刑事訴訟法第四一一条第一号にゆはゆる
「判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり」
又同条第三号にゆはゆる
「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり」
と云う各場合にあたることは第一点に於て論証した通りの理由により認められ、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められるから、御職権を発動され事実調査の上原判決を破棄するとの御判決を言渡され度い。

第四点　仮りに第一点乃至第三点の論旨が容れられないとするも、
原判決は刑の量定が甚だしく不当であつて、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められるから、原判決を破棄せられ、懲役刑については刑の執行を猶予せられ、罰金刑については、より軽く裁量せられ御寛大な御判決相成り度く懇願する次第である。

(一)　被告人には統制令違反の前歴があるも本件のような刑法犯の前科はこれまでになかつた。

(二)　本人は軽飲食業者で近隣との交際も円滑で評判がよろしくこれまでに非難されたことのない人物である。

(三)　問題の生ゴムは被告人幸碩浩に於て金六万七千円にて買い求め、これを金子豊吉に金九万三千円にて売却し、（記録二十九丁乃至三十丁参照）金子豊吉は更にこれを徳海双龍に金十一万六千円にて転売し、（記録三十一丁乃至三十二丁参照）徳海は更にこれを金鶴連に売却（記録三十三丁乃至三十四丁参照）したものであるが本件発覚するや、司法警察員の指導の下に被告人幸碩浩は自己の利得金二万六千円を金鶴連に返済し、徳海は同人の利得した二万三千円を金鶴連

に返済し、而して金鶴連は右物件を本件の被害者菊池嘉伝治（二十七丁乃至二十八丁）に返還し不当利得の跡を留めしめざるよう善処したので何等の実害を貽さないようになつたのである以上、これに懲役の実刑を科し高額の罰金を科する必要は無くなつたものと信ずる。

(四)　被告人幸碩浩が賍物故買の犯意あつたものと認定され、有罪を宣せられねばならぬ運命に置かれておるものとすれば本件の盗賍である生ゴム二梱を順次買受けた金子豊吉、徳海双龍、金鶴連等も何れも被告人幸碩浩と同一状況に立つてゐる人物であるから、同じく賍物故買と認められ、起訴せられ有罪を宣せられねばならない筋合であるに拘らず、独り被告人のみに十字架を負はせ、重圧の刑を科したので官憲の処置余りにも不公平であり苛酷であると痛感し、これが是正救済方を希求し寛和の御裁判あらんことを御願ひする次第である。

以　上

昭和二七年(あ)第四一五〇号

被告人　森　正平
同　今井　勉

弁護人杉本正吉の上告趣意

東京高等裁判所の第二審判決は被告人等に各実刑を科しているが右はいづれも刑の量定が甚だしく不当であつて、著しく正義に反するものと思料する。

一、犯行の動機と犯罪性

被告人等の本件犯行は長尾正三第一回供述調書の記載の通り同人が本件犯行を主唱しその誘惑に負けたことに因る従属性の偶発的犯行である。即ち犯行当日は海上が時化たので横濱港附近に在つた太平丸（右長尾及び被告今井等乗組）、第一興洋丸（被告森等乗組）その他多数の船舶は避難のため横濱市鶴見區大黒町大黒橋下に集つたところ偶々長尾が本件生ゴムを窃取せむと企て、被告人等を巧みにその仲間に引入れ、更に獨自に相被告辛碩浩に之れが生ゴムの見本を見せて賣付けその賣得金五万七千円を受取つて自ら被告人森、今井の両名に夫々分配したのである。而して本件の犯罪性は犯罪の日時、場所を問はず手当り次第に物を窃取した類と異り言はゞ被告人等が占有下の物を窃取したものであつて本質的には横領に等しく、その罪質は尤も輕く未だ習性は認められない。

二、窃取賣得金の弁償

本件犯行後被告人森、今井の父母兄弟身邊者は被告人の意を体して被害者鈴江組に誠心誠意謝罪し、併して幸い被害品の全部を無傷で仮下されたのであるが之れが第一の買主相被告辛碩浩に賣得金五万七千円は第一審判決後の昭和二十六年五月十日その弁償をして全く汚点を胎さず万分の一の贖罪につとめたのである。（記錄一三〇丁）

三、被告人雇主の措置と被告人の現在

被告人森の雇主である宮川彦一郎（海運業社長）及び被告人今井の雇主である吉里寅次郎（船舶運輸業）はいづれも第一審に於て証言の通り（記録八四丁）被告人等の性行を信頼して引続き雇傭し、現に被告人等は右それぞれに眞面目に精勤して專ら更生にいそしんでいるのである。

四、被告人執行猶余の價値性

上述の如き諸事実の他被告人両名はいづれも若年であつて前途春秋に富み且つ未だ警察上の問題を起したことのない初犯者であり亦檢擧されてより二ヶ月余の拘置は実刑に價いするものと言うべく、尚ほ改悛の情は顯著であつて再犯性はないと思考される。以上の各事実を綜合すれば被告人等に実刑を科することは刑罰の目的を超えるものと思考せられ今回に限り刑の執行を猶豫し被告人等の反省を善用して更生せしめることが刑罰の窮極の目的に合する所以であると考えるものである。

以　上

昭和二八年(し)第一〇〇号

決　定

大分市大字大分字上野七二三番地の二

申立人　中　田　公　弘

右の者から、再審請求棄却決定に對してなした即時抗告の棄却決定に對する異議申立事件について、昭和二八年一一月三〇日福岡高等裁判所がなした決定に對し、特別抗告の申立があつたので、当裁判所は裁判官全員一致の意見で次の通り決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

申立人は、昭和二八年七月一〇日大分地方裁判所がした申立人の再審請求棄却決定に對し即時抗告の申立をしたが、同年一一月一二日福岡高等裁判所において即時抗告期間経過後の抗告であるとの理由で抗告棄却の決定を受け、これに對し更に同裁判所に異議の申立をしたところ、同裁判所において抗告裁判所として為した抗告棄却の決定に對しては法律上異議の申立は許されないとの理由で異議申立棄却の決定を受けたので、これに對し当裁判所え特別抗告の申立をしたものであることは記錄上明らかである。然るに高等裁判所が抗告審としてした決定に對しては原判示のとおり刑訴四二七条によつて再抗告ができないのであるから同四二八条二項、三項は適用の余地がなく、右異議申立は不適法であつたのであり、福岡高等裁判所のした即時抗告棄却決定は当時特別抗告申立期間の経過によつて既に確定したものといわなければならない。（昭和二七年(し)四七号同年九月一〇日第二小法廷決定、集六巻八号一〇六八頁參照）然らば本件申立は全く不適法なものであつて、棄却す

昭和二九年二月二七日決定　昭和二八年(し)第一〇〇号

昭和二九年二月二七日決定　昭和二八年(し)第一〇〇号

るの外はない。（なを申立人の異議申立自体を以つて特別抗告の申立と解したところで右申立の趣旨には即時抗告期間経過の原因は福岡刑務所事務担当者の事務手續の過誤に基因する旨のみ主張し何等同法四〇五条所定の事由を示していないのであるから不適法である。）

よつて本件特別抗告の申立を不適法として同法四三四条四二六条一項前段に従い主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　村谷唯一郎

特別抗告申立書

本籍並住居　大分市大字大分字上野七百二十三番地の二

中田公弘

昭和三年九月十八日生

右申立人に對する再審抗告事件についての異議申立に對して福岡高等裁判所がなして決定に對し、不服がありますので法の定むる所に従ひ特別抗告の申立を致します。

理由

本申立に至ります迄の経過を申述べますと刑事訴訟法第四百三十五条の事由により、再審を請求致しましたところ証拠について何等の実体調査もなさず、証拠不充分理由なしの棄却を大分地方裁判所が致したのであります。それによりまして申立人は、法の規定により再審棄却決定に對し即時抗告を申し立てたのであります。

所が大分地方裁判所より棄却を通告した該謄本の送達受領について、福岡刑務所に於て重大な過失があつた為、申立人の即時抗告が期間経過後の申立である事で棄却されたのであります。（昭和二十八年七月十二日大分地裁より棄却謄本郵便送達あつたものを、当日が偶々日曜日であつた為、事務担当者は、大分地裁宛の受領証には当日の日付を捺印署名しながら当該書類は翌月曜日迄放置し、十三日に至り初めて受領した如く事務手續をなし申立人の手元に十四日交付たのであります。それに鑑み申立人は法廷期間を算定して即時抗告の申立を致し事件の眞相究明について、実体調査方をお願ひ致したのであります。ところが実態は前述の如く一日の事務手續上の誤りがあつたため、期間経過の理由により棄却の決定があつたのであります。）

昭和二十八年十一月十二日右の決定がありましたから、当面の責任者（事務手續の誤）の代人と致しまして、福岡刑務所の庶務課安東雇係が当該決定書を持參致し、

『実は君の即時抗告は、期間経過で棄却になつた。その期間経過の原因は役所がたしかに誤つている然しこれを君から申し立てられると役所の責任問題になるから君が量見して締めてくれないか』

と申されますから申立人は、

『よく考へて見ますと自分等の申立は殘念ながら最后をはつきりする証拠がないため随分と苦しんでいる様な実状で、仲々訴訟がはかどらないで弱つている申立ですからそれを主張するため職を失う方があつては、今後一日でも役所に世話になつている以上、私としては安んずる譯にもゆきませんのでよく考へませう』

と返事致しまして一日過したのですが翌日になり前記東安雇係の言われますには、

『君達はある事ない事を申し立てゝ刑の執行をひきのばす丈の事だから諦めのわるいことをいわず諦めろ』『その為責任者を出してどうするのだ』

と思ひがけない事を申しますから

『決して私達の申立はいゝ加減なものではない。私達も人間だからあらぬ事で二年も三年も苦るしみたくはない。申立はやすいが只責任問題を含む事となると迷ふのです。』

と云ひましたところ、

『刑事訴訟法第四百二十八条にある規定を判断すると、君達の場合は、異議申立てをする事が出来るからどうしても承服出来んといふなら勝手に異議申立をしろ』

と 喝する様に申しますので申立人は安東雇係が以前刑務所長を歴任された方ではあり、時折法律の解釋について我々在監

者に助言する方でありますし、舊刑事訴訟法では再審決定の抗告決定等に抗告申立で出来る規定があるが、新法では、その点が改悪されて居るため抗告裁判所即高等裁判所と考へられますから当然第四百二十八条の規定が改悪の点をおぎなつているのだと考へ合し且つ更に第四百三十三条の手続は明らかに憲法問題のみに限られた範疇によるものでありますので前記事情を申し立てゝ再審請求事件に對する上訴權の再確認方を請願し異議申立と致したのであります。

一体何処に何の誤りがあつて申立人等の生命にかゝはる申立てが拒まれるのですが、申立人本人がまつたくあずかり知らない過誤によつて眞剣な申し立てが冷酷に拒否されてよろしいもので御座居ませうか。

憲法は何人の訴訟權をも認め然も不当に侵害されない保証がなされているのであります。併してそれが行政官庁である福岡刑務所より明らかに不当な侵害を受けた申立人等の立場は如何なるのでありませうか。

たとへその手續が如何なるものであつてもこの当然の然も必然の主張をなした異議の申立てを棄却されました事は憲法上の規定に違反したものであると存じます。

（例へば決定の時特別抗告は申し立てたとき、抗告の申立をうけた高等裁判所に回付する以前に抗告に明白なる理由がある場合は自裁判所で原決定を取り消す事が出来るのであり、申立人の申立は当然その歸着を求める申立てであります以上、頭書した標題（異議申立とか、特別抗告申立とかの）にかゝはりはなく、当然再考されて然るべき性質を持つているのであります）

控訴上告と確定以前の上權權にかゝはる斯様な問題でしたら明らかに上訴權回復申立てによる手續の余地もあるのでありませうが明確に其の様な規定のない上訴である確定後の手續には法律上の盲点があると申して過言ではありません。

その盲点のため不当に權利を侵害されてもその回復の道が開けていないと言う事は正に由々しき大事であり立憲上の正義

をあやふくするものであると存じます。
何卒充分の調査の上正当なる判断を賜ります様お願ひ致します。

昭和二十八年十二月十一日

右申立人

最高裁判所

御中

申立人　中田公弘

昭和二九年(し)第五号

決定

申立人　名古屋高等検察庁検事長代理
検事　出射義夫

右の者から島戸正三（同人に對する殺人等被告事件について、昭和二七年四月一七日名古屋高等裁判所が言渡した懲役十年の確定判決の執行を受けている者）のなした執行についての異議の申立に對する名古屋高等裁判所の決定に對し、舊刑訴五六四条による即時抗告の申立があつたので当裁判所は檢察官の意見を聞き次の通り決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

理由

舊刑訴五六四条前段により高等裁判所のなした決定に對しては裁判所法七条二号により、刑訴応急措置法一八条の定める抗告のように、訴訟法において特に最高裁判所の權限に屬するものと定められた抗告のみが許されるのであつて、舊刑訴五六四条後段によつて最高裁判所に即時抗告をすることは許されないものであるから、本件抗告は不適法である（昭和二二年(つ)第七号、同年一二月八日第一小法廷決定、判例集一巻五七頁參照）。また、かりに本件抗告を刑訴応急措置法一八条の定める抗告であると解するとしても、その抗告理由は原決定において、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを問題としているものでないことは、抗告申立書自体により明かである。

よつて、本件抗告は、これを不適法として棄却すべきものとし、刑訴施行法二条、舊刑訴四六六条一項に則り、裁判官全

昭和二九年二月二七日決定　昭和二九年(し)第五号

昭和二九年二月二七日決定　昭和二九年(し)第五号

員一致の意見により主文のとおり決定する。

昭和二九年二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一

即時抗告申立書

申立人　島戸正三

右の者の申立にかかる殺人等被告事件の裁判執行の異議につき、名古屋高等裁判所が昭和二十九年一月二十一日になした決定は左記理由により不服につき即時抗告の申立をする。

昭和二十九年一月二十五日

名古屋高等検察庁

検事長代理検事　出射義夫

最高裁判所御中

理由

原決定は『申立人島戸正三に對する殺人等被告事件の刑事記録及び本件記録を觀るに同人の勾留関係各審級における判決、上訴関係及び刑の執行に関する各事実は、次の通りの経過になつている。

(1)　昭和二十二年十一月十日逮捕拘禁

(2)　同年十一月十三日勾留

(3)　同年十一月二十一日起訴

(4)　昭和二十三年四月八日岐阜地方裁判所、第一審として次の通り判決言渡をした。

被告人を懲役十五年に処する。

未決勾留日数中九十日を右本刑に算入する。

訟訴費用は全部被告人の負担とする。

(5) 昭和二十三年四月十日被告人から控訴申立

(6) 昭和二十四年八月十八日名古屋高等裁判所は控訴審として、次の通りの判決（差戻前の控訴判決）言渡をした。

被告人を懲役十五年に処する。

未決勾留日数中原審における分九十日、当審における分三百日を右本刑に算入する。

原審並に当審における訟訴費用は、全部被告人の負担とする。

(7) 昭和二十四年八月十八日被告人から上告申立

(8) 昭和二十六年八月一日最高裁判所において、次の通りの上告判決言渡があつた。

原判決を破棄する。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

(9) 昭和二十七年四月十七日名古屋高等裁判所は、控訴審として、次の通りの判決（破棄差戻後の判決）言渡をした。

被告人を懲役十年に処する。

第一審における未決勾留日数中九十日を右本刑に加入する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

(10) 昭和二十七年四月十八日保釋、被告人から上告申立

(11) 昭和二十八年六月十一日最高裁判所で上告棄却の判決言渡があり、同月二十三日右判決確定

(12) 右の通り差戻后の控訴判決の確定により、岐阜地方檢察庁檢事石原金三は、刑の執行をなすに当り、島戸正三の刑期は確定判決によると懲役十年であるが、昭和二十七年政令第百十八号減刑令により懲役七年六月に減軽されたものとし、未

決勾留日数の通算については、(イ)裁定通算として九十日、(ロ)法定通算として昭和二十四年八月十八日の上告申立の日から昭和二十七年四月十八日保釋になるまでの九百七十四日を算入しただけで、昭和二十三年四月十日の控訴申立から昭和二十四年八月十七日までの上告申立の前日に至る破棄差戻前の控訴審における未決勾留日数を算入していないことが明らかである。

よつて右事実関係から觀ると、本件は、刑訴法施行法第二条により、舊刑訴法が適用されることは明らかであつて、申立人島戸正三が昭和二十三年四月十日控訴申立をした日から差戻し前の控訴判決言渡を受け上告申立をした昭和二十四年八月十八日の前日に至る差戻し前の控訴審における未決勾留日数四百九十五日が、舊刑訴法第五百五十六条一項第二号により法定通算すべきものであるかどうかが問題となつているのである。

舊刑訴法第五百五十六条第一項第二号の上訴の理由があるときとは、上訴審の判決主文の刑が原判決主文の刑より軽くなつたこと（沒収刑が軽くなつた場合及び原審の未決勾留日数通算が多くなつた場合も含む）及び原判決を破棄した場合を指すものであつて、控訴の理由があつたかどうかは、控訴判決できめるべきものであり、上告の理由があつたかどうかは上告判決（破棄自判の場合について後記の通りの例外がある）できめるのが通常であつて、この点については、上訴の理由があるかどうかは、審級毎にきめるべきであると謂う檢察官の意見は正当であるけれども、控訴の理由があるかどうかは、控訴判決言渡によつて一応予想せられるが、それだけでは、終局的、確定的に決定するものではない。その控訴判決が上告申立がないか又は上告審によつて破棄せられることなく確定するに至つて、はじめて確定的に控訴の理由があつたかどうかがきまるのである』とし、檢察官が昭和二十四年八月十八日の上告申立の日から保釋の日までを法定通算したのは舊刑訴法第五百五十六条一項二号の解釋適用を誤つた刑の執行であると判示し、その主文において「本件申立人に對する刑の執行については、本刑懲役十年（昭和二十七年政令第百十八号により懲役七年六月に減軽）に裁定未決勾留日数九十日及び法定未決勾留日数

四百九十五日と九百七十四日を通算すべきものとする」旨の決定をした。原決定は新刑訴法第四百九十五条の解釈に関する昭和二十六年七月二十日第二小法廷の判決を引用し、その解釋は舊刑訴法第五百五十六条の解釋にも適用されるとの解釋の上に立つているが舊刑訴法と新刑訴法においては上訴制度の構造に著るしい変化があり控訴審及び上告審共に下級審の判決の事後審的性格を強め不級審の判決を不当とするときは之を破棄するものであるが舊法下においては少くとも控訴審は純然たる覆審的事実審であつたのであり、その間に法廷未決通算については本質的差異があるのである。即ち法文においても舊法は「上訴ニシテ供ノ理由アルトキハ勾留日数ノ全部」と規し新法は「原判決が破棄されたとき」としているのでも明かである。

舊法における控訴審は覆審である。換言すれば控訴事実の陳述より始る全くの事実審（トライアル、コート）である。かような事実審理を求めた申立人が検事であつた場合にはそれに要する未決勾留の不利益を被告人に帰せしめずその全部を通算するが検事に非らざるものの上訴である場合には上訴が理由あつた場合にのみ未決勾留を通算するのであるが、舊法下の控訴判決は事実審の判決であるから第一審判決と同一の判決をなしたとしても第一審の判決は破棄と同一の効果を生ずる譯であり最早新法の如く第一審判決が上告申立后もその効力を存続するということはあり得ない。即ち舊法においては控訴の申立により移審の効果発生后は獨立の事実審の段階に入り、その事実審理のために必要な場合に勾留されるのでありその段階における未決勾留の不理益を被告人に帰せしめるか否かは控訴判決によつてのみ判断されるのである。舊法下の上告はこの判決の当否を判断するものであり決して第一審の判決の当否を判断するものでないことは勿論、控訴申立が理由があつたか否かを判断するものでなく、上告申立の理由の有無を判断するのである。舊刑訴法第五百五十六条一項二号に「其ノ上訴ニシテ其ノ理由アルトキ」とあるのは上告裁判所においては上告申立の理由について判断すべきことを示しているのであつてそのことは「其ノ」とある文理に徴しても明らかであり同三項に「上告裁判所判決ヲ破棄シタル後ノ未決勾留ハ上告中ノ未

決勾留日数ニ準シ之ヲ通算ス」とあり、新法第四百九十五条四項の如く「上訴裁判所云云」とあるのと異つているのも、舊法下の控訴判決は事実審の判決であり、上告裁判所で之を破棄した場合いのみその後は自判であると差戻後の判決（之は新法と異り控訴審であり第一審ではない）であるとを問はず之の控訴審と比較し、上告が理由あると認めるとき上告申立後の未決勾留の通算をすべき旨を明示したものであり、断じて第一審判決と比較し、控訴申立の理由の有無を判断し且つ控訴申立后の未決勾留日数についてまで上告裁判所の判決の効果を及ぼすべきものではない。

原決定の如く解すれば、第一審判決に對し被告人が控訴を申立て控訴審では同一の判決を言渡し之に對し検事より上告を申立てた場合には上告裁判所の確定判決が検事の上告に基くものとして結局控訴申立后の全未決勾留日数を通算すべきものとならざるを得ない。原決定は斯る不当な結果を許容するのであろうか。

以上論じたところにより本件の刑の執行は岐阜地方検察庁の検事の指揮が正当であり原決定は舊刑訴法第五百五十六条一項二号の解釋を誤つたものであると思料するので舊刑訴法第五百六十四条により即時抗告を申立てる次第である。

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	頁
昭和二五年(あ)一四二九	外国人登録令違反	野口ケイ子こと河福任 外一名	昭和二九年二・二七	二	棄却	八五九
昭和二六年(し)六三	昭和二五年政令第三二五号違反被告事件につきなした公訴棄却申立却下決定に対する特別抗告	申立人小沢茂 外三名	二・四	一	棄却	一四五
昭和二六年(れ)六一九	賍物故買	森光三明	二・四	一	棄却	五九
昭和二六年(あ)九七五	食糧管理法違反	松下桃太郎 外一名	二・四	一	棄却	七五
昭和二六年(あ)一〇六二	臨時物資需給調整法違反、同幇助	河田光雄こと田光夫	二・二五	一	棄却	六九一
昭和二六年(れ)一四八二	物価統制令違反幇助、恐喝	折出勘市 外一名	二・一一	一	一部破棄自判一部破棄免訴一部棄却	二四九
昭和二六年(れ)一四八九	恐喝、物価統制令違反	岡田悍一郎	二、一八	一	一部破棄自判一部破棄免訴	三六九
昭和二六年(れ)一六四六	物価統制令違反	旧姓矢尾こと松岡清	二・二五	一	破棄自判	六五五
昭和二六年(れ)二〇五四	贈賄、収賄	徳田六 外一名郎	二・一一	一	棄却	二七五

昭和二六年(れ)一二三三	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、公文書偽造、同行使、詐欺	沖中丈彌	二・二五	一	棄却	六六三		
昭和二六年(あ)二六六七	収賄	太田幸吉外一名	二・一一	一	棄却	二八九		
昭和二六年(あ)三一七七	窃盗	西岡一雄	二・四	一	棄却	八一		
昭和二六年(あ)三九〇二	食糧管理法違反	高峰翼	二・一一	一	一部破棄自判一部破棄免訴	二九五		
昭和二六年(あ)四〇六九	物価統制令違反	宮本留蔵	二・一一	一	一部破棄自判一部破棄免訴	三〇三		
昭和二六年(あ)五〇一七	道路交通取締令違反	安斎鉄寿	二・二五	一	破棄自判	六九七		
昭和二七年(れ)一八四	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、食糧管理法違反	飯島政吉外一名	二・四	一	一部破棄自判一部破棄免訴	六九		
昭和二七年(あ)二五一	食糧管理法違反	瀬戸岩男	二・二五	一	棄却	七〇五		
昭和二七年(あ)三〇九	麻薬取締法違反	藤井勝重	二・二五	一	棄却	七〇九		
昭和二七年(あ)四一一	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	藤沢邦雄	二・二五	一	棄却	七一五		
昭和二七年(あ)一四二五	麻薬取締法違反	井出武外一名	二・二五	一	棄却	七二一		

昭和二七年(あ)一五三四	強盗殺人、死体遺棄、詐欺強盗予備、詐欺加重逃走	中脇豊吉外一名	二・四	一	棄却	八七		
昭和二七年(あ)一五五三	古物営業法違反	富成こと富成安男外二名	二・二三	三	棄却	六〇五		
昭和二七年(あ)一六七一	窃盗、煙草専売法違反、同幇助、賍物故買、同運搬、同牙保	岸政一外六名	二・一八	一	棄却	四〇一		
昭和二七年(あ)二九三六	詐欺、食糧管理法違反	金田俊彦	二・二	三	棄却	一		
昭和二七年(あ)二九七二	詐欺、窃盗	生江喜徳	二・二七	二	棄却	八六七		
昭和二七年(あ)二九九七	住居侵入、強要、脅迫、暴行、公文書毀棄	中村唯雄外三名	二・二五	一	棄却	七三五		
昭和二七年(あ)三四二九	食糧緊急措置令違反、食糧管理法違反	岩井巌	二・二三	三	棄却	六一一		
昭和二七年(あ)三五七一	窃盗、業務上横領、強盗傷人、強盗殺人未遂	羽澄柳一	二・四	一	棄却	一三三		
昭和二七年(あ)三九二六	酒税法違反	崔金順敏こと金順敏	二・二七	二	棄却	八七三		
昭和二七年(あ)四〇一七	外国人登録令違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	金三順	二・二六	二	棄却	七九一		
昭和二七年(あ)四〇三四	食糧管理法違反	富松照義	二・二六	二	棄却	七九五		

昭和二七年(あ)四〇四四	建造物侵入	吉松直孝外一名	二・二六	二	乗却	八〇一
昭和二七年(あ)四一五〇	窃盗、賍物故買	森正平外二名	二・二七	二	乗却	八八三
昭和二七年(あ)四一九八	麻薬取締法違反	村尾俊雄外二名	二・一八	一	乗却	四三七
昭和二七年(あ)四二三五	食糧管理法違反	松本宗司	二・一六	三	乗却	三一一
昭和二七年(あ)四二四三	窃盗、賍物運搬、恐喝	内海末光外二名	二・一九	二	乗却	五五五
昭和二七年(あ)四三〇八	関税法違反	北野東夫外一名	二・二五	一	乗却	七五五
昭和二七年(あ)四四七三	傷害、業務妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反	江口清外三名	二・一六	三	乗却	三一五
昭和二七年(あ)四五一六	横領、物価統制令違反	木下伊一郎	二・九	三	乗却	一八一
昭和二七年(あ)四六八四	臨時物資需給調整法違反	光陽ゴム工業株式会社外一名	二・九	三	乗却	一八七
昭和二七年(あ)四七〇八	有価証券偽造行使、詐欺未遂	伊藤貞市	二・一六	三	乗却	三二五
昭和二七年(あ)四七三七	賍物故買、酒税法違反	金川鳳こと金基	二・九	三	乗却	一九三

昭和二七年(あ)四七四三	傷害、公務執行妨害	広平こと岡本宏外一名	二・九	三	乗却	二〇一
昭和二七年(あ)四七七〇	物価統制令違反	大井浩	二・九	三	乗却	二〇九
昭和二七年(あ)四八〇六	傷害、暴行	崔本富雄こと洪淳憲	二・九	三	乗却	二一三
昭和二七年(あ)四八一二	煙草専売法違反	星山三郎又は星山春吉こと都在衡	二・二五	一	乗却	七六九
昭和二七年(あ)四八二七	農業協同組合法違反、物価統制令違反	田中較一	二・九	三	乗却	二一九
昭和二七年(あ)四八三〇	強盗予備、銃砲刀剣類等所持取締令違反、賍物牙保	佐伯錦三	二・九	三	乗却	二三三
昭和二七年(あ)四八五二	詐欺、業務上横領	牧野幸男	六・一五	三	乗却	六一五
昭和二七年(あ)四九〇四	物価統制令違反、贈賄	国末倉三	二・二三	三	乗却	六二五
昭和二七年(あ)四九〇五	食糧管理法違反	上野昇	二・四	一	乗却	一三九
昭和二七年(あ)四九二八	傷害	石田吉一	二・一八	一	乗却	四六七
昭和二七年(あ)四九四〇	酒税法違反、同幇助、外国人登録令違反	石田春子こと方文度	二・一三	三	乗却	六三一

昭和二七年(あ)五一五八	業務上横領	古田俊太	二・一九	二	棄却	五六七	
昭和二七年(あ)五二〇〇	関税法違反、物価統制令違反	中山寿一外六名	二・一九	二	棄却	五七三	
昭和二七年(あ)五二〇一	労働基準法違反	株式会社大坪岩次郎商店外一名	二・二三	三	棄却	六三五	
昭和二七年(あ)五二五一	窃盗	鈴木福太郎	二・九	三	棄却	二三七	
昭和二七年(あ)五二六一	恐喝、傷害	高木広二	二・九	三	棄却	二四三	
昭和二七年(あ)五二七〇	所得税法違反	長井世史こと長井近松外一名	二・二三	三	棄却	六四三	
昭和二七年(あ)五四七四	窃盗	木村良一こと山平正夫	二・二六	二	棄却	八〇五	
昭和二七年(あ)五五五〇	詐欺	加藤重三郎外一名	二・一六	三	棄却	三三三	
昭和二七年(あ)五六九四	賭場開帳図利	青沼辰三郎	二・一八	一	棄却	五三五	
昭和二七年(あ)五六八二	麻薬取締法違反	丸田省三郎外二名	二・一八	一	棄却	五二三	
昭和二七年(あ)五八八二	道路交通取締法違反	中川昇	二・二六	二	棄却	八〇九	

昭和二九年(し)二	窃盗被告事件につきなした控訴棄却決定に対する異議申立事件の棄却決定に対する抗告	狩野一朗	二・一二	二	棄却	三〇七	
昭和二九年(し)五	執行についての異議申立につきなした決定に対する即時抗告	申立人出射義夫	二・二七	二	棄却	九〇一	
昭和二九年(し)六	所得税法違反被告事件につきなした忌避申立却下決定に対する抗告棄却の決定に対する特別抗告	申立人森原春一外四名	二・一六	三	棄却	三六三	
昭和二八年(き)三一	公職選挙法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	申立人富田武実外二名	二・一九	二	棄却	六〇一	
昭和二八年(れ)四一	強盗、建造物侵入、住居侵入、賍物牙保	本多和夫外二名	二・九	三	棄却	一六九	
昭和二八年(し)六二	公職選挙法違反被告事件につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人部阿義次	二・一六	三	棄却	三三九	
昭和二八年(し)六三	公職選挙法違反被告事件につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人部阿義次	二・一六	三	棄却	三四五	
昭和二八年(し)六四	公職選挙法違反被告事件につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人部阿義次	二・一六	三	棄却	三五一	
昭和二八年(し)六五	公職選挙法違反被告事件につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人部阿義次	二・一六	三	棄却	三五七	
昭和二八年(し)一〇〇	再審請求棄却決定に対する即時抗告の棄却決定に対する異議申立事件につきなした決定に対する特別抗告	申立人田中公弘	二・二七	二	棄却	八九五	
昭和二八年(す)六三四 昭和二九年(す)三〇	窃盗被告事件につきなした決定に対する裁判の解釈を求める申立	申立人致浩	二・四	一	棄却	一六一	

昭和二八年(あ)三六六〇	殺	人	相良哲男	二・二三	棄却	四五
昭和二八年(あ)四〇八〇	公職選挙法違反		岡本岩雄	二・一九	棄却	五九三
昭和二八年(あ)四一四九	公職選挙法違反		岡村栄八郎	二・二六	棄却	八一五
昭和二八年(あ)四三五〇	臨時物資需給調整法違反、関税法違反		金市栄作こと金在明	二・二五	棄却	七七三
昭和二八年(あ)四五五四	窃盗		山下喜藤	二・二四	棄却	六四五
昭和二八年(あ)四六三九	公文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺、同未遂		神人信一 外一名	二・二五	棄却	七七七
昭和二八年(あ)四六五五	放	火	杉山昭一	二・二六	棄却	八二九
昭和二八年(あ)四六九三	強盗、窃盗		星野腾	二・二五	棄却	七八一
昭和二八年(あ)四七一九	詐	欺	佐藤武雄	二・五	棄却	一六三
昭和二八年(あ)四八〇五	公職選挙法違反		坂上千代松	二・一八	棄却	五五一
昭和二八年(あ)五一二六	公職選挙法違反		坪山兵吾	二・二五	棄却	七八七

昭和二八年(あ)五一四二	強盗致死、強盗致傷		伊藤正男	二・二六	棄却	八三七
昭和二八年(あ)五二三四	殺	人	窪田久和	二・二六	棄却	八四五
昭和二八年(あ)一〇一三	強盗殺人、窃盗		鷲辺俊雄 外一名	二・二	棄却	九

目次（刑事判決）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)二九三六	詐欺、食糧管理法違反	金田俊彦	昭和二九年二・二	三	棄却	一
昭和二七年(あ)四六一八	強盗致傷、窃盗	石田義雄外一名	二・二	三	棄却	六
昭和二八年(あ)一〇一三	強盗殺人、窃盗	鷲邊俊雄外一名	二・二	三	棄却	九
昭和二八年(あ)三六六〇	殺人	相良哲男	二・二	三	棄却	二八
昭和二六年(れ)六一九	賍物故買	森光三明	二・四	一	棄却	三六
昭和二七年(れ)一八四	経済関係罰則ノ整理ニ関スル法律違反、食糧管理法違反	飯島政吉外一名	二・四	一	破棄一部免訴	四二
昭和二六年(あ)九七五	食糧管理法違反	松下桃太郎外一名	二・四	一	棄却	四六
昭和二六年(あ)三一七七	窃盗	西岡一雄	二・四	一	棄却	五〇
昭和二七年(あ)一五三四	強盗殺人、死体遺棄、詐欺、強盗予備、加重逃走	中脇豊吉外一名	二・四	一	棄却	五四

昭和二七年(あ)六三五一	物価統制令違反	斎藤常四郎	二・四	一	破棄	七八
昭和二八年(あ)四七一九	詐欺	佐藤武雄	二・五	二	棄却	八〇
昭和二八年(れ)四一	強盗、建造物侵入、住居侵入、賍物牙保	本多和夫外二名	二・九	三	棄却	八三
昭和二七年(あ)四五一六	横領、物価統制令違反	木下伊一郎	二・九	三	棄却	九一
昭和二七年(あ)四六八四	臨時物資需給調整法違反	光陽ゴム工業株式会社外一名	二・九	三	棄却	九五
昭和二七年(あ)四七三七	賍物故買、酒税法違反	金基鳳	二・九	三	棄却	九九
昭和二七年(あ)四七四三	傷害、公務執行妨害	岡本宏平外一名	二・九	三	棄却	一〇四
昭和二七年(あ)四七七〇	物価統制令違反	大井浩	二・九	三	棄却	一〇九
昭和二七年(あ)四八〇六	傷害、暴行	洪淳憲	二・九	三	棄却	一一二
昭和二七年(あ)四八二七	農業協同組合法違反、物価統制令違反	田中較一	二・九	三	棄却	一一六
昭和二七年(あ)四八三〇	強盗予備、銃砲刀剣類等所持取締令違反、賍物牙保	佐伯錦三	二・九	三	棄却	一二四

昭和二七年(あ)五二六一	恐喝、傷害	高木広二	二・九	三	棄却	一二七
昭和二七年(あ)五三二六	詐欺	池田仁三郎	二・九	三	棄却	一三一
昭和二八年(あ)二三九八	窃盗、詐欺	杉崎進	二・九	三	棄却	一三四
昭和二八年(あ)四六二六	貸金業等の取締に関する法律違反	藤川藤於	二・九	三	棄却	一三七
昭和二八年(あ)四七八八	窃盗	織茂猪亮	二・九	三	棄却	一四二
昭和二六年(れ)一四八二	物価統制令違反、幇助、恐喝	折出勘市外一名	二・一一	一	破棄免訴	一四五
昭和二六年(れ)二〇五四	贈収賄、収賄	徳田六郎外一名	二・一一	一	棄却	一五九
昭和二七年(れ)二〇三	横領、窃盗、私文書偽造	若城延二外二名	二・一一	一	棄却	一六六
昭和二六年(あ)三九〇二	食糧管理法違反	高峰翼	二・一一	一	破棄免訴	一七七
昭和二六年(あ)四〇六九	物価統制令違反	宮本留蔵	二・一一	一	破棄自判	一八一
昭和二七年(あ)四二三五	食糧管理法違反	松本京司	二・一六	三	棄却	一八四

昭和二七年(あ)四四七三	傷害、業務妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反	江口清市外三名	二・一六	三	棄却	一八七
昭和二七年(あ)四七〇八	有価証券偽造行使、詐欺未遂	伊藤貞市	二・一六	三	棄却	一九三
昭和二七年(あ)四七九七	詐欺、横領	杉村由雄	二・一六	三	棄却	一九八
昭和二七年(あ)五五五〇	詐欺	加藤重三郎外一名	二・一六	三	棄却	二〇一
昭和二八年(あ)四七一八	食糧管理法違反	信澤健児	二・一六	三	棄却	二〇五
昭和二六年(れ)一四八九	恐喝、物価統制令違反	岡田悍一郎	二・一八	一	破棄免訴	二〇八
昭和二七年(あ)五六九四	賭場開帳図利	青沼辰三郎	二・一八	一	棄却	二一五
昭和二七年(あ)五一五八	業務上横領	古田俊太	二・一九	二	棄却	二一三
昭和二七年(あ)一五五三	古物営業法違反	冨成安男外二名	二・二三	三	棄却	二三七
昭和二七年(あ)三四二九	食糧緊急措置令違反、食糧管理法違反	岩井巖	二・二三	三	棄却	二四〇
昭和二七年(あ)四八五二	詐欺、業務上横領	牧野幸男	二・二三	三	棄却	二四三

昭和二七年(あ)四八七七	放火	田近チヨ	二・二三	三	棄却	二四九
昭和二七年(あ)四九〇四	物価統制令違反、贈賄	国末倉三	二・二三	三	棄却	二五九
昭和二七年(あ)五二〇一	労働基準法違反	徳田一二外一名	二・二三	三	棄却	二六三
昭和二七年(あ)五二七〇	所得税法違反	長井近松外一名	二・二三	三	棄却	二六八
昭和二七年(あ)五三四〇	麻薬取締法違反	朴奉日	二・二三	三	棄却	二七二
昭和二六年(れ)一六四六	物価統制令違反	松岡清	二・二五	一	破棄一部無罪	二七五
昭和二六年(れ)二二三三	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、公文書偽造同行使、詐欺	沖中丈彌	二・二五	一	棄却	二八〇
昭和二六年(あ)一〇六二	臨時物資需給調整法違反、同幇助	河田光夫	二・二五	一	棄却	二九五
昭和二六年(あ)五〇一七	道路交通取締法違反	安齋鐵寿	二・二五	一	破棄無罪	二九八
昭和二七年(あ)三〇九	麻薬取締法違反	藤井勝重	二・二五	一	棄却	三〇三
昭和二七年(あ)四一一	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	藤沢邦雄	二・二五	一	棄却	三〇七

目次（刑事決定）(1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)四四九九	公務執行妨害、競売入札妨害、食糧緊急措置令違反	三輪重雄	昭和二九年一一・二	三	棄却	一
昭和二七年(あ)四六七一	窃盗未遂	福岡憲一	二一・二	三	棄却	八
昭和二八年(あ)三二三七	窃盗	仲野秀雄	二一・二	三	棄却	一二
昭和二八年(あ)三六七三	暴力行為等処罰に関する法律違反	松浦善治	二一・二	三	棄却	一五
昭和二八年(あ)三八七九	横領	石原俊衛	二一・二	三	棄却	二〇
昭和二八年(あ)三九五五	詐欺	斎藤太市	二一・二	三	棄却	二三
昭和二八年(あ)四〇四七	有価証券偽造行使詐欺	勝浦甚内外一名	二一・二	三	棄却	二六
昭和二八年(あ)四一〇五	窃盗未遂	三好正雄	二一・二	三	棄却	三〇
昭和二八年(あ)四一一二	傷害致死	高大浩	二一・二	三	棄却	三三

昭和二七年(あ)四八一二	煙草専売法違反	都在衡	二一・二五	一	棄却	三一一
昭和二七年(あ)四〇一七	外国人登録令違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	金三順	二一・二六	二	棄却	三一四
昭和二七年(あ)四〇三四	食糧管理法違反	富松照義	二一・二六	二	棄却	三一七
昭和二七年(あ)四〇四四	建造物侵入	吉松直孝	二一・二六	二	棄却	三二二
昭和二八年(あ)四一四九	公職選挙法違反	岡村栄八郎	二一・二六	二	棄却	三二四
昭和二八年(あ)四六五五	放火	杉山照一	二一・二六	二	棄却	三二一

昭和二八年(あ)四一七八	強姦致傷、窃盗	郡山国秀	二・二	三	乗却	四四		
昭和二八年(あ)四二三〇	公職選挙法違反	持田六外一六名	二・一	三	乗却	五〇		
昭和二八年(あ)四二四五	通貨偽造、同行使	矢部清	二・一	三	乗却	五六		
昭和二八年(あ)四三五一	窃盗	趙再雲	二・一	三	乗却	五九		
昭和二八年(あ)四四五七	贈賄	箱山浪治	二・二	三	乗却	六四		
昭和二八年(あ)四四八三	公職選挙法違反	長谷川正孝外七名	二・二	三	乗却	六七		
昭和二八年(あ)四五三七	詐欺	下山杉光	二・二	三	乗却	七一		
昭和二八年(あ)四五三九	横領	佐藤清之進	二・二	三	乗却	七四		
昭和二八年(あ)四五四二	窃盗	佐川広人	二・二	三	乗却	七八		
昭和二八年(あ)四五八二	詐欺	藤口石蔵	二・二	三	乗却	八一		
昭和二八年(あ)四五八八	殺人	和泉善雄	二・二	三	乗却	九四		

昭和二八年(あ)四六〇二	詐欺、窃盗	杉尾十一	二・二	三	乗却	九七		
昭和二八年(あ)四七三三	窃盗	沼田正男	二・二	三	乗却	一〇〇		
昭和二八年(あ)三五七一	窃盗、業務上横領、強盗傷人同未遂	羽澄柳一	二・四	一	乗却	一〇三		
昭和二七年(あ)四九〇五	食糧管理法違反	上野昇	二・四	一	乗却	一〇七		
昭和二八年(あ)四二〇〇	詐欺	久原利穂	二・四	一	乗却	一一一		
昭和二八年(あ)四三六五	詐欺、横領	重盛千代松	二・四	一	乗却	一一六		
昭和二八年(あ)四四三九	窃盗、横領	柳瀬公大	二・四	一	乗却	一一九		
昭和二七年(あ)四七二五	私文書偽造行使	田中繁男	二・九	三	乗却	一二五		
昭和二七年(あ)四七五三	酒税法違反	李漢栄	二・九	三	乗却	一三一		
昭和二七年(あ)五二五一	窃盗	鈴木福太郎	二・九	三	乗却	一三四		
昭和二七年(あ)五二八一	賍物故買	尹重烈	二・九	三	乗却	一三八		

昭和二七年(あ)五三二三	業務上横領	安岡秀晃	二一・九	三	棄却	一四一
昭和二七年(あ)五三九一	業務上横領	宮本信一	二一・九	三	棄却	一四八
昭和二八年(あ)三五二九	麻薬取締法違反	刑部孝子	二一・九	三	棄却	一五二
昭和二八年(あ)三五三三	窃盗	松井順三	二一・九	三	棄却	一五五
昭和二八年(あ)三五五八	賍物故買	李鎬律	二一・九	三	棄却	一五八
昭和二八年(あ)三五七二	強盗傷人、窃盗	中野公夫	二一・九	三	棄却	一六三
昭和二八年(あ)三六〇三	食糧管理法違反	辻本正一	二一・九	三	棄却	一六七
昭和二八年(あ)三七二二	収賄	田原俊次郎	二一・九	三	棄却	一七〇
昭和二八年(あ)四〇九二	傷害致死	前山辰蔵	二一・九	三	棄却	一七四
昭和二八年(あ)四二一二	食糧管理法違反	村上忠三	二一・九	三	棄却	一八〇
昭和二八年(あ)四五二五	業務上横領	高山梅吉	二一・九	三	棄却	一八五

昭和二八年(あ)四五七五	横領、詐欺	河田勝一	二一・九	三	棄却	一八八
昭和二八年(あ)四六四一	公職選挙法違反	沢勝啓	二一・九	三	棄却	一九一
昭和二八年(あ)四六七二	賍物故買	渡久地政喜	二一・九	三	棄却	一九五
昭和二八年(あ)四七七一	詐欺	渡部敏夫	二一・九	三	棄却	一九九
昭和二八年(あ)四八一六	横領、詐欺	渡辺栄一	二一・九	三	棄却	二〇二
昭和二八年(あ)四八二二	賍物故買	金政雄	二一・九	三	棄却	二〇五
昭和二七年(あ)二一七一	窃盗	関原政信	二一・一〇	三	棄却	二〇八
昭和二七年(あ)三四八〇	収賄	沼宮内哲	二一・一〇	三	棄却	二一六
昭和二八年(あ)四二二七	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	野田幸三	二一・一〇	三	棄却	二一九
昭和二八年(あ)四九四三	窃盗	金順元	二一・一〇	三	棄却	二二三
昭和二六年(あ)二六六七	収賄	太田幸吉外一名	二一・一一	三	棄却	二二六

昭和二八年(あ)三五七三	傷害、暴行、脅迫、業務妨害	玉井幹雄	二・一一	三	棄却	二三〇
昭和二八年(あ)三六七一	酒税法違反	曹栄外一名童	二・一一	三	棄却	二三三
昭和二八年(あ)三七四三	恐喝、脅迫	前田由信	二・一一	三	棄却	二三六
昭和二八年(あ)三八四六	詐欺、職業安定法違反	竹田幸次郎	二・一一	一	棄却	二三九
昭和二八年(あ)四二六四	窃盗	和田義雄	二・一一	一	棄却	二四三
昭和二八年(あ)四二七八	賍物故買、賍物寄蔵、賍物牙保	朴仲先	二・一一	一	棄却	二四六
昭和二八年(あ)四二八一	窃盗	望月太治郎	二・一一	一	棄却	二四九
昭和二八年(あ)四二九一	詐欺	向山兼二	二・一一	一	棄却	一五二
昭和二八年(あ)四三二二	覚せい剤取締法違反	岩本旭	二・一一	一	棄却	二五六
昭和二八年(あ)四三六〇	窃盗、犯人蔵匿	金本茂之	二・一一	一	棄却	二五九
昭和二八年(あ)四三七一	窃盗	江尻富士男	二・一一	一	棄却	二六二

昭和二八年(あ)四三七六	賍物牙保	岡利雄	二・一一	一	棄却	二六五
昭和二八年(あ)四三八二	賍物故買	渡辺朝夫	二・一一	一	棄却	二七一
昭和二八年(あ)四三九八	児童福祉法違反	末永よし子	二・一一	一	棄却	二七四
昭和二八年(あ)四四六四	賍物故買	泉水吉蔵	二・一一	一	棄却	二七七
昭和二八年(あ)四四七二	収賄	藤田喜二	二・一一	一	棄却	二八〇
昭和二八年(あ)四五四九	収賄	柾木純	二・一一	一	棄却	二八三
昭和二八年(あ)四五五六	公職選挙法違反	石田石次郎外一名	二・一一	一	棄却	二八六
昭和二八年(あ)四五七三	恐喝	中山儀三	二・一一	一	棄却	二八九
昭和二八年(あ)四五七九	物品税法違反	小島竹春	二・一一	一	棄却	二九三
昭和二八年(あ)四五九四	傷害	高森敏文	二・一一	一	棄却	二九六
昭和二八年(あ)四六〇三	暴行、傷害、恐喝	韓学用	二・一一	一	棄却	二九九

昭和二八年(お)四六〇八	窃盗	崔海珞	二・一一	一	棄却
昭和二八年(お)四六四八	傷害	岸本正外一名	二・一一	一	棄却
昭和二八年(お)四六七六	恐喝	伊沢徳伊智	二・一一	一	棄却
昭和二八年(お)四七〇二	貸金業等の取締に関する法律違反	小林熊治	二・一一	一	棄却
昭和二八年(お)四七八五	火薬取締法違反	花岡清士	二・一一	一	棄却
昭和二八年(お)四七九九	背任	青木三郎	二・一一	一	棄却
昭和二八年(お)四九一六	建造物侵入	朴道賢	二・一一	一	棄却
昭和二七年(お)四〇四六	詐欺未遂	関口勝	二・一二	二	棄却
昭和二七年(お)六三九七	物品税法違反	新堂福太郎	二・一二	二	棄却
昭和二八年(お)四七七〇	窃盗	板井時彦	二・一二	二	棄却
昭和二八年(お)四八九七	横領	亀谷春雄	二・一二	二	棄却
昭和二七年(お)五七〇一	横領	伊藤喜代太郎	二・一五	二	棄却
昭和二八年(お)四九〇七	窃盗、賍物牙保	森谷吉雄	二・一二	二	棄却

三二五	三二六	三二三	三一九	三一六	三一二	三〇九	三〇五	三〇二
三三五	三二五	三三一	三二六	三二三	三一九	三一六	三一二	三〇九	三〇五	三〇二

目次（刑事決定）(2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	頁
昭和二七年(あ)四六二四	賍物寄蔵、賍物取受	宮本嘉美	昭和二九年一一・一六	三	棄却	一
昭和二八年(あ)二二五〇	酒税法違反、物価統制令違反	近藤濱	一一・一六	三	棄却	五
昭和二八年(あ)三四九〇	麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反	刑部孝子	一一・一六	三	棄却	七
昭和二八年(あ)三四九六	賍物故買	趙千守	一一・一六	三	棄却	一一
昭和二八年(あ)三五九一	窃盗	金明公	一一・一六	三	棄却	一四
昭和二八年(あ)三七一九	麻薬取締法違反	朴命尾	一一・一六	三	棄却	一七
昭和二八年(あ)三九五三	窃盗	野沢勝代	一一・一六	三	棄却	二一
昭和二八年(あ)四〇五九	恐喝	船迫義一	一一・一六	三	棄却	二四
昭和二八年(あ)四一二八	窃盗	福本金太郎	一一・一六	三	棄却	三二

昭和二八年(あ)四三〇七	銃砲刀剣類等所持取締令、火薬類取締法違反	清水亘	二・一六	三	棄却	三五
昭和二八年(あ)四三一八	賍物牙保	鄭方佑	二・一六	三	棄却	四一
昭和二八年(あ)四三八九	背任、業務上横領、食糧管理法違反	丸山武男	二・一六	三	棄却	四六
昭和二八年(あ)四四四四	窃盗	李連雨	二・一六	三	棄却	五〇
昭和二八年(あ)四四六三	公職選挙法違反	和田一外二名	二・一六	三	棄却	五三
昭和二八年(あ)四四七四	食糧管理法違反	小池満治	二・一六	三	棄却	五七
昭和二八年(あ)四四七七	暴行、公文書毀棄	水谷勝由	二・一六	三	棄却	六〇
昭和二八年(あ)四四八四	麻薬取締法違反	金謂生	二・一六	三	棄却	六六
昭和二八年(あ)四五〇一	傷害	跡部喜弘	二・一六	三	棄却	六九
昭和二八年(あ)四五四五	公職選挙法違反	野中重利	二・一六	三	棄却	七二
昭和二八年(あ)四五四八	公職選挙法違反	七海己之造	二・一六	三	棄却	七五

昭和二八年(あ)四五六一	麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反	張昌錫	二・一六	三	棄却	八四
昭和二八年(あ)四五九三	公職選挙法違反	石井一雄	二・一六	三	棄却	八七
昭和二八年(あ)四五九六	公職選挙法違反	安東常子	二・一六	三	棄却	九〇
昭和二八年(あ)四六一五	詐欺、同教唆	佐藤清造	二・一六	三	棄却	九三
昭和二八年(あ)四六六四	職業安定法違反	田中又男	二・一六	三	棄却	九六
昭和二八年(あ)四七三七	窃盗、詐欺	杉山登一	二・一六	三	棄却	一〇〇
昭和二八年(あ)四七八一	賍物故買	平山善三郎	二・一六	三	棄却	一〇三
昭和二七年(あ)一六七一	窃盗、煙草専売法違反、賍物故買、賍物運搬、同牙保、煙草専売法違反幇助	岸政一外六名	二・一八	一	棄却	一〇六
昭和二八年(あ)二一九一	強姦未遂	大江十四春	二・一八	一	棄却	一五三
昭和二七年(あ)四九二八	傷害	石田吉一	二・一八	一	棄却	一二五
昭和二八年(あ)三四八七	窃盗	岩井宏	二・一八	一	棄却	一五六

昭和二八年(あ)四一九八	麻薬取締法違反	村尾俊雄外二名	二・一八	一	棄却	一五九			
昭和二八年(あ)四三〇〇	詐欺	鎌田六郎	二・一八	一	棄却	一七五			
昭和二八年(あ)四五五九	食糧管理法違反	安井秀男	二・一八	一	棄却	一七九			
昭和二八年(あ)四六二四	窃盗	松尾末雄	二・一八	一	棄却	一八二			
昭和二八年(あ)四六四二	偽造公文書行使	金海吉	二・一八	一	棄却	一八五			
昭和二八年(あ)四六六二	傷害致死	岩本照雄	二・一八	一	棄却	一八八			
昭和二八年(あ)四六六五	詐欺、横領	林好賢	二・一八	一	棄却	一九一			
昭和二八年(あ)四六七九	窃盗	木内利雄	二・一八	一	棄却	一九四			
昭和二八年(あ)四六九〇	詐欺	米良政義	二・一八	一	棄却	一九七			
昭和二八年(あ)四六九六	公職選挙法違反	後藤博	二・一八	一	棄却	二〇一			
昭和二八年(あ)四七〇五	公職選挙法違反	町田正男	二・一八	一	棄却	二〇四			

昭和二八年(あ)四七三二	窃盗	飯塚正五	二・一八	一	棄却	二〇七			
昭和二八年(あ)四七三四	強姦未遂、強盗	木村初次郎	二・一八	一	棄却	二一〇			
昭和二八年(あ)四七六〇	暴行	陶克祥	二・一八	一	棄却	二一三			
昭和二八年(あ)四七六三	道路交通取締法違反、業務上過失致死	大塚倉利	二・一八	一	棄却	二一六			
昭和二八年(あ)四七六八	詐欺	岡本三代治	二・一八	一	棄却	二一九			
昭和二八年(あ)四七八九	詐欺、同未遂	鈴木紀夫	二・一八	一	棄却	二二二			
昭和二八年(あ)四七九六	公職選挙法違反	池田庄平	二・一八	一	棄却	二二五			
昭和二八年(あ)四八〇五	公職選挙法違反	坂上千代松	二・一八	一	棄却	二二九			
昭和二八年(あ)四八〇八	窃盗未遂	松井嘉外一名徳	二・一八	一	棄却	二三二			
昭和二八年(あ)四八五三	公職選挙法違反	松本末外一名	二・一八	一	棄却	二三七			
昭和二八年(あ)五六八二	麻薬取締法違反	丸田省三郎外二名	二・一八	一	棄却	二四二			

昭和二七年(あ)一三四八	恐喝	古田義行	二・一九	二	棄却	二四八
昭和二七年(あ)二七三三	業務妨害	福中和夫外一〇名	二・一九	二	棄却	二五二
昭和二七年(あ)二八一八	物品税法違反	小野酉己	二・一九	二	棄却	二五九
昭和二七年(あ)三二四八	賍物牙保、賍物収受	大島松男	二・一九	二	棄却	二六二
昭和二七年(あ)四二四三	窃盗、賍物運搬、恐喝	内海末光外二名	二・一九	二	棄却	二六五
昭和二七年(あ)四六二三	食糧管理法違反	風早正夫外一名	二・一九	二	棄却	二七二
昭和二七年(あ)四八一八	窃盗、占有離脱物横領	長谷部市朗外二名	二・一九	二	棄却	二七七
昭和二七年(あ)五一三一	酒税法違反	金敦徳	二・一九	二	棄却	二八三
昭和二七年(あ)五二〇〇	関税法違反、物価統制令違反	中山寿一外六名	二・一九	二	棄却	二八七
昭和二七年(あ)五三〇八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行、公務執行妨害、傷害	原田末利	二・一九	二	棄却	二九八
昭和二八年(あ)四〇八〇	公職選挙法違反	岡本岩雄	二・一九	二	棄却	三〇二

昭和二八年(あ)四五一〇	詐欺	岩永隆	二・二〇	二	棄却	三〇三
昭和二八年(あ)五〇七九	窃盗、逃走	小島重夫	二・二〇	二	棄却	三一二
昭和二八年(あ)五三七八	強盗傷人、強盗、窃盗	鈴木隆	二・二〇	二	棄却	三一六
昭和二七年(あ)四七五七	業務上横領、横領	入田勤	二・二二	二	棄却	三二三
昭和二七年(あ)四八三六	詐欺	小橋嘉七	二・二三	三	棄却	三二六
昭和二七年(あ)四八五八	窃盗	吉田武彦	二・二三	三	棄却	三三一
昭和二七年(あ)四八六七	詐欺、私文書偽造行使	大石義一外一名	二・二三	三	棄却	三三四
昭和二七年(あ)四八八二	偽証	西口三郎	二・二三	三	棄却	三三八
昭和二七年(あ)四九二七	食糧管理法違反	村田米蔵	二・二三	三	棄却	三四四
昭和二七年(あ)四九四〇	酒税法違反、同幇助、外国人登録令違反	方文度	二・二三	三	棄却	三五九
昭和二七年(あ)五二三七	詐欺	白石昇	二・二三	三	棄却	三六二

目次（刑事決定）(3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)二八〇四	詐欺	植松巽	昭和二九年一・一四	二	棄却	一
昭和二八年(あ)四〇八八	公職選挙法違反	橋本庄太郎	二・二四	二	棄却	一〇
昭和二八年(あ)四一九四	窃盗、同未遂	高木一二	二・二四	二	棄却	一九
昭和二八年(あ)四五五四	窃盗	山下喜藤	二・二四	二	棄却	二二
昭和二八年(あ)四六八〇	賭場開帳図利	丸山仙吉	二・二四	二	棄却	二六
昭和二八年(あ)四八〇九	公職選挙法違反	沓掛西蔵	二・二四	二	棄却	二九
昭和二八年(あ)四九〇一	覚せい剤取締法違反、薬事法違反	福地芳幸	二・二四	二	棄却	三二
昭和二八年(あ)四九九〇	詐欺	塩津慶吉	二・二四	二	棄却	三五
昭和二七年(あ)二〇一	賍物故買、賍物牙保	原末光	二・二五	一	棄却	三九

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二七年(あ)五二五八	住居侵入、強盗未遂	斎藤恒夫	二・二三	三	棄却	三六五
昭和二七年(あ)五二七二	自転車競技法違反	猪原給彌	二・二三	三	棄却	三七〇
昭和二七年(あ)五三六六	物価統制令違反、食糧管理法違反	若林静夫	二・二三	三	棄却	三七四
昭和二七年(あ)五四六七	麻薬取締法違反	高清子	二・二三	三	棄却	三七七
昭和二八年(あ)四六五三	強盗未遂	笹川武	二・二三	三	棄却	三八一
昭和二八年(あ)四七四九	営利誘拐、窃盗	村上甚三郎	二・二三	三	棄却	三八六
昭和二八年(あ)四九二六	窃盗	細田義明	二・二三	三	棄却	三九一

昭和二七年(あ)	二五一	食糧管理法違反	瀬戸岩男	二・二五	一	棄却	四五		
昭和二七年(あ)	一四二五	麻薬取締法違反	井出武男外一名	二・二五	一	棄却	四八		
昭和二七年(あ)	二九九七	住居侵入、強要、脅迫、暴行公文書毀棄	中村唯雄外三名	二・二五	一	棄却	五五		
昭和二七年(あ)	四三〇八	関税法違反	北野東夫外一名	二・二五	一	棄却	六六		
昭和二七年(あ)	六五六九	貸金業等の取締に関する法律違反	奥谷格治	二・二五	一	棄却	七四		
昭和二八年(あ)	二六九九	傷害、脅迫、暴行、不法監禁、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、同未遂	高島三治外二名	二・二五	一	棄却	七九		
昭和二八年(あ)	三〇七七	詐欺、横領、有価証券偽造行使詐欺	物集恭次郎	二・二五	一	棄却	八八		
昭和二八年(あ)	三六七四	窃盗	野崎友吉	二・二五	一	棄却	九三		
昭和二八年(あ)	三八一三	賍物故買	伊東彦一	二・二五	一	棄却	九六		
昭和二八年(あ)	三九二三	業務上横領	杉本辰治	二・二五	一	棄却	一〇〇		
昭和二八年(あ)	四三五〇	臨時物資需給調整法違反、関税法違反	金在明	二・二五	一	棄却	一〇四		

昭和二八年(あ)	四四九六	傷害致死	太田喜平	二・二五	一	棄却	一〇七		
昭和二八年(あ)	四六三九	公文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺、同未遂	神人信一外一名	二・二五	一	棄却	一一二		
昭和二八年(あ)	四六九三	強盗、窃盗	星野騰	二・二五	一	棄却	一一五		
昭和二八年(あ)	四七一三	食糧管理法違反	浅川梅男	二・二五	一	棄却	一一九		
昭和二八年(あ)	四七五七	詐欺	古郷嘉久一	二・二五	一	棄却	一二五		
昭和二八年(あ)	四八二〇	恐喝	尾関治	二・二五	一	棄却	一二九		
昭和二八年(あ)	四八三三	公務執行妨害、住居侵入	京免伍	二・二五	一	棄却	一三二		
昭和二八年(あ)	四八五〇	恐喝	多田野弘文	二・二五	一	棄却	一三五		
昭和二八年(あ)	四八七〇	賍物牙保	生見静哉	二・二五	一	棄却	一三八		
昭和二八年(あ)	五〇六八	窃盗	奥野一夫	二・二五	一	棄却	一四一		
昭和二八年(あ)	五一二六	公職選挙法違反	坪山兵吾	二・二五	一	棄却	一四四		

昭和二六年(あ)四七四〇	外国為替管理法違反	秋武一夫外一名	二・二六	二	棄却	一四七
昭和二七年(あ)四五七六	関税法違反、貿易等臨時措置法違反、証憑偽造	呂仲浩外一名	二・二六	二	棄却	一五四
昭和二七年(あ)四九二二	食糧管理法違反	小山重信	二・二六	二	棄却	一六〇
昭和二七年(あ)五四七四	窃盗	平山正夫	二・二六	二	棄却	一六四
昭和二七年(あ)五五八八	地代家賃統制令違反	植木祝蔵	二・二六	二	棄却	一六七
昭和二七年(あ)五六四四	詐欺	加古福男	二・二六	二	棄却	一七二
昭和二七年(あ)五八八二	道路交通取締法違反	中川昇	二・二六	二	棄却	一七五
昭和二八年(あ) 七〇七	有価証券偽造	高木善兵衛	二・二六	二	棄却	一七八
昭和二八年(あ)四二二九	業務上横領	米田友秋	二・二六	二	棄却	一八二
昭和二八年(あ)四三九〇	賍物故買	小野新三郎	二・六二	二	棄却	一八五
昭和二八年(あ)四七七九	公務執行妨害	佐多清充	二・二六	二	棄却	一八八

昭和二八年(あ)四八〇六	傷害	国広満	二・二六	二	棄却	一九一
昭和二八年(あ)四八三四	窃盗	高尾茂	二・二六	二	棄却	一九六
昭和二八年(あ)四八五八	酒税法違反	成判岩	二・二六	二	棄却	一九九
昭和二八年(あ)四八七四	業務上横領、横領	小牧才治郎	二・二六	二	棄却	二〇二
昭和二八年(あ)四八八五	覚せい剤取締法違反	大西司	二・二六	二	棄却	二〇七
昭和二八年(あ)四九〇四	詐欺	木津谷力松	二・二六	二	棄却	二一〇
昭和二八年(あ)四九三二	公務執行妨害	山下正	二・二六	二	棄却	二一三
昭和二八年(あ)四九五五	窃盗	玄鎬周	二・二六	二	棄却	二一六
昭和二八年(あ)四九五八	公職選挙法違反	青山大	二・二六	二	棄却	二一九
昭和二八年(あ)四九九九	重失火	幸田実	二・二六	二	棄却	二二三
昭和二八年(あ)五〇一四	横領	梶村成彌	二・二六	二	棄却	二二七

昭和二八年(あ)五一四〇	傷害、恐喝、賭博開帳図利	福田知信 外一名	二・二六	二	棄却	二三〇
昭和二八年(あ)五一四二	強盗致死、強盗致傷	伊藤正男	二・二六	二	棄却	二三四
昭和二八年(あ)五一九八	恐喝	安達恵	二・二六	二	棄却	二三九
昭和二八年(あ)五二三四	殺人	窪田久和	二・二六	二	棄却	二四五
昭和二八年(あ)五三二六	強盗傷人、強盗、窃盗、詐欺	後藤力造	二・二六	二	棄却	二五〇
昭和二八年(あ)五四一八	強盗、窃盗、住居侵入	頭川良作	二・二六	二	棄却	二五三
昭和二五年(あ)一四二九	外国人登録令違反	河福任 外一名	二・二七	二	棄却	二五九
昭和二七年(あ)一八二二	業務上横領、閉鎖機関令違反	伊林逸平	二・二七	二	棄却	二六四
昭和二七年(あ)二九五八	覚せい剤取締法違反、酒税法違反、同幇助	林雲龍	二・二七	二	棄却	二六八
昭和二七年(あ)二九七二	詐欺、窃盗	生江喜徳	二・二七	二	棄却	二七二
昭和二七年(あ)三九二六	酒税法違反	崔順敏	二・二七	二	棄却	二七六

昭和二七年(あ)四一五〇	窃盗、賍物故買	森正平 外二名	二・二七	二	棄却	二八一
昭和二七年(あ)四一六五	窃盗	岩澤行雄 外一名	二・二七	二	棄却	二八八
昭和二七年(あ)四三二一	窃盗、詐欺	鈴木仁	二・二七	二	棄却	二九三
昭和二七年(あ)四四二六	窃盗	宇野保雄	二・二七	二	棄却	二九六
昭和二七年(あ)五〇〇〇	賍物故買	禹水龍	二・二七	二	棄却	二九九
昭和二七年(あ)五〇四二	火薬類取締法違反	香西弘	二・二七	二	棄却	三〇二
昭和二八年(あ)四二五〇	詐欺	守谷勇	二・二七	二	棄却	三〇五
昭和二八年(あ)四三〇一	窃盗	大橋義信	二・二七	二	棄却	三〇九
昭和二八年(あ)四五一九	傷害、公務執行妨害	平田秀雄 外二名	二・二七	二	棄却	三一二
昭和二八年(あ)四五六〇	窃盗	山本忠男	二・二七	二	棄却	三一六
昭和二八年(あ)四五七一	窃盗	今田勲	二・二七	二	棄却	三一九

昭和二八年(あ)四五八七	食糧管理法違反	柴田春市外四名	二・二七	二	棄却	三二二
昭和二八年(あ)四五九五	食糧管理法違反、物価統制令違反	中尾林三郎	二・二七	二	棄却	三二六
昭和二八年(あ)四六〇四	食糧管理法違反	巖政司	二・二七	二	棄却	三二九
昭和二八年(あ)四六二〇	賍物運搬	大森辰利	二・二七	二	棄却	三三三
昭和二八年(あ)四六二二	賍物故買、賍物牙保	吉村忠夫外一名	二・二七	二	棄却	三三六
昭和二八年(あ)四六六三	有価証券変造、同行使、窃盗	寺崎茂實	二・二七	二	棄却	三四〇
昭和二八年(あ)四六八八	詐欺、横領	大森正雄	二・二七	二	棄却	三四三
昭和二八年(あ)四七〇八	食糧管理法違反	相田庄次郎	二・二七	二	棄却	三四六
昭和二八年(あ)四七四三	賍物故買	山崎太一	二・二七	二	棄却	三四九
昭和二八年(あ)四七四六	詐欺	山本新市	二・二七	二	棄却	三五二
昭和二八年(あ)四八五四	賍物故買、麻薬取締法違反	趙鏞兆	二・二七	二	棄却	三五五

昭和二八年(あ)四八八二	酒税法違反	兪達五	二・二七	二	棄却	三五八
昭和二八年(あ)四八八八	強盗、窃盗	呉儒吉	二・二七	二	棄却	三六一
昭和二八年(あ)四八九五	窃盗	片貝惣二郎	二・二七	二	棄却	三六四
昭和二八年(あ)四九二一	殺人未遂	金景徳	二・二七	二	棄却	三六七
昭和二八年(あ)四九七六	窃盗	佐野潤一	二・二七	二	棄却	三七〇
昭和二八年(あ)四九七九	業務上横領	鴇田俊郎	二・二七	二	棄却	三七三
昭和二八年(あ)四九九四	傷害致死	金道澤	二・二七	二	棄却	三七六
昭和二八年(あ)五〇一七	贈賄	奥川小三郎	二・二七	二	棄却	三七九
昭和二八年(あ)五〇五二	公職選挙法違反	斎藤三四二	二・二七	二	棄却	三八二
昭和二八年(あ)五〇六〇	印紙犯罪処罰法違反	茂木雅男	二・二七	二	棄却	三八五
昭和二八年(あ)五〇六六	詐欺、横領	中野三郎	二・二七	二	棄却	三八八

目次（刑事雑）

事件番号	事件名	抗告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
	再審請求					
昭和二九年(き) 一	詐欺	加藤友治	昭和二九年一一・一六	三	棄却	一
昭和二八年(き) 三一	公職選挙法違反	富田武実外二名	二一・一九	二	棄却	四
	判決訂正の申立					
昭和二九年(み) 四	傷害、暴行、脅迫	高橋寅松	二一・三	一	棄却	七
昭和二九年(み) 五	収賄	岡田実五郎	二一・三	一	棄却	九
昭和二九年(み) 三	強盗、強盗傷人	新宅吉秀	二一・九	三	棄却	一二
昭和二九年(み) 一	食糧管理法違反	藤沼藤七郎	二一・一〇	二	棄却	一五
昭和二九年(み) 二	公職選挙法違反	鍛治利一	二一・一二	二	棄却	二一
昭和二八年(あ)五〇八九	傷害	荒井保治	二一・二七	二	棄却	三九三
昭和二八年(あ)五〇九六	窃盗	上島源三	二一・二七	二	棄却	三九六
昭和二八年(あ)五一一八	窃盗	星野金松	二一・二七	二	棄却	四〇〇
昭和二八年(あ)五一三二	出入国管理令違反	李圭燮	二一・二七	二	棄却	四〇四
昭和二八年(あ)五一三八	窃盗	田口鐘男	二一・二七	二	棄却	四〇八
昭和二八年(あ)五一四七	傷害	川村光雄	二一・二七	二	棄却	四一一
昭和二八年(あ)五一四九	公職選挙法違反	伊藤金次郎外一名	二一・二七	二	棄却	四一四
昭和二八年(あ)五一六四	業務上横領	植松寛市	二一・二七	二	棄却	四一七
昭和二八年(あ)五二〇六	恐喝	三嶋勲男	二一・二七	二	棄却	四二〇
昭和二八年(あ)五二三九	窃盗	木村弘	二一・二七	二	棄却	四二三
昭和二八年(あ)五二七二	賍物故買	李万洙	二一・二七	二	棄却	四二六

昭和二九年(み)	一〇	放火未遂	高橋勉	二・一七	棄却	二七
昭和二九年(み)	九	放火未遂	長沢正行	二・一七	棄却	三一
昭和二九年(み)	八	放火未遂	斎藤松太郎	二・一七	棄却	三八
昭和二九年(み)	七	放火未遂、暴力行為等処罰に関する法律違反	宇佐美静治	二・一七	棄却	四五
昭和二九年(み)	六	放火未遂	広瀬梅次	二・一七	棄却	四九
昭和二九年(み)	一一	詐欺、横領	鍛治利一 外一名	二・一八	棄却	五一
特別抗告						
昭和二六年(し)	六三	昭和二五年政令第三一五号違反	小沢茂 外三名	二・四	棄却	六二
昭和二九年(し)	二	窃盗	狩野一朗	二・一二	棄却	七九
昭和二九年(し)	六	所得税法違反	森原春一 外四名	二・一六	棄却	八三
昭和二九年(し)	六二	公職選挙法違反	阿部義次	二・一六	棄却	八八

昭和二八年(し)	六三	公職選挙法違反	阿部義次	二・一六	棄却	九三
昭和二八年(し)	六四	公職選挙法違反	阿部義次	二・一六	棄却	九八
昭和二八年(し)	六五	公職選挙法違反	阿部義次	二・一六	棄却	一〇三
昭和二七年(し)	七一	傷害	石田吉一	二・一八	棄却	一〇八
昭和二七年(し)	七二 七三	傷害	石田吉一	二・一八	棄却	一一二
昭和二九年(し)	五	殺人等	名古屋高等検察庁検事長代理検事 出射義夫	二・二七	棄却	一二三
昭和二八年(し)	一〇〇	再審請求棄却決定に対してなした即時抗告の棄却決定に対する異議申立事件についての特別抗告	中田公弘	二・二七	棄却	一二九
訴訟費用						
昭和二八年(あ)	一五四七	窃盗	築井徳次	二・一	負担	一三四
昭和二九年(せ)	一二	窃盗	辻五平	二・二	免除	一三五
昭和二九年(せ)	四二	窃盗	早川英邦	二・四	免除	一三六

昭和二九年(廿)	三四	銃砲刀剣類等所持取締令違反	柳	康介	二・四	一 免除	一三八
昭和二八年(廿)	三五二	詐欺、同未遂	池田	健一郎	二・四	一 免除	一四〇
昭和二九年(廿)	一九	公務執行妨害等	中村	栄	二・四	一 免除	一四二
昭和二八年(廿)	三四三	詐欺、覚せい剤取締法違反	鈴木	博志	二・四	一 免除	一四四
昭和二九年(廿)	一	賍物故買、賭博	折坂	善作	二・九	三 棄却	一四六
昭和二九年(廿)	二六	横領、窃盗	一里越	健一	二・九	三 免除	一四七
昭和二九年(廿)	一〇	詐欺	原田	秀雄	二・九	三 免除	一四八
昭和二九年(廿)	二七	公文書偽造、同行使、外国人登録令違反	鄭	泰運	二・九	三 免除	一四九
昭和二九年(廿)	二八	住宅侵入、強盗	柴田	栄一	二・九	三 免除	一五〇
昭和二九年(廿)	二四	窃盗	高橋	運吉	二・九	三 棄却	一五一
昭和二九年(廿)	四〇	強盗殺人、窃盗、強盗	中島	英蔵	二・九	三 免除	一五二

昭和二八年(廿)	三二一	詐欺	森	林	二・九	三 棄却	一五三
昭和二九年(廿)	四七	詐欺、横領	大浦	正夫	二・一〇	一 免除	一五四
昭和二九年(廿)	五九	業務上横領	笹谷	石勝	二・一〇	一 免除	一五六
昭和二九年(廿)	一五	窃盗	松下	賢一	二・一五	二 免除	一五八
昭和二八年(廿)	三二〇	窃盗	豊村	和馬	二・一六	三 免除	一六〇
昭和二九年(廿)	三一	傷害致死	宮前	保	二・一六	三 免除	一六一
昭和二九年(廿)	三	窃盗、賍物運搬、煙草専売法違反	車	成祚 外二名	二・一六	三 棄却	一六二
昭和二九年(廿)	三〇	窃盗	油木	実	二・一六	三 免除	一六四
昭和二九年(廿)	四三	窃盗、賍物故買	千明	俊	二・一六	三 免除	一六五
昭和二九年(廿)	五六	酒税法違反	奥村	一馬	二・一七	一 免除	一六六
昭和二九年(廿)	三七	窃盗、建造物侵入	星加	武平	二・一八	一 免除	一六八

昭和二九年(ワ)	五七	窃盗、詐欺	野中竹次郎	二・一八	一	免除	一七〇
昭和二九年(ワ)	四五	物品税法違反	中内金次	二・一八	一	免除	一七二
昭和二九年(ワ)	四一	暴行	田中太郎	二・一八	一	免除	一七三
昭和二九年(ワ)	三六	詐欺	図師秀義	二・一八	一	免除	一七五
昭和二九年(ワ)	六三	詐欺	久原利穂	二・一八	一	免除	一七七
昭和二九年(ワ)	五四	詐欺	伊藤硯児	二・一九	二	棄却	一七八
昭和二九年(ワ)	七	詐欺	塚本定勝	二・一九	二	棄却	一八〇
昭和二九年(ワ)	五二	窃盗未遂	李喜詰	二・二三	三	免除	一八二
昭和二九年(ワ)	五〇	窃盗	田中幸夫	二・二三	三	免除	一八三
昭和二八年(あ)四五〇四		詐欺、同未遂	佐々木武	二・二四	二	負担	一八四
昭和二九年(ワ)	七〇	詐欺、横領	重盛千代松	二・二五	一	免除	一八六

昭和二九年(ワ)	六九	窃盗、業務上横領、強盗傷人強盗殺人	羽澄柳一	二・二五	一	免除	一八八
昭和二九年(ワ)	七一	詐欺、業務上横領、横領	本田彦四郎	二・二五	一	免除	一九〇
昭和二九年(ワ)	五八	詐欺、暴行、職業安定法違反	相馬鶴一郎	二・二六	二	棄却	一九二
昭和二九年(ワ)	九	常習累犯窃盗	桑島義典	二・二六	二	免除	一九三
昭和二八年(ワ)	三二四	詐欺未遂	藤堂茂雄	二・二七	一	免除	一九五
昭和二九年(ワ)	七八	窃盗	新福静夫	二・二七	一	免除	一九七
昭和二九年(ワ)	七九	強盗殺人等	中脇豊吉	二・二七	一	免除	一九九
昭和二九年(ワ)	八〇	窃盗	今村健二郎	二・二七	一	免除	二〇一
昭和二九年(ワ)	六〇	詐欺	梅原万吉	二・二七	一	免除	二〇三
		決定訂正の申立					
昭和二九年(す)	三八	贈賄、窃盗	長島理三郎	二・三	一	棄却	二〇五

昭和二九年(す)	一四	詐	欺	古谷	龍	二・三	二	棄却	二〇六
昭和二九年(す)	三九	公正証書原本不実記載、同行使		申立人 鍛冶	利一	二・四	一	棄却	二一〇
昭和二九年(す)	五	窃	盗	神保	重男	二・一〇	二	棄却	二一一
昭和二九年(す)	一一	強盗殺人		曾	栄坤	二・一〇	二	棄却	二一三
昭和二九年(す)	一五	職業安定法違反		上村	政七 外一名	二・一二	二	棄却	二一七
昭和二九年(す)	一三	窃	盗	岩田	茂夫	二・一五	二	棄却	二一九
昭和二九年(す)	四三	窃	盗	鈴木	勝衛	二・一六	三	棄却	二二一
昭和二九年(す)	五二	殺人未遂		大池	喜助	二・一六	三	棄却	二二四
昭和二九年(す)	六二	業務上横領、詐欺		堺	一雄	二・一九	二	棄却	二三一
昭和二八年(す)(す) 昭和二九年(す)	六三四 三〇	窃	盗	印	致浩	二・四	一	棄却	二三八

刑事雑事件

公訴棄却事件

昭和二九年(す)	四	窃	盗	加藤	源次	二・一二	二	棄却	二三七
昭和二九年(す)	七〇	特別抗告棄却の決定に対する異議の申立		内田	寿	二・二六	二	棄却	二四〇
昭和二八年(あ)	二七	賍物牙保		岩崎	太郎	二・二	三	公訴棄却	二四四
昭和二七年(あ)	五八一	詐欺、恐喝		山中	房吉	二・二	三	公訴棄却	二四六
昭和二八年(あ)	四七一二	物品税法違反		中村	寿太郎	二・一六	三	公訴棄却	二四七
昭和二八年(あ)	一二三	関税法違反		石堂	直芳	二・一六	三	公訴棄却	二四九
昭和二八年(あ)	四七一〇	賍物牙保、賍物故買		石渡	庄吉	二・一七	一	公訴棄却	二五〇
昭和二六年(あ)	三六八三	昭和二五年政令第三二五号違反		村田	誠	二・一七	大	公訴棄却	二五一
昭和二八年(あ)	一二一二	職業安定法違反		柴田	信彦	二・二三	三	公訴棄却	二五四
昭和二八年(あ)	五六〇四	騒擾附和随行、傷害		金	作支	二・二六	二	公訴棄却	二五六

目次（刑事不成立）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	丁数
昭和二八年(お)四五八三	公記号偽造、外国通貨偽造	六角辰治郎	昭和二九年一・一	一	棄却	一
昭和二八年(お)四六八九	覚せい剤取締法違反	根岸良司	二・二三	三	棄却	二
昭和二八年(お)四七一五	公職選挙法違反	原太右衛門外一名	二・二三	三	棄却	四
昭和二八年(お)四八〇一	公職選挙法違反	山田信三郎	二・二三	三	棄却	六
昭和二八年(お)四八〇四	常習賭博	野原健治	二・二三	三	棄却	八
昭和二八年(お)四九〇二	公職選挙法違反	山科雄護こと敏外二名	二・二三	三	棄却	一〇
昭和二八年(お)三六四七	窃盗、横領	松岡雅明	二・三	一	棄却	一二
昭和二八年(お)四六五九	詐欺、窃盗	古川稔隆	二・三	一	棄却	一三
昭和二八年(お)四七四五	有価証券変造、同行使、詐欺	加藤松夫	二・三	一	棄却	一四

昭和二八年(あ)四九七三	公職選挙法違反	石原繁	二・三	二	乗却
昭和二八年(あ)五〇〇八	窃盗	倉地輝雄	二・三	二	乗却
昭和二八年(あ)五〇一一	贈賄	宗像重道	二・三	二	乗却
昭和二八年(あ)五〇三八	覚せい剤取締法違反	成本政吉こと 成栄宅	二・三	二	乗却
昭和二八年(あ)五一七八	賍物運搬	中島国広	二・三	二	乗却
昭和二八年(あ)五一八六	公職選挙法違反	和泉利秋	二・三	二	乗却
昭和二八年(あ)四八四七	公職選挙法違反	吉田勇	二・六	一	乗却
昭和二八年(あ)四九六三	出入国管理令違反	用川又龍	二・六	一	乗却
昭和二八年(あ)五〇八八	詐欺	梅野巌 外一名	二・六	一	乗却
昭和二八年(あ)五〇四一	賍物牙保	太田幸一	二・一〇	二	乗却
昭和二八年(あ)五一二〇	賍物故買	大宮清吉こと 鄭駿煥	二・一〇	一	乗却

昭和二八年(あ)五〇五七	出入国管理令違反	孫得烈	二・一二	二	乗却
昭和二八年(あ)五一一五	公職選挙法違反	久保田政次 外一名	二・一二	二	乗却
昭和二八年(あ)五二〇一	公職選挙法違反	大松鑛・平	二・一二	二	乗却
昭和二八年(あ)五二六一	公職選挙法違反	井上栄紋	二・一二	二	乗却
昭和二八年(あ)五三〇一	住居侵入	川原清秀 外一名	二・一五	二	乗却
昭和二八年(あ)五三三五	覚せい剤取締法違反	朴東萬	二・一五	二	乗却
昭和二八年(あ)四六八七	住居侵入、強盗、同未遂	佐藤壮宋	二・一七	一	乗却
昭和二八年(あ)四八二三	公職選挙法違反	田中三蔵 外五名	二・一七	一	乗却
昭和二八年(あ)五一一二	窃盗	李甲龍 外一名 岩本利雄こと	二・一七	一	乗却
昭和二六年(れ)一四八九	恐喝	原田億長	二・一八	一	乗却
昭和二七年(あ)五二〇〇	関税法違反、物価統制令違反	中家和夫	二・一九	二	乗却

昭和二八年(あ)四六一三	放火	今野忠治	二・二五	一	棄却	五七
昭和二八年(あ)四八八四	業務上過失船舶覆没、業務上過失致死	奥野勝郎	二・二五	一	棄却	五九
昭和二八年(あ)四八九〇	窃盗	山本長三郎	二・二六	二	棄却	六一
昭和二八年(あ)五〇二四	関税法違反	田野菊三郎こと田野玉奉	二・二六	二	棄却	六三
昭和二八年(あ)五二九八	窃盗	堀尾吉治	二・二六	二	棄却	六五
昭和二八年(あ)五四七〇	公職選挙法違反	丸山忠次	二・二六	二	棄却	六七
昭和二八年(あ)四七〇八	食糧管理法違反	小池正二郎	二・二七	二	棄却	六九